

第九十六回国会 衆議院 内閣委員会通信委員会連合審査会議録 第一号

昭和五十七年四月二十日(火曜日)  
午後三時二分開議

出席委員

内閣委員会

委員長 石井 一君

理事 愛野興一郎君

理事 田名部匡省君

理事 上田 卓三君

理事 市川 雄一君

理事 上草 義雄君

理事 川崎 二郎君

理事 塚原 俊平君

理事 宮崎 茂一君

理事 上原 康助君

通信委員会

委員長 水野 清君

理事 加藤常太郎君

理事 渡辺 紘三君

理事 鈴木 強君

理事 亀岡 高夫君

理事 佐藤 守良君

理事 福永 健司君

理事 榎 兼次郎君

理事 大橋 敏雄君

出席国務大臣

郵政大臣 箕輪 登君

内閣官房長官 宮澤 喜一君

(行政官房長官) 中曾根康弘君

出席政府委員

内閣法制局長官 角田禮次郎君

臨時行政調査会 佐々木晴夫君

臨時行政調査会 山本 貞雄君

臨時行政調査会 山本 貞雄君

臨時行政調査会 山本 貞雄君

臨時行政調査会 山本 貞雄君

委員外の出席者

日本電信電話公 真藤 恒君

社総裁 西井 昭君

日本電信電話公 信沢 健夫君

社総務理事 稲見 保君

日本電信電話公 高橋 敏朗君

社業務管理局長 山口 一君

日本電信電話公 菅田 茂男君

社データ通信公 菅田 茂男君

部長 菅田 茂男君

内閣委員会調査 菅田 茂男君

室長 菅田 茂男君

通信委員会調査 菅田 茂男君

室長 菅田 茂男君

菅田 茂男君

菅田 茂男君

菅田 茂男君

菅田 茂男君

菅田 茂男君

菅田 茂男君

菅田 茂男君

菅田 茂男君

菅田 茂男君

菅田 茂男君

菅田 茂男君

菅田 茂男君

菅田 茂男君

菅田 茂男君

菅田 茂男君

菅田 茂男君

菅田 茂男君

菅田 茂男君

法律案を議題といたします。

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○石井委員長 本案についての趣旨の説明は、お手元に配付してあります資料により御了承願うこととし、直ちに質疑に入ります。

質疑時間は、申し出の範囲で御協力をお願いいたします。

なお、政府におかれましては、答弁は簡潔にお願いいたします。

鈴木強君。

○鈴木(強)委員 ただいま議題になりました法案につきまして、通信委員会の方から内閣委員会に連合審査をお願いいたしましたところ、委員長以下理事、委員の皆様御協力によりましてその機会をつくっていただきました。冒頭厚くお礼を申し上げます。

最初に、中曾根行政官房長官、それから郵政省にお伺いをしたいのでありますが、実はこの法案の提出の仕方でございます。御承知のように、この法案は、十三府省三百二十以上の法律案の改正を一括法案として提出されたものでござい

ますが、この中で、特に公衆電気通信法の一部を改正する法律案、この内容はまさにわが国の電気通信政策の基本にかかわる問題でありまして、ただ単に許可認可事務の簡素化、合理化というようにことで取り扱われるべきものでは断じてないと思

は思っております。当然この法案は通信委員会に付託をされ、慎重な審議がなされるべきであります。それなのにこのような一括法案として提

出されたことは、現在の所管別、委員会別中心主義の国会審議の方針を無視した非民主的なやり方ではないかと私は思うのでございます。したがって、この際長官から、一括提出した理由は何か、お答えをいただきたいと思っております。郵政省の方からも若干意見があれば出していただきたい。

なお、この点につきましては同僚の阿部委員から後ほど官房長官、法制局の方にも質疑をすることになっておりますので、基本的なことについては私は阿部君に譲りますが、最初に、このことについてひとつ長官からお答えをいただきます。

○中曾根国務大臣 確かにデータ通信に関する部分等におきましては、電気通信政策の基本に絡む問題も含まれておると思われまして、ごもっともな発言と思われまして。ただ、側面から見ますと、許可、認可を外す、そして、できるだけ自由化していく、そういうような行政の簡素化あるいは整理合理化の趣旨からも出てきておりまして、臨時行政調査会の第二次答申に含まれて一括として出てきたものでございます。したがって、行政事務の簡素合理化及び許可認可からの自由化という線におきましてはかもの趣旨、目的が一致しております。そういう線からすでに数回の先例もございまして、一括法案としてお願いをいたした次第でございます。

○守住政府委員 郵政省としてお答え申し上げます。

今回の公衆法の改正につきましては、第一の点が、臨時行政調査会の第二次答申を最大限尊重して所要の施策を実施に移すという閣議決定を踏まえたものでございます。

二番目といたしましては、改正の内容でござい

ますけれども、データ処理のための回線利用の自由化に関するものでございまして、データ通信のための特定通信回線の共同使用にかかる個別認可

の廃止など、行政事務の簡素合理化を目的とするものであるということでございます。

また、当初私も考えておりましたような、民間に通信業を認めるなどといった問題は、公衆電気通信に関する重大な政策変更という問題は含まれていないという面もございますので、臨時行政調査会の答申を受けた行政事務の簡素合理化のためのいわゆる一括法案に含めることが適当である、その目的等につきまして共通するものがある、こういうことで一括法案に含めた次第でございます。

○鈴木(強)委員 いま守任政策局長からとんでもない答弁をいただきましたが、私たちは、前回の放送大学法の場合もそうです。法案の附則において、わが国の放送体系の基本にかかわる問題が提出されておった。これはいけないということでは郵政省にも何回か意見を申し上げておりました。

〔石井委員長退席、水野委員長着席〕

通信委員会におきまして、今回の問題については事前にそういうことのないようにということでは強く申し入れておいたのです。所管官庁である郵政省が、あなたは一局長だから大臣から答弁してもらいたいのだが、あなた方もそういう方向でこれは努力をしたじゃないか。郵政省としては、この問題については当然通信委員会が審議をしてもらうというのが筋だから、そういうことで努力したのだが、政府の方針によって一括になったんじゃないですか。そんなへつり腰の答弁じゃないですか、これは。郵政大臣、ちょっとその点、答えてください。

○箕輪國務大臣 今回の改正内容は、昭和四十六年以来十年間にわたるデータ通信利用制度の運用の実績を踏まえ、データ処理のための回線利用についてその制限を緩和するとともに、行政事務の簡素化、合理化という要請に応じ、許可可の一部廃止などの措置をとろうとするものでございます。したがって、民間の通信業を認めるなど、公衆電気通信法の基本に関する重大な変更を行うも

のではなくて、行政事務の簡素化、合理化を目的とする一括法になじむものであると考えるわけでありまして。ただいま申し上げましたように、民間の通信業を認めるなど、公衆電気通信法の基本に関する重大な変更、先生御承知のとおり、未来の産業として言われているVAN、あるいはVANなどを含む場合には、当初私も新しい法律でやろうと思っていたんですが、これも、今回の措置は、そういう行政事務の簡素化、合理化、これを目的としたしておりますために、一括法になじむものと判断したわけでございます。

○鈴木(強)委員 これはいろいろ言っているけれども、具体的に公衆法第五十五条の十一の二項を改正して政令に移してみたり、あるいは公衆法第五十五条の十一の二項を廃止してみたり、かなり基本にかかわる部分があるんですね。だから私たちは、当然分離をして出しなさい、こういうことで委員会としても長いこと大臣にもそのことを申し上げ、事務局にもそのことを申し上げ、官房長もできるだけ努力をしたはずなんです。

そこで、局長が書いたかどうか知らないが、そんなものを読み上げてみたって何も意味はないんで、ひとつ中曾根長官、いろいろと前例があるとあなたもおっしゃいました。確かに前例はあります。しかし、やはり所管別にこの委員会が設置され、専門的に審査をすることになっているわけですから、少なくともこれは連合審査をするということとはそれなりの理由があったから連合審査が成り立ったんでございましょう。ですから、そういう問題についてはできるだけ当該所管の委員会で審査ができるような配慮を政府もしていただいて、われわれもなるほどと思うことについてはあえて反対するわけじゃないのです。これは後からまた言いますけれども、かなり重要な問題ですから、それで私は申し上げておるのでありますから、今後ひとつぜひできるだけ所管別の審議ができるような配慮をしていただくように、これは特に中曾根長官に要請をしておきます。これはまた

いずれ阿部君がやりますから、時間をかけても構わないですから、次に移ります。

そこで、通産省に最初伺いますが、現在コンピュータは、オンライン、オフラインを含めてどのくらい利用されておるものでございましょうか、その概数がわかっていたら示していただきたい。そして、そのうち国産機と外国機の数がどのようになっておりますか、その点をひとつ示していただきたい。

○豊島政府委員 昭和五十六年六月末の汎用コンピュータの実働台数は九万一千六百三台ということで、大体最近十年間、年平均二五%の伸びを示しております。この汎用コンピュータの実態を見ますと、ちよつとこれは同じ時期ではございませんが、五十五年三月末で全産業の設置コンピュータ数は占めるオンライン化コンピュータ比率は四一・八%ということでございます。なお、情報処理サービス業におけるオンライン比率は三〇・六%ということで、若干低くなっております。

なお、いまおっしゃいました国産機と外国機の比率ですが、これは国産が大体五二%、四八%が外国機、こういうのが現状の設置台数における比率でございます。

○鈴木(強)委員 国産の場合、IBMあるいはユニバック等、外国機の数というのが大体主なものでございます。ユニバックが、そのほか外国機の中で、ユニバック、IBMのほかには何か特別なものがございますか。

○豊島政府委員 外国機が四八%と申し上げましたが、その中で、細かい数字ですが二八・七がIBM、それからユニバックが一〇%ぐらい、それからパロースが三、四%、NCRが二・二%、その他が一・五%ということでございます。半分は以上はIBMということでございます。

○鈴木(強)委員 それから、政府関係機関につきましては、大体どういう機械を使っておりますか、そのシステムの状況を含めて教えてもらいたいです。

○豊島政府委員 政府及び政府関係機関につきましては、本来、日本のコンピュータ産業育成というところから、国産愛用という結果、優先の方針をかつてとっておりまして結果、国産機の比重が多いと思えます。しかし、最近におきましては、そういう最近の開放体制のもと、特に市場開放ということもございまして、そういう方針は、いまのところ、最近はとっておりませんので、最近では外国の機種も入ってきておるということでございますが、現存の機種の中では依然として過去のものが多くわけですから、国産機の比率が高いのじゃないかと思えます。

○鈴木(強)委員 政府関係機関のうち国産、外国産の比率はわかりますか。

○豊島政府委員 手元に詳しい資料、持っておりませんが、過去においてそういう政策をとっていたこと、それからさらに、一たん使いたれた機械をそのまま使うということが多いので、恐らく政府及び政府関係機関では、八割以上国産機になっておるのではないかと思います。

○鈴木(強)委員 これは行政の方で聞いた方がいいかも知れませんが、政府関係機関の場合にはレンタル方式をとっているのか、あるいは自前で購入しておるのか、その辺の事情は、どちらでもいいですけれども、わかりますか。

○佐倉政府委員 政府関係機関の場合、レンタルが買い取りかというお話でございますが、ちよつと手元に資料がございませんのではっきりしたことを御答弁できませんが、かなりレンタルが多いのじゃないかというふうに考えています。

○鈴木(強)委員 国産、外産の、ちゃんと質問に答えてください。

○佐倉政府委員 先ほど機械情報産業局長がお答えしたとおり、国産が圧倒的に多いということでございます。

○鈴木(強)委員 中曾根長官、いまお聞き取りのとおりですが、実は四十三三年八月三十日に閣議の決定がございまして、この決定する当時の情勢としては、たとえば総理府統計局がIBMを使つて

おる。労働省がユニバック、国税庁がIBM、それ

ぞれ各省庁がレンタル方式でいろいろな種類のものを

を使っておたわけです。当時の閣議がこのことについて

一つの方針を決めてあります。その方針によりまして、

各省庁がまちまちに行っていた事務の簡素化、

省力化等のためのシステム開発について調整を行

うことになり、そのための予算の計上も行われて

おったのであります。そういう閣議決定によって、政

府関係機関についてはできるだけ国産機を原則とし

て使う、こういうような方針ですが、まだ実質的には

外国機も使っているように思うのですけれども、もう

十年たつておるわけでありまして、その後の情勢の変

化その他がありますならば、この閣議決定を変更する

なり何なりする必要があります。これはいいでしよう

か。私、ちょうど前回の公衆電気通信法が審議され

ないかと思っております。

○鈴木(強)委員 四十三年八月という中曾根長

官はどういうポストにおったか、ちょっと私も明

らかにならないのですけれども、少なくとも閣議の

決定というものはやはり一つの決定であり、権

威あるものですね。ですから、この決定はまだ生

きているのですか。生きていますとすれば、その

決定に従って、いま私が申し上げたようなこと

を政府みずからがやると同時に、地方自治体や政

府関係機関に対して指導することはあたりまえで

しょう。もし、その決定が時代の趨勢によって合

われないならば、さらにそういう方針を決めて指導

すべきじゃないですか。その辺の経過はどうなっ

ているのですか。

○中曾根国務大臣 御説ごもっともな点もあるよ

うに思います。その経緯をよく調べてみまし

て、もしそれがそのまま残っておるような状態で

誤解を生むようなことがあるようでしたら、速や

かに適切な措置をとるようにはしたいと思います。

○鈴木(強)委員 私は、不幸にしてこの決定を

更にしたということは聞いておりません。ですから、

その決定によってやられていものと確信するがゆ

えにきょう質問したわけでありまして、その点よ

くわからないというのですから、ひとつ調べて

いただくにやしません。それから、コンピューター

産業振興協会というのをつくりまして、わが国は

かなりハード、ソフトの面について、特にソフト

のおくれ等については政府も積極的に支援体制を

とってきた。これはわれわれも長いことそういう

ことを要望し、政府もその方針に基づいてやって

きた。これは結構なことではございませう。し

かし、その結果、IBMが日本に上陸をしま

りましていろいろと活動されておられるのであり

ますが、今日、日本におきましては、技術的にわ

が国がすぐれておりますからIBMも太刀打ちが

できない、こういう状態にあると思うのです。

ヨーロッパは、せんだつても西ドイツの議員の

皆さんと懇談をする機会を持ちましたが、西ドイツ

でも六〇%がIBM、ほかのところは八〇%以上

のところもあるようですね。ほとんどIBMが支

配している、こういう状況でございまして、日本

の場合には早くから各社が協力し合つて優秀な

コンピューターを開発をやつておられた。その陰に

政府の強い協力のあったこと、こういふことが

両方相まらまして、りっぱなコンピューター産業

が

が発展してきています。私は思うのであります。

ですから、今後ともますますりっぱなコンピ

ューターが作製できるような体制を業界にも

がんばつていただくと同時に、政府としても、

より強力な支援体制をつくつていくことが必要だと

私は思うのでございます。

特に、情報化社会を迎えまして、これから

いろいろな業態のものが国民のニーズとして

出てくるでございましょう。私は、そういうこ

とを強く期待をしておりますが、最近新聞を見

ますと、日本アイ・ビー・エムが、今日ま

ですと直販体制をとつてきたのでございま

すが、本年三月一日に小型のオフィスコン

ピューターの販売で兼松江商、東京日産自動

車販売など十五社と特約店契約を結びまし

て、同日から営業活動を始めたとおるわけ

です。これは明らかにIBMがわが国市場で

の巻き返しを図つておるものと思つてござい

まして、日本化作戦の一環というふうに認識

していいのじゃないかと思つて、自由競争市

場におけることではありますから、IBMの

おやりになることについてわれわれがどうと

かこうとかいふことはいいけないことでは

ありませんが、少なくとも、よりよい

製品をより安く消費者に提供していただく

という趣意、その情報化社会への道を開い

ていくという趣意、日本の方でもさらに一

層の体制をつくつていくことが必要だと

私は思つております。

○中政府委員

お答え申し上げます。

私も、二つの視点からの監察をいたしま

した。一つは、昭和四十六年の公衆法改正

以後のデータ通信回線の問題と、もう一つ

は、電電公社

三

第一類第一号(附属の二)

内閣委員会通信委員会連合審査会議録第一号

昭和五十七年四月二十日

のやっております設備サービスの両方の面でござ  
います。

前者につきましては、民間の企業なり情報処理  
サービス業者からの要請等もございまして、通信  
回線をもっと自由にすべきじゃないかという意見  
等がございました。

もう一方では、電電公社のデータ通信設備サー  
ビスに非効率な面があるのではないかと、という観  
点、その二つの観点から監察をいたした次第でござ  
います。

○鈴木(強)委員 第二臨調が、第一次答申として  
お出しになりました諸点につきましては、私たち  
もよくわかるわけですが、データ通信、情  
報関係のこういう問題について、業界その他から  
もかなりの強い要請のあったことは事実です。後  
からまた公衆法の基本的な問題から質問したいと  
思いますが、この中で特にデータ回線の自由化等  
に対する勧告、それからもう一つは、データ通信  
設備サービスの公正競争条件の確保と経営のあり  
方、こういうことで勧告が出ておるようござい  
ます。

その中で特に経営の問題等につきましては、何  
かデータ通信についてはかなり赤字をつくってお  
る。経営がどうもうまくない。それから、赤字を  
電話の方から繰り入れる場合の区分というのが明  
らかでないとか、そういう点をちょっと触れてお  
るわけですが、たとえば電報のごとくずつ  
と赤字を抱えておりますが、これは電電公社がや  
らざるを得ない。なぜならば、公共性という観点  
から採算性を度外視しなければならぬ問題であ  
る。データもまさにそのことだと思っております。  
私たちには、電気通信事業に一生をささげてき  
た人間ですから、そこら辺については自分なりに  
理解をし、電報というものが果たしてきた使命と  
いうのはそれなりにあったはずでございます。今  
日もまだある。国統く限り電報は続いていくわけ  
でありますね。それを黒字によって補てんしてい  
くというところは、経営全体から見てもそういう方針  
が許されているからであります。政府が一千万七

億の余剰金を一般会計に吸い上げていく。合計四  
千八百億。そういう中で、データ通信というもの  
の公共性の強さから、できるだけ安い料金であま  
ねく公平にサービスを提供するためには、電電公  
社がこれを公衆電気通信業務の一つとして加えて  
やっていくことがよろしいということ、前回法  
律が改正になってやられてきておるわけですね。  
何かそのことについてけちをつけるような、もし  
て、だから開放して民間にデータ通信をやらせ  
ようという方というものはおかしいと私は  
思うのです。経営の問題で赤字が出るならば  
なぜ電報について述べないのですか。そういう点  
についてのこの報告書の出し方について私は疑問  
を持っていますから、そのところを明らかにし  
ていただきたい。

○中政府委員 先ほども申し上げましたように、  
通信回線の面と設備サービスと二つの面から私ど  
も監察している。確かに設備サービスの面では相  
当な赤字になっておりますし、非効率の面もござ  
います。ですが、通信回線の問題は、これは現在  
非常に大きな赤字でございまして、私も、全体か  
ら見ておりまして、赤字だから通信回線をという  
ような気持ちでは頭ごさいしませんで、全体とし  
てながめて結論を出したつもりでございまして。

○鈴木(強)委員 ですから、後から触れますけれ  
ども、そういった一連の筋書きの上に立つて、V  
ANないしはこの公衆電気通信法の回線自由化と  
いう問題が出てき、しかも公衆電気通信業務の中  
に入り込むような重大な問題までこの法案の中に  
入って提案されておるわけでございます。こう  
いうやり方については、これは時節柄まずいね。  
もう少し慎重な監察をやる必要があったと私は思  
うのです。

私は、大臣から特別に意見を聞こうとしません  
けれども、情勢がそういう情勢に向かっている中  
で、行政管理局が何かお先棒を担いだようなかっ  
て、こういうものを出すということは、非常に  
国民に対して疑惑を与えることですから、十分注

意をしていただきたいということを申し上げてお  
きます。

それからその次に、十年前から比べますと、非  
常に多様化した通信というものが国民の間からも  
求められておりますし、当然それに対する対策を  
講ずることはやらなければならぬ義務だと思  
うのです。私は、公衆法に入ります前に、VANと  
いう新法、すなわち付加価値通信という法律を今  
回つくる。同時に、公衆電気通信法の一部の改正  
をする。そして、回線の開放をさらに自由化する  
と同時に、取り扱う業務についても、電信電話的  
という名前は使っておりますが、かなり公衆電気  
通信業務の中に入り込むようなものでやらせる  
ような形になっておる。まあVANと公衆電気通  
信法の改正と同時に出てまいりますと、確かに  
これは私たちとしても理解しやすいし、わが国の  
電気通信事業というものが、電報、電話あるいは  
専用線、加入電信、それからファクシミリとか、  
これは公社がやっております公衆電気通信業務の中  
でもう少し民間側に協力を要請してもいいというこ  
とはあると思うのです。ですから、そういうこ  
とについてはもっとも十分に各方面の意見を  
聞いてコンセンサスを得た上でお出しになる、そ  
ういうことが必要であつたと思うのです。

ところが、このVANについては、私も詳しく  
はつかんでおるわけではございませんが、概略だけ  
過程におきまして、郵政省、通産省の意見がなか  
なか合わない。食い違いが出てきた。そういうこ  
とから、ついに中曾根長官のあつせんとなり、  
自民党田中政調会長の手も煩わして、そして一応  
幕を引くというように形でVANは取りとめにな  
り、公衆電気通信法というものが国会へ提案され  
てきている。そこに大きな矛盾がはらんでいて  
いるということをまず認識しておく必要があると私  
は思います。

そういう意味から、VANに対する郵政省の基  
本的な考え方、同時につぶれてしまふまでに至る  
経過、これを簡潔に郵政省から説明してもらい

たい。

○守住政府委員 先生御指摘のような点のことで  
ございませうけれども、私もどなたもいたしましては、  
まず電電公社の基本的な電気通信サービスという  
もの、それを基盤にいたしまして、一方ではデー  
タ処理のためのデータ通信回線利用制度、これは  
個々の企業のための情報処理と申しますか、デー  
タ処理のためのものでございまして、さらに、それ  
が自由に使用できるという後の段階でさらに高度  
な電気通信サービスと申しますか、先生御指摘の  
VANというふうなものが必ず必要になってくる  
というふうにとらえたわけでございます。そして、そ  
の三者がどのような調和を持って新しい情報化社会  
に取り組んでいくか、こういう原点を踏まえまし  
て、各界の意見、要望等も踏まえながら実は政策  
立案に当たったわけでございまして。

御指摘のとおり、民間が新しい高度通信サービ  
ス、VANとも称しておりますけれども、それが  
行われることができるような制度を創設しまし  
て、その法的なはつきりした制度の中で、利用者  
の保護の問題、通信の秘密を守るいろいろな各般の  
保護体制の問題、あるいはまたいわゆる基本的な  
電電公社のサービスとの切り分け、調整等々の問  
題につきましては一つの政策を立てたわけござい  
ますが、いろいろ時間的な制約もございませ  
うし、あるいはまた臨調の方から、データ処理のた  
めの回線利用の規制の緩和あるいは簡素合理化と  
いう意味での答申もございまして、その方も最大  
限尊重して可及的速やかに法的措置をとるという  
ことでございまして、このVANに関連します  
高度通信サービスの展開というものは遺憾ながら  
今国会へは出せなかつた、こういう事情、経緯が  
あるわけでございますが、なおまたこのデータ通  
信の利用の規制の緩和の問題、自由化、この法案  
を御決いただきましたならば、郵政省としまして  
は再び高度通信サービスの問題につきまして取り  
組んでまいりたい、このように考えておる次第で  
ございまして。

○鈴木(強)委員 いま守住政策局長のお答えにな

ったような郵政省の態度に対して、通産省としてどの辺に気が食わなかったですか。

○豊島政府委員 今後の情報産業の進展、円滑な発展のためにはできるだけ通信回線を自由に使えるようにすることが必要だと思います。それで、VANとか高度通信サービスというのは定義の問題が非常にむずかしいのですが、私どもとしては極力民間の創意と工夫を生かしてやっていくことが必要であるという観点から、まず情報処理の一環として、また情報処理に伴うものであれば自由にする。臨調の答申で申しますと、不特定多数の者に対してもメッセージスイッチングを行うもの以外は自由ということをごいまして、そこは自由にしたい。そうすると、もっぱら不特定多数を相手としてメッセージスイッチングを行うものとはどうかということでございまして、この点につきましても基本的な考え方は同じであっていいのじゃないか、ただし公社の基本サービスあるいはその観点から、もっぱらメッセージスイッチングを不特定多数を相手にしてやることになりまして、公社業務あるいは通信的な色彩が強いということでは何らかの調整が必要であらうかと思いますが、これもたとえばアメリカでは基本サービス以外は全部自由化になっている、こういう実態も踏まえまして、もちろん日本とアメリカでは事情が違いますがよくわかりますが、極力その自由化していくべきではないか、何らかの調整が必要であっても必ずしも事業規制とか免許というものは必要ないのじゃないか、そういう議論があったわけですが、こういうところで申し上げるのはいかがかと思ひますが、基本的精神は、先ほど申しましたように、なるべく民間等の創意と工夫を生かす自由化という線で広く処理していただきたい、こういうところであつたと思ひます。

○鈴木(強)委員 通産省は、情報産業全体に対する指導、監督、助成、それが政策の基本ではないですか。電気通信事業というのは郵政省の政策の基本の問題でありまして、これはいま始まつたこ

とではないのですけれども、データ通信を四十六年に始めるときには通産省は業界の立場に立つて物を言う。しかし、電気通信事業というのは明治二年に始まりまして百十一年の歴史を持つ公共性の強い仕事である、国家独占であつた、その後公社経営に形態は変わりましたが、依然として低料金であまねく公平に国民にサービスする、そういう公衆電気通信法第一条の目的を達成するために通信というものはあるわけでありまして、ですから、公衆電気通信の役割としてとらえていく分野というのは明確にしておく必要があるわけですね。たとえば電話、電報、加入電信、専用線、データ通信、回線をお貸しして利用していただくというものは回線サービスになると思うのでありますけれども、それからDDXとかファクシミリ網、こういったものは本来電電公社がやるべき仕事なのではないか。そういう中でどこまで入り込んでいくのかというのは非常にむずかしいのです。ですから、専門の所管は郵政省だと私は思う。ですから、郵政省の判断を重点的に考えて物をやらないと間違いを起す。

今度もいろいろ誤解をはらむようなことがありまして、五十七年三月十五日に出されました中曾銀行行政管理庁長官からの依頼を受けて調整した田中政調会長の集約をここに持つておりますけれども、この中にも「業務上緊密な関係にある中小企業者のために」と書いてあるが、果たして中小企業とはどこまでの分野をいうのか。中小企業だけで、たとえば弁護士とか会計士とかお医者さんとか薬剤師、こういう人たちが、個人が持っているデータはどうなるのか。もし、この人たちが無視されれば通信上の不公平が生じるではないですか。これはそういう問題にまで波及してくるのですよ。一たん「業務上緊密な関係にある」ということでたがを緩めてまいりますと、いつの間にかそれがだつと拡大されていってしまうことは事実なのです。現在でも、特定通信回線について郵政大臣が個々に認可を与えるものの中で、私たちが後から見てびっくりするようなものがやら

れておる、一加入者だという見解に立つてそれが許可されている。

ですから、出されたこの中で幾つかが今度の公衆電気通信法の中に入っている分野もあると私は思うのです。しかし、大多数のところはVANとして残されておる。したがって、通産省として通信施策に対して余りくちばしを入れない方がよろしい、意見として出すことはいいいのだが、最終的には郵政省の考え方が基本になって政府の国策としての通信政策が決まってくるわけですから、その所管は郵政省であり、郵政省の意見を尊重するという立場をとるべきだと私は思うのです。じゃ、通産省のことに郵政省が、ああでもない、こうでもないといふ口を出したら、あなた方はどう思ひますか。それぞれの所管はそれぞれの任務を与えられてやっています。政調会長にまで持ち込んだ、何でもこんなことが行政サイドでできなかったかということですか。いまの鈴木内閣はそんなに弱体なのですか。自覚である自覚の判断を得なければできないような、データ通信の自由化に関する問題だけでも結論が出せないのですか。これは後からまた具体的に追ひますけれども、郵政、通産、行管の三省庁間でいろいろと協力して、他人使用の回線事業その他の問題についても一定の条件で暫定的になんというところでやろうとしているのです。これはごまかしです。そんなことで日本の電気通信政策の中に食ひ込まれては迷惑千万だ。

ですから、これからVANをつくるためにいろいろと御協議なさると思ひますけれども、第一義的には郵政省の意見を尊重する、意見は大いにしてもいいけれども、最終的には郵政省の意見を尊重して、それによってやるといふ筋書きだけではちゃんとしていく必要があつたと思ひます。これは議論をすれば限りないですけれども、基本的な考え方についての調整依頼に対するこの田中さんの回答に対する長官の考え方を聞ききたい。

○中曾根国務大臣 データ通信あるいは付加価値

通信の世界は、日本の大きな未来を開いていく世界であると思ひます。この分野が百花繚乱として咲き誇ることによつて日本は文明の先端も

行けますし、あるいは景気の回復自体が大きな機関車となつて次の時代に作用してくるとも考えられます。このデータ通信や付加価値通信の将来性について私どもは異常な関心を持ち、これを育てていかなければならぬと考えておるものであります。

この政策を展開しますにつきましては、郵政省には郵政省固有の権限があり、また通産省は産業育成という固有の権限がありまして、この境界領域をどういふふう調整するかという点で苦悩したわけでありまして、臨調の答申を基準にいたしましたけれども、もっぱらメッセージスイッチングを行うもののみにしてあとは自由に、そういう基本的な構えを尊重いたしましていろいろ調整が行われたのであります。不幸にして三省庁の間で必ずしも意見が一致しませんでした。しかし、これは非常に重要な問題で軽率な処理はすべきでないという考えもありまして、最終的に三大臣が覚悟にお任せしようということになりました。政調政治でございますから、政策関係の責任者の調整を受けまして、その線で行つた。これで自由民主党は一致して、自由民主党に支持されている内閣がその政策を遂行してきているという形になつておるわけでありまして。

○鈴木(強)委員 最後の長官のお答えについては、私も、政党内閣ですから当然、与党に相談することが悪いと言っているのじゃないのです。基本的にこれぐらいのものが行政、内閣のサイドで決められないのですかというのを私は言っているわけでありまして。同時に、通信政策は、いまおっしゃる通りに、やはり電電公社が直接的にはやっておりますけれども、郵政省が決めるわけでございますから、ですから、そういう意味におきまして、主管である郵政省の意見をやはり尊重していく。しかし、意見としては、通産省が情報産業育成のために努力していただいているわけ

でありますから、その努力の結果生み出されてくるコンピュータについて、できるだけ国民の皆様に喜んでいただけるような使い方をしたい。だくためには、こういう考え方もあるだろう、ああいう考え方もあるだろうということを具申することについては私はいいと言います。しかし、少なくとも公衆電気通信法、有線電気通信法という法律があって、通信の分野については一定の範囲というものがあられるわけですね。基本的な問題があるわけですから、そういう問題までいまの段階でいじる必要があるのかないのか、そういうことも論議していいと私は思うのです。いいのですけれども、やはり物の考え方、基本というのは、通信政策は郵政省という省があるわけですから、その意見を尊重して最終的に決着するようにしたほうがよいでしょう。こういう点を問うたわけですね。ですから、もう一度その点についてお答えいただきたい。

○中曾根国務大臣 この分野はともかく日本の未来がかかっているぐらいの非常に大きな大事な問題でありますので、慎重に処理してまいりたいと思っております。将来の問題として、いわゆるV・A・N、付加価値通信体系の問題等が出てまいりますが、これらにつきましても各省間でよく話し合いをして、その必要ありやなしや、必要ある場合にいかなる形態をとるか等については慎重に対処してまいりたいと思っております。

○鈴木(強)委員 自由民主党としても田中政調会長の御意見があるわけですから、これに沿って具体的な検討を進めてまいりたいと思っております。したがって、いま私の申し上げていることも、長官も全くむづかしい意見だとはおとりになっております。私は思うのです。ですから、そういう意見もあることを十分に認識をしていただいて、より国民が喜んでいただけるような形のものをつくっていただくように、こういうことを願っております。それから、昭和四十六年に公衆電気通信法の一部の改正が行われて、さつきもちっと触れましたが、データ通信サービスというものが公衆

電気通信業務に加えられました。当時、民間からも回線を開放してもらいたい、そして、みずからの力によって情報というものを国民に提供できるような形にしてみたいという意見が出されたことも、これは間違いない事実でございます。私どもはこの法案を審議したのでありますが、当時一番問題になったのは、一つは、民間業者に特定通信回線の使用を認めて通信を行わせるということになった場合に、本来的な電電公社の業務との関係をどうするか、これが一つでございました。それから、もう一つは、通信の秘密とプライバシーの保護、これをどういうふうにして確保するか、これが大きな論点になりました。

ここに議事録がありまして、古いものでしたけれども、私は改めて参議院当時の質疑を見たのであります。結局結論としては、前者の問題につきましては、一応省令等による場合、それから個々に郵政大臣が認可する八つの業種、そういうものに限定して特定通信回線を開放しようということになりました。しかし、プライバシーの保護、秘密の保護、こういうものについてはいつに対策ができずしてスタートをしてしまったわけです。現行有線電気通信法にも罰則があります。その扱われ方については、秘密を守るといふのがありますが、ここまで来ると、政府として基本的な情報通信に対する基本法といえますか、そういうものをつくるべきではないか、そういう意見がかなり強く出されました。時間的に間に合わなかったというようにございまして、この議事録を見ますと、当時郵政大臣は井出一太郎先生でした。昭和四十六年五月十八日の参議院通信委員会におけるオンラインによるデータ通信サービスの実施のための公衆法の一部改正、その議事録です。その中で私が、情報化社会を迎えて多様化する国民のニーズにこたえ、各種の利用が考えられるが、しかし、人権やプライバシーの保護、秘密等について早急にその情報化に関する基本政策を決めて法律をつくるべきではないか、そのためには具体的な審議会等をつくって

早々とそういう政策の立案、検討に入るべきではないかという提案をしたのです。そうしましたら、当時の井出郵政大臣は、御趣旨はごもっともだ、その御意見を踏まえて今後対処してまいりたい、ここに議事録がありますが、そう答えております。

また、その前の年に情報処理振興事業協会法案というものが商工委員会に提案されました。私も委員差しかで質問をしたのであります。当時通産大臣はいまの官庁官房長官でございました。その法案を審議するに当たって附帯決議をつけたわけですね。その中にもプライバシーの保護、通信の秘密の保護については、別に法案の名前は出しておりませんが、要するに、たとえば情報処理基本法ともいえるようなものを速やかに制定すべきであるという附帯決議がはっきりしておるわけでありました。にもかかわらず、今日までその問題はど

うなっておるのでしょうか、それを聞かしていただきたい。

○守住政府委員 いまプライバシー保護あるいはデータの保護等々の関連での御指摘があるわけでございますが、この問題はいわゆる通信の秘密にかかわってくる。データの保護、プライバシーといひましても、また企業の秘密とか国家機密とかいろいろ広範なものを持ってまいりますけれども、すべてこれを通信という立場から見ますと、通信の秘密にかかわる重要な問題でございまして、この点につきましてはハード、ソフト両面の技術面あるいはまた人的な面、物的な面、あるいは組織体制と申しますか、そういう管理体制も含めた面等々の種々の角度から検討していかねばならない、私もそこをこう考えております。実はそういう新しい高度通信サービス、V・A・Nの場合もこの角度を念頭に置かなければならない、こういう考え方があったわけでございます。

他方、データの保護という問題につきましまして、標準的なデータ保護仕様の研究調査ということを進めておりまして、実はこれはいわゆる暗号化という問題でございまして、さらに今年度から

は総合安全対策、いろいろなバックアップシステム等を含めましての問題に取り組んでいることとございまして、さらにプライバシー保護という問題になりますと、先生御指摘のとおり、基本的な人権という問題と、また一方では表現の自由という問題にもかかわってくる重要なテーマでございまして、現在、政府全体としては行政管理局等も中心にこの問題についていろいろ取り組んでおられます。そういう御意見、御指摘あるいは動向等十分踏まえながら、通信というサイドから私どももこの問題に取り組んでいかねばならないと思っております。まだいろいろ個別の問題といひますか、データの保護、暗号化等々の問題で取り組んでおる次第でございまして。

○鈴木(強)委員 通産省、情報処理振興事業協会法の法律のときに附帯決議がついておりますが、それについてどういうふうな努力をされましたか。

○豊島政府委員 先ほど郵政省の守住局長から御説明ございましたように、現在の公衆電気通信法あるいは有線法で通信にかかわるものはかなりやられていて私も思っておりますが、電子計算機の利用に關しましては、先ほど数字で申し上げましたけれども、そういう通信を利用するもののほか、オンラインで結びついていない、いわゆるパッチ処理というものもございまして、これは共通する問題でございまして、したがって、私どもとしては電子計算機システム安全対策基準というのを設けて、たとえば電子計算機の部屋に入る入室、退室等をどうするかとか、あるいは盗難防止のためにどういう方策を講ずるか、あるいはデータ管理をどうするかというふうなことをそういう基準をつくってやっておりますが、この問題は、今後ますます情報化社会の進展に伴いまして大きな問題となりますので、プライバシー保護あるいはデータ保護等の問題を含めまして、産業構造審議会等の場を活用してもう少し総合的な観点からの対策を今後進めていきたい、このように考えております。

○**守佐府政委員** 共同使用の問題でございますけれども、先生御指摘のまず第一点については、従来八つの業務関係に限定をしておたつたわけでございますが、そういう制限の範囲を超えまして企業グループ間で相互にデータ通信を行いたいという要望が出ておるところでございます。過去十年間の運用実績というものもございますが、データ処理のための特定通信回線の使用でございますれば、業務上の関係と申しておりますのは、いわば料金を安くするためだけに回線の相乗りをするということは問題でございまして、そういうものではない限り、電信電話等の公衆電気通信業務に支障がないことが明瞭であれば、それについて自由な、制約なしの共同使用を認めよう、こういう考え方で省令に取り組んでるところでございます。したがって、電信電話の利用とは電信電話利用もできる、こういうものでございます。

これは、業務上緊密な関係という範囲内でございますが、その緊密な関係と申しますのは、電話

の専用線の共同専用と申します業務上緊密な関係、それを持ってようと思し申すか、公衆法の第六十六条にございいます専用線の共同専用の場合と同様のものとする、こういう考え方に立っておる次第でございいます。

○鈴木(強)委員 省令はこれからお決めることになるのでございいます、ちよつと電電公社の方にも伺っておきたいのですけれども、共同使用の範囲で、それから使用態様、それから今度の改正によりますと当然個別認可制が要らなくなつてしまふということ、五十五條の十一を廃止することになると思うのですけれども、これは非常に大事なことで、通信施策でありますけれどもやるのは電電公社でございいますから、いま私が申し上げましたような共同使用の範囲、それからもう一つは、その次に出てくると思うのですが、メッセージングの場合ですね、中間に電子計算機を置いてやるような場合、いままでは「行って来い」だけだったのですが、今度はそうでなくいいわけですね。ですから、いまも共同専用のような場合だとおっしゃるのですけれども、専用線の使用の場合は資本関係とか取引額とか現在の規定がいろいろありますので、いま守住局長がおっしゃったのですけれども、そういうふうなものを含めて公社としてこういうふうにしてほしいというふうな意見があったら、考えていることがあれば、この際ひとつ聞かしておいてもらいたいですよ。

○西井説明員 ただいま守住政策局長から御答弁のありました内容は、電電公社も、わが国の情報通信を進展させるためにそういう方向にあるべきであらうということで郵政省にもお話し申しましたし、それから、この回線開放につきまして郵政省の中に審議会を設けられまして、関係の方にお集まりいただきましたいろいろ御討議をいただきましたわけですが、その中に公社からも代表者が出てまいりまして、そういういろいろな討論を経ました上で出しましたものでございまして、公社としては申し上げることも申し上げまして、また、この内容につきまして郵政省と全く同意見で

ございいます。

○鈴木(強)委員 メッセージスイッチングの場合、一の場合と二の場合とありますね。ですから、加入者から業者が持つ計算機を通じて二つぐらい行つて帰ってくるような場合も今度は自由になるわけでしょうね。そこで、現在共同専用の場合には、いま守住さんのおっしゃつたような電信電話の業務もたしかやっているとありますが、そういうふうな電信電話のものをやる専用線は緊密な関係にある共同専用と同じようなものである、そういうふうに理解をしていいわけですか。

○西井説明員 中途コンピュータでのメッセージ交換の中心でございしますが、当初四十六年に現在のデータ通信法制ができましたときには、いわゆる大型コンピュータを皆で共同して利用すれば単位処理当たりのコストが安くなるということとを想定いたしましたつもりでした法制でございまして、したがって、当初つくりましたときの制度では、中途コンピュータの問題というのは、端的に申しまして余り念頭になかつたというのが実態でございいます。ところが、その後コンピュータの非常な発展によりましてミニコン、マイコン、いろいろなものが出てまいりまして、中途コンピュータにおいてそこで判断をいたしましたので、このデータ処理はどのコンピュータに振り向けばいいか、あるいはこのデータ処理はあちらのコンピュータの方に振り向けた方がいい、こういうふうなものが出てまいりましたわけですね。また、そのコンピュータで処理をした結果をそれぞれの端末の方に帰していく、こういう実態が出てまいりましたので、そういう、本来データ通信のためでございしますが、一見そのコンピュータだけ見ますとメッセージ交換を行つておるといふようなものは、まさにこれからの情報通信の発展のために必要であらうということから、この中途コンピュータでのメッセージ交換を認めるべきであらう、こういうことでお願いをしたわけでございます。

○鈴木(強)委員 この電信電話の利用ができる

いうところが非常に問題でございまして、ですから共同専用の場合と全く同じと理解していいかというのを聞いたのです。そこだけちよつと答えよう。

○西井説明員 中途コンピュータでのメッセージ交換、それに伴います回線の共同使用関係につきましては、最初に先生から御質問のございましたように、業務上必要な者の間であれば自由に回線利用ができるようにしたいということでございます。

それから、そのほかに、一般的な共同使用よりももう少し本人使用に近いような業務上緊密な関係を有する者、これは先ほど政策局長からお話のございましたように、現在範囲が確定をいたしておりますが、本人使用に準ずるような業務上緊密な関係を有する者の間の共同使用につきましては現在でも電信電話の利用を認めておるところでございまして、現在でも認めております電信電話にたまたまコンピュータがつながるといったものは、当然のことながらこれは認めて差し支えないだろう、こういうことでお願いをしておるところでございいます。

○鈴木(強)委員 わかりました。ただ、そのところが紙一重のところ非常にむずかしいところで、そこがだんだんと押されていく危険性というものがあつたわけですから、おっしゃることもわかります、共同専用の場合と同じ考え方であれば私もわかりましたけれども、こういう改正になると大変なことになるということの心配を私はしておりますので、そういうことのないように今後運用の中で省令で決めるときにやってもいい。

時間がなくなりましたので、最後ですけれども、他人使用の場合ですけれども、これについてはここにいろいろありますが、V.A.Nとの関係であつたと思いますが、中小企業を救済するということとを理由にいたしまして、業務上緊密な関係のあるところは、一定の条件のもとに他人の通信の媒介を行うことを暫定的に認める、こうなつてくるのです。これは省令で決めるわけですが、一

一定の条件とは何なのか。それから、通信の媒介を暫定的に行うということとは一体何なのか、いつまでやるのか、その辺を明らかにしてもらいたいと思ひます。

特にこれも四十六年五月十八日の議事録にありますが、私が他人使用の場合について質問したのに対して、これは他人使用の場合は、御承知のとおり公衆法の六十四條で明確な制限がございすね。有線電気通信法第十條にもこのことがはっきりと規定されておるわけですね。そこで、当時、このデータができる場合に、通信一元化の問題と絡めて法改正によつて得られるのはいいわゆる「行って来い」に限るものですね、こういうことでうなつたわけですね。その後これが変わつていくわけですね。通信の一元化はわが国の基本政策であり、仮にデータ通信があらわれましようとも、これが他人の通信を媒介するような仕事であれば公衆法に触れるので、この点はしっかり見守つていきます、こういう答弁があるわけですね、非常にこの公衆通信業務との関係でいまの点は問題な点でございいます。したがって、十分御配慮いただくわけでありまして、最後に、いま申し上げた一定の条件のもとに通信の媒介を暫定的に認めるというのはいささかどういふことなのか、これをひとつお答えいただいて、終わりたいと思ひます。

○守住政府委員 お答え申し上げます。何回か申し上げておりますけれども、新しい高度通信サービスといふものにつきましては、いろいろな基本的な前提条件のもとに、公衆電気通信秩序の維持という観点から基本的に法律によつて措置すべきだということで考えてまいりました。が、継続検討になった次第でございいます。

一方、他人の通信の媒介に關しましては、先生御指摘のように、単なる共同使用と違ひまして、五十五條の十三に他人使用の制限ということ、禁止ではございせんが、制限ということ、禁止です。そして、その中で、五十五條の十三の第二項でございしますが、特に公共のために必要と認

める場合、郵政省令でそれを認めた場合はとい  
う、ちょっと法律上は正確でございせんが、そ  
ういふ趣旨のまことにこれは例外の規定がござ  
います。したがって、そういう例外的なもの  
まですべて全部排除だ、こういう現行法の体系に  
はなっていないわけですが、限定された  
範囲でこれを認める、しかし、公衆法の先生御指  
摘のような体系あるいは趣旨といふものは踏まえ  
ていかなければならない、このように考えておる  
次第でございます。

さて、いまお尋ねの田中政調会長の裁定は、中  
小企業対策といたしまして、一定の条件、臨時暫  
定的に高度通信サービスを認めるよう措置するとい  
うものでございしますが、私どもも前に考えまし  
た高度通信サービスの前提条件等を踏まえてのも  
のといふふうにこの一定の条件を考えておる次第  
でございします。それからまた、暫定的にという意  
味でございしますが、この裁定の後のところにも実  
は出ておるわけでございしますが、他人使用の回線  
利用全体の自由化のあり方につきまして継続して  
検討して早急に結論を得るという、それを前提と  
いたしまして、それまでの間、公衆電気通信法の  
枠内で可能なものに限って措置するということ  
でございまして、したがって、本格的な法制  
度、V.A.N.等も含めまして制度の結論が得られま  
した段階では、当然その結論の中に組み込まれて  
いく、そういう意味で暫定的なもの、こういうふ  
うに理解をしておる次第でございします。

○鈴木(強)委員 さっぱりわからぬです、あな  
たの言っていることが、わからぬ。

それで、これからいろいろ検討していくでし  
うけれども、特にさっき私が途中で言った弁護士  
とか会計士とか、そういった人たちの場合どうな  
るかという問題も大変なことです。公衆通信役  
務上、不公平なサービスを提供することになつた  
ら問題ですから、それらの問題を含めて十分な検  
討をして、省令等をつくる場合にはわれわれが納  
得できるようにやってみてほしい。また、  
中途でもできるだけわれわれに相談をしてくだ

いよ。与党の意見を聞くこともいいことだけれど  
も、野党の意見も聞いたりして、いいものをつ  
くるようにしてください。それをお願いして終わ  
ります。

どうもありがとうございます。

○水野委員長 これにて鈴木強君の質疑は終了  
いたしました。

次に、阿部末喜男君。

○阿部(末)委員 まだ官房長官が見えなくな  
らないようですから、中曾根行政官理長官にま  
ずお伺いをいたします。

中曾根行政官理長官、いづれは行政官の最高  
の地位にもおつきになるかというお方でござい  
ますから、この際、立法院と行政官のかかわり合  
いにつきまして、先ほど若干意見が出ておりま  
したが、長官の見解を伺っておきたいのでござ  
いますけれども、これはかねてから私の主張でござ  
いしますが、行政官は、国家行政組織法によりま  
して各省庁を置きまして、各省庁は設置法によつて  
所管する事項を明確にしております。立法院の方  
は、その行政機構に对应して委員会の制度を設け  
て各省庁の所管する事項について審査をするとい  
う取り決めになっておりまして、いわゆる委員会  
中心主義で運営をされるたてまえになっておりま  
す。これは私は、行政官と立法院の連携を密にし  
ながら国会における法案その他の審査を容易なら  
しめるためにこういう方法がとられておる、そう  
理解しておるでございしますが、長官のお考え  
と、あわせて内閣法制局の見解を承っておきたい  
と思ひます。

○中曾根国務大臣 日本の制度は、英国流の議院  
内閣制にアメリカ流の大統領制度の一部が国会シ  
ステムに入つてきて、いわゆる委員会中心制度と  
いう混淆形態になっておると思ひますが、大体に  
おいて先生がいまお話しになったとおりである  
と思ひます。

○角田(穂)政府委員 お説のとおりだと思ひま  
す、現在の国会は委員会中心主義がとられてお  
り、その委員会の分け方は大体省庁に对应してい

る、こういうことだろうと思ひます。

○阿部(末)委員 そこで、長官、先般の臨時国会  
の際には行政官の審査をするための特別の委員会  
が設置されました。今回は、この通常国会でそ  
ういふ特別の委員会は設置をされていないので  
すが、これはどう御理解をなさっていますか。

○中曾根国務大臣 先般は七月十日の臨時行政  
官の答申がありまして、それに基づきまして行  
革関連を一括の法案にいたしました。この中には  
すでに御審議を願ひましたさまざまなことが入  
っておりますが、大体において七月十日の臨時行政  
官の答申に基づきまして、それを受けて政府  
調査会の答申に基づきまして、それを受けて政府  
が法案をつくつて行つた、そういう形であるだけ  
一括して御審議を願ひ方が便宜的であり、連絡あ  
るいは調整もうまくいくというところで、特別の委  
員会をお願いしてやっていたわけでございます。

今回は、この前の七月答申のような、それほど  
複雑な範囲の広い問題というよりも、むしろ許  
認可、行政事務の簡素化、そういう一点において目  
的の趣旨が同じであるという性格でまとめまして  
御審議願ひておるというわけでございします。

○阿部(末)委員 先ほどお話しがありましたよう  
に、委員会中心主義がとられております。したが  
って、前回は行政官の改革のための特別の委員会  
を設けて、そこで臨調の答申に基づくいろいろな  
問題を議論された。今回はそれが設けられていな  
いわけですから、先ほどの理論に従つて、当然そ  
れぞれの法案の審査はそれぞれの委員会に付託を  
されるべきであると思ひます。これは、これは  
どうでしょうか。

○中曾根国務大臣 法理的に見ますと、そういう  
説もなるほどと首肯されますが、国会運営及び政  
府が法案をまとめてこれを国会へ提出して御審議  
願ひ便宜上、そういうさまざまな観点も入りまし  
て、大体同じ目的で同じ趣旨でできている内容に  
ついては一括して法案として提出して、一つの委  
員会で御審議を願ひ、つまり、行政事務の簡素  
化、そういう観点を中心にして取り扱つていた

いたというわけでございします。

○阿部(末)委員 行政事務の簡素化で、非常に輕  
微なものと言ふと問題がありますけれども、一本  
にまとめる方が妥当であると思はれる、そういう  
ふうにいふ長官はおっしゃつたのですが、通常国  
会が始まつて間もない時点で、政府全体の統一を  
された見解があるいは政府の中の一つの機関だけ  
であつたかはわかりませんが、この国会の  
冒頭に、郵政大臣の所管に係る公衆電気通信法の  
一部を改正する法律案といふものが提案をされる  
といふふうに私も承つておりましたし、若干  
の説明も聞いております。しかるに、この公衆電  
気通信法の一部を改正する法律案がいつの間にか  
消えまして、長官のおっしゃる長い名前の、行政  
事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用  
対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案な  
どといふものの中に組み込まれていった、こうい  
う経過があるわけでございしますけれども、どうし  
てこれが当初予定された一つの改正案として提  
起をされずにこの中に組み込まれたのか、その経  
過を承りたいのです。

○中曾根国務大臣 データ通信の処理等につきま  
して、公衆電気通信法改正という方法でいくのが  
適当かという御議論も一部ございしました。ただ今  
回は、許認可の整理あるいは許認可からの解放、  
事務の簡素化、こういう観点から二月十日の臨時  
行政調査会の答申が出まして、その中にこのデー  
タ通信処理の問題も含まれておりました。車検の  
問題も実は一緒に含まれておりましたけれども、  
車検の問題につきましては、単に許認可からの解  
放というだけでなく、ほかの専門的な部門の改  
正点もございました。あるいは電波法の一部改正  
の問題もございましたが、これも同じように、ほ  
かの関係の条項も多分に入つておりました。そ  
ういふ点では今回の公衆電気通信法改正云々とい  
う問題と多少性格が異なつておりますので、許認可  
からの開放あるいは事務の簡素化という一点にし  
ばりまして、この中に組み込まれたものであると  
思つております。

○阿部(未)委員 これは単なる許認可の問題であるかどうか、これは後ほどの議論に移したいと思ひます。

その前段として、先ほどもちょっと御質問が出ておりましたけれども、データ通信自由化問題について、中曾根長官は自民党の田中政調会長に調整を依頼されたようでございますが、依頼をするに至った経過、そして、仲裁といいますが調整の内容の概略はどういうことだったわけですか。

○中曾根国務大臣 通産省と郵政省の間に見解の相違がございます。二月十日の臨時行政調査会の答申の中のデータ通信に関する部分の具体化につきましまして、なかなか意見の調整ができませんでした。われわれは、できるだけこれを自由化しようという方向が好ましいと思っておりますが、郵政省側が非常に頑強な態度で、その点は譲りませんでした。それで、いかなる点で妥協点を見つけたか、特に他人使用、中小企業関係の問題等につきましまして、どうしても郵政省側が頑として頭を振らぬということでもありましたので、ついにこれは政党政治の準則にのっとりまして、党の方で調整を願うということになったのであります。

○阿部(未)委員 答弁漏れです。その調停の内容はどういうものでしたか聞いています。その中で、中身は概略三点だと思ひます。

一つが、業務上緊密な関係にある中小企業者のために使用されるものに限り、一定の条件のもとに、他人の通信の媒介を認めるよう措置すること、この場合に、その手続を定めるのは、今回の行政改革の精神にのっとりやらない、通信の範囲については、公社との調整を踏まえて検討しなさい、それから、この措置は、他人使用の回線利用全体の新たなあり方につき結論を得るまでの間の臨時暫定の措置であるということでございます。

それから、第二番目の点が、この(一)の項目を具体化するに当たりまして、郵政、通産両省及び私

ども行管がよく相談して協力してやれということでございます。

それから、第三点目が、政府は、他人使用の回線利用全体の自由化のあり方につきましまして、早急に結論を得よう努力されたい、この場合に、通産省は、郵政省が必要かつ合理的な法的措置をとる場合には、誠意を持ってこれに対応しなさい。

以上三点が中身でございます。

○阿部(未)委員 ただいまは自民党の田中政調会長の調整の意見でございますから、その内容に触れるつもりはございませんけれども、これを受けて自民党の中では、いわゆる橋本行財政調査会長の裁定というものがあつたように聞いております。

問題は、それを受けて政府の事務レベルにおいて、行管局長、通産の機構局長、郵政の電政局長の間でこの橋本裁定と全く同文の確認が行われたと聞いておりますが、この内容を説明してください。

○佐倉政府委員 ただいまの文書でございますけれども、「データ通信回線利用制度について」ということで、これが大きく二つに分かれておりますが、その第一点の中が四つに分かれております。

まず、大きな第一点としまして、「業務上緊密な関係にある中小企業者のための他人使用について」という表現で、そのうちに四点ばかりございます。

限り早期に結論を得よう努めるとともに、この結論が得られた段階で、上記暫定措置の全面的見直しを行うものとする。」以上が大きな一でございます。

次の二番目の項目でございますが、「今回の公衆電気通信法の改正における共同使用、他人使用の使用態様等について」と、これは三点ばかりございます。そのうちの二つが、「共同使用、他人使用の使用態様、コンピュータ間接続、公一特」公衆電気通信回線と特定通信回線でございますが、「公一特」接続の態様について、中途コンピュータでのメッセージ交換やデータ処理を伴う端末間通信等、データ処理のためであれば自由な回線利用ができるようにする。」それが第一点でございます。

第二番目が、先ほどの公衆電気通信回線と特定通信回線、さらに公衆電気通信がくつた公一特一公の接続については、データ処理のためのものにつきましまして個別認可で認めることとします。認められる形態については、できるだけわかりやすい内容、形式で周知に努めなさい。それから、三番目が、上記のいろいろな実施していく上の細目につきましては、郵政省は行政管理局、通産省と引き続き十分相談調整するものとする。これがただいまの先生の御指摘の文書の中身でございます。

○阿部(未)委員 もとより長官御存じでしょうし、また、いま読み上げていただきましたけれども、たとえば「他人の通信の媒介を認めるため」新たに他人の通信の媒介をこれは認めるわけでございますね。それから、その次の第二の項では、共同使用、他人使用の使用態様、コンピュータの接続あるいは公一特の接続、その次には公一特一公の問題、これは明らかに行政事務の簡素化とか手続を簡略にするという内容ではなくて、コンピュータ回線の使用の態様を変更しようという内容であつて、長官のおっしゃるような簡単な許認可の手続の簡素化とかそういうものではないということがわかりになると思うのですが、これはどうですか。

○中曾根国務大臣 それは許認可からの解放をするということはどういうふうな具体的場合に行うか、公一特一公の場合はどうするのか、接続の場合はどうするのか、他人使用の場合はどうするのか、つまり許認可というものの対応においてどうするかという処置が決まられており、われわれの方からしますと、やはり許認可からの解放、事務の簡素化整理、そういうことが視点にあるわけでありまして。

○阿部(未)委員 長官、それは詭弁ですよ。これは回線使用の態様を変更するのがねらいであつて、結果的に手続に若干楽になるところもあるかも知れませんが、しかし、新たに手続をしなければならぬ法文が定められておる。たとえば、法制上というならば、新たに法文を追加しなければこの手続がとれない、そういう内容を含んでおる。いわば回線利用の、電電公社の経営の根幹にかかわるような重要な問題だ。あなたのおっしゃるような簡単な許認可事項の簡素化とか手続の簡素化とか、そういう内容のものではない。ここに完全にあなたの方の中における認識の相違がある。だから、郵政省が頑として頭を振らなかつたのはおっしゃつたけれども、頭を振らなかつたのは僕は当然だと思ひます。それをどうして振らせなかつたのか。

○中曾根国務大臣 大乗的見地に立つた政党政治の精神であります。

○阿部(未)委員 政党政治の精神、なるほど多数を持って出たから何をやってもいいのだというお考えかも知れませんが、やはり国民の意思を無視して力で押し切っていくというやり方はいかげんものでしょうか。もう少し、私が冒頭申し上げました、それぞれの官庁に対応する立法府の審査が十分にできるような配慮が必要であつたのではないのでしょうか。どうお考えになりますか。

○中曾根国務大臣 この点は政党政治でお話を願ひまして、御審議を願ひたいと思つております。

○阿部(未)委員 宮澤官房長官、あなたがお見え

になる前に、実は中曾根行政官の御意見も伺ったのですが、あなたと私の間では、かつて同じことを議論したことがあるのですけれども、いま中曾根長官と私の間で議論しておりますように、この法案の性格はいわゆる一括法案などにすべきものではない、立法府の委員会中心主義の制度の精神にのっとり、専門的な分野において専門的な検討が行われるように法案の提出について配慮を願うべき筋のものであったと思うのです。取りまとめの責任に当たる内閣官房の方はどうお考えですか。

○宮澤國務大臣 それは先ほどから中曾根長官もお答えになっていらつしやることでございますけれども、今回の法律案に一括して盛り込みました措置は、いずれも臨調の第二次答申など行政改革の推進のための当面の措置であるという点が一、それから許可、認可等行政事務の簡素合理化を目的とする点、そういう観点から法案として趣旨、目的が同一であると認められるもの、それらを一括法案としたわけでございますが、このいま御指摘の電気通信法の一部改正も、先ほど行政官長官が言われましたように、いろいろな観点からの見方がございまして、阿部委員の言われるとおりだと思ひますけれども、いわゆる行政事務の簡素合理化という観点から見まして、そういうことを目的としているというふうな考えられる。先ほどそれはちよつと詭弁だというふうに仰せられたように思ひますけれども、これはどの観点から見るかということでございまして、そういう観点から見ても、そうであることには違ひがない、こう思ひまして同法案に含めることにいたしましたものでございまして。

○阿部(未)委員 さつき行政官理長官にも申し上げましたが、「他人の通信の媒介を認めるため」これがまずあるわけですね。これは自民レベルの申し合せですけれども、「通信秩序維持に配慮しつつ、必要最小限の手続きを定めるものとする。」これは簡素化じゃないのですよ。必要最小限の手続きを定める。なぜ必要最小限の手続きを

定めなければならないか。それは通信回線の利用の態様を変更しなければならないから、これをやらなければならない。したがって、長官のおっしゃるような、あるいは官房長官のおっしゃるような、簡単な手続や許可の問題とは質的に内容が違ふ。だから、私は郵政省も首を縦に振らなかったのだと思うのです。まあ政党政治の原則だと言われましても、どうしても郵政大臣、これを私はかねてから主張しておるのですが、やすやすとくみして、通信委員会での審議ができないような状態に追いやって責任をあなたはどうお考えになっておりますか。

○箕輪國務大臣 今回御提案申し上げたいわけの一括法案、これは第一に、臨調第二次答申提言事項中、要法律改正事項、第二に、昨年末の許可認可整理計画で当面法律改正を行うべき事項、及び第三に、第九十五回国会で廃案となつた法令整理法案の再提出に關し、法律の改廃を一括して行うことを内容とするものであります。

この事項を一括する趣旨は、いずれもが臨調第二次答申及びかねてから検討されてきた許可認可等整理計画等に基づき実施される行政改革の推進のための当面の措置でありまして、許可、認可等行政事務の簡素合理化を図ることを目的としているものであつて、法案として趣旨、目的が同一であると認められることによるものであります。

今回予定される公衆電気通信法の一部改正について、これら一括法案に盛り込まれた事項と趣旨、目的を共通にするものであるで、本法律案に加えることとしたものであります。

○阿部(未)委員 何か余りよくわかりませんでしただけでも、どうも本意でなかったことだけは間違ひないようございまして。したがって、中曾根長官のおっしゃつた政党政治の原則に立つて強引にねじ伏せた、そういうことにならざるを得ぬと思ひますが、行政官はねじ伏せたかも知れませんが、しかし、立法府までねじ伏せられてはこれが大変なものでございまして、それでひとつ、さつき申し上げたように、いずれは行政府の最高の責

任者の地位にもおつきにならうとする長官、お二人おいでになるわけですから、今後この法案の取り扱いについて、私が申し上げたような精神が十分生かされるように努力をしていただけるかどうか、官房長官と中曾根長官の、両長官の見解を承つておきたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 中身につきましてよく御審議をお願いいたしまして、そして、できるだけ早く通過させていただきたいと思ひしております。

○宮澤國務大臣 御質問の御趣旨は御趣旨として理解はできるところでございまして、私も、私どもが申し上げた観点から一括したという点も御理解がいただけるであらうと思ひますので、どうぞ御審議をお願いいたしますと存じます。

○阿部(未)委員 中曾根行政官理長官、私はそんなことをお伺ひしたのじゃないのですよ。今後の法案の提出に当たつて、たとえば行政官理府の責任者としてでも結構です、私がるる申し上げた立法府と行政府のかかわり合ひにおいて、そういう十分な配慮が願えるかどうか。

ただ、参考までに申し上げておきますが、先ほどちよつと出ましたけれども、たとえば公衆電気通信法の一部を改正する法律案と電波法の一部を改正する法律案を二つ並べてみたならば、いずれが許可認可の事項に近い内容のものであり、いずれが本体に影響を与える法案であるかは、百目の見るところ、歴然としてゐるのです。にもかかわらず、電波法については、どういふいきさつかわからぬけれども、通信委員会の方に単独法案で回つてきました。そして、非常に重要な公衆電気通信法の方が一括法案に入れられてゐる。その解釈の仕方、それはまるでしゃくし定規というか、なっていないのですよ。しかし、そのことを議論しておつても仕方がないから、今後、法案の提出に当たつて、立法府と行政府のかかわり合ひについて十分の配慮をしますというお考えがあるかどうか、それを聞いておるのです。

○中曾根國務大臣 今後、法案の取り扱いにつきましては、立法府と行政府の間の調整につきましましてよく検討を加えてまいりたいと思ひます。

○阿部(未)委員 次に、これは先ほど非常に質問の多かった点でございまして、国会では昭和四十六年から特に通信委員会を中心にして、先ほどお話があった、情報基本法と呼ぶべきかあるいは情報公開法と呼ぶべきか、いろいろ議論はありましようけれども、こういう情報化社会においては、情報の基本にかかわるものを定めなければならぬ。いま問題になっておるのはプライバシーの問題。プライバシーの問題がどう保護されるか、あるいはデータがどう保護されるかというその問題と通信の秘密という問題が截然と区別できない。そこに非常に問題の中心があるように私は思われてならないわけなんです。

したがって、まず、先ほどちよつとお話がありました、情報基本法によってプライバシーはどのように保護される、あるいはデータはかくかく保護される、その中において通信というものが占める分野はこままで、したがって通信の機密が守られなければならないのはこままで、そのあとは、ここからは当然プライバシーの問題として情報基本法によつて保護される、そういうことになつてこないから、これが非常に混乱しておると思ひますが、この点どうお考えですか。

○中曾根國務大臣 その点は、今後慎重に検討してまいりたいと思ひます。

○阿部(未)委員 慎重に検討する前に、長官はどうお考えですか。今日このように混乱をしてきた。私の判断では、いま申し上げたように、情報基本法というものがなければ、プライバシーの保護あるいはデータの保護が完全になされてないから、通信の秘密というものとプライバシーの問題が混同されて議論されておる。これは基本法がないからだと思ひます。したがって、そういうものの必要があるかどうか、慎重に検討するというのは儀礼的な答弁でありまして、もっと真剣にまじめに取り組んで答弁をしてもらいたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 行政官理府におきましても、

プライバシー保護についてはかねてから重大な関心を持って研究会を発足させて、これに関する法的措置を検討しておるところでございます。

また、情報公開の面につきましても、こちらで一生懸命検討を加えておるところでございます。また、通信の秘密保護あるいは産業関係の機密やデータの保護という問題も新しく出てきた大事な問題でございまして、通信の秘密保護は前から憲法上存在する大事な仕事でございます。

ともかく、こういういろいろなものが新しく出てまいりまして、これをどういうふう将来取り扱っていくかということは非常に重要な問題であります。したがって、あらゆる角度からこれを検討して慎重に扱っていきたく考えておるのでございます。

○阿部(未)委員 これはひとりわが国の国会で長年にわたって議論しておるだけでなく、OECDの勧告などもあるわけでございまして、先ほどお話がありましたように、早急に情報基本法というようなものをひとつ考えていただきたい。

いま私は情報基本法を申し上げましたが、たとえば中曽根長官、あなたはいつか留守番電話というものを身につけて、これが問題になったことがございます。そのことを私は言うのじゃありません、そのことを言うのじゃありませんが、そのときに、たとえばあなたの留守番電話に、大平総理が解散を決定したようだというようなものが入ってきたと仮定をいたします。これは情報であることは間違いないのです。しかし同時に、それは電話で入っておりますから、通信という手段を使って入っておりますわけですね。これを情報通信と呼ぶかどうか、私はわかりませんが、情報と通信というものは非常に深いかわりがあるけれども、しかし、それが通信、電話という手段でなくて、あなたの耳に、どうも今度は大平さんは解散をしそうですよと入ったら、これは通信の秘密とは何らかかわり合っていないけれども、プライバシーの問題としては守られなければならない問題になってくるだろうと思うのです。

そういう非常にむずかしい内容を含んでおりますから、私が申し上げたように、基本法をつくってプライバシーの問題あるいはデータの保護、そういうものについてしっかりしたものをつくって、その中で通信の秘密として守らなければならぬものはどこまでか、こういうばかんな混乱はなかったらどうか、こういう気がするのですけれども、これはどうお考えですか。

○中曽根国務大臣 先ほど申し上げましたように、これは非常に多方面から深くぐぐって検討しなければならぬ問題だと思います。小にしてはカセットの問題もありますし、あるいはさらにいまの吹き込みの問題その他の問題もございまして。そういう点で慎重に検討してまいりたいと思っております。

○阿部(未)委員 官房長官お急ぎのようですから、あなたを帰すために先に質問をいたしますが、この第二次臨時行政調査会、これはどういうお仕事をなさるところでございましょうか。

○宮澤国務大臣 政府委員からお答えをいたします。

○山本(真)政府委員 お答えいたします。御承知のように、臨時行政調査会設置法によりまして、行政の制度及び運営の基本的な事項につきまして、行政の実態を調査いたしまして、改革案を答申するということが臨調の仕事でございまして。

○阿部(未)委員 それはだれに答申をするのですか。

○山本(真)政府委員 同設置法によりまして、臨時行政調査会から内閣に答申するわけでございします。

また、臨時行政調査会の意見といたしまして、内閣を通じて国会に提出することを求めました場合はさらに国会に提出される、このようになっております。

○阿部(未)委員 それはまず内閣総理大臣の諮問機関だ、内閣の諮問機関だと私も考えておるのですが、国会の諮問機関にもなっておるわけ

すか、いまの御答弁では。

○山本(真)政府委員 ただいま申し上げましたように、臨時行政調査会は総理府に置かれておる附屬機関でございまして、政府の諮問にたいして答申する、あるいは設置法に与えられた所掌事務につきまして臨調の方から積極的に政府に意見を申し上げる、こういうことになっております。

なお、国会に対しましては内閣を通じて報告することができ、こういうことになっております。

○阿部(未)委員 そうでしょう。私は、国会の意思として第二臨調に諮問をするということを決めた覚えがございせんから、国会が諮問するはずはない。したがって、答申を受ける理由もない、こう考えておったのです。

そこで、宮澤官房長官、最近私はいろいろ考えるのは、これは決して意地悪で言うんじゃないけれども、行政が第二臨調の陰に隠れて何でも臨調の責任に押しつける、逆に言えば臨調がこう言いました、臨調がああ言いましたということ自分で分たらの責任を逃れようとしておる、そういう風潮が感じられてならないのですけれども、率直なところ、官房長官、あなたはどうかお考えになっていいますか。今度は第二臨調と行政のかかわり合いについてどうお考えになっていいますか。

○宮澤国務大臣 行政改革というものは、行政にありまして自分自身のあり方についての改革でございまして、やはり自分自身でどれほど努力をいたしまして、なし得ることには限界がございします。したがって、法律により国会の御同意を得て調査会をつくって、そこから意見を出してもらう、学識経験の豊かな方に第三者的な見地から意見をを出していただいて、それを尊重して自分たちを改革していく、そういう試みと承知をいたしております。したがって、その答申は最大限に尊重をされなければならない。その結果として行政におります者が、いろいろ、いわば小さい意味では自己に不利になることもあるかもしれない、相当痛手になることもあるかと思いま

すけれども、それは国全体のためでございまして、その意見は尊重して実行していくということが大事なことであらうと存じます。もとより、だからと申しまして自分たちのすべきことあるいはしていけないことを臨調の名においていろいろ説明をするということは、これはもうあつてならないことではございませぬけれども、本来的には前段に申し上げましたようなことが臨調に期待されているところであると思ひます。

○阿部(未)委員 まあ官房長官がそういうお考えならば私はそれを了としますけれども、しかし、どうも最近の風潮は、臨調がああ言った、臨調がこう言った。その意味では臨調に責任を転嫁する。そして、自分たちがやることは、臨調が言ったのだからこれをやります、あれをやります。しかし、都合の悪いことはなるべく棚上げにして、都合のいいことだけは臨調が言いました、臨調が言いましたと言つて、私はこういう言葉は余り好きじゃないのですが、昔軍隊に臨調、臨調が何か言えども何でも通る。また、臨調の言うことを聞かないと閣僚の首が飛ぶかも知れない。まして、役人に至っては臨調に若干の批判を加えたけれども中曽根行政官房長官が烈火のごとく憤つて、不都合きまるといふようなことをおっしゃったとかおっしゃらなかったとか新聞で報道されておるのですけれども、そういう形になってはいけません。臨調といえども神様ではないと思ひます。臨調の意見がすべて正しいとは思ひませぬ。私も、極端に言えども臨調は明らかに財界寄りの判断しかしていません。それはよって立つ基礎がそうだから仕方ないかも知れませんが、しかし、そういう批判さえも許されないとなつてくるならば、明らかに昔軍隊に臨調という言葉に変わってくるのではないか。それを奇貨としてうまく利用し、ある場合には臨調のしなから泳いでおるのがいまの内閣ではないのだから、そういう気がしてならないのですが、官房長官の感想はどうですか。

○宮澤国務大臣 もとより臨調のしなから泳いでおるという

ようなことがあつてはならないわけでございますけれども、とかく自分のことは自分にはわかりにくいと申しますか、これが最善だと信じやすい。しかし、第三者から見たときに必ずしもそれが常にそうであるとは言えないことはお互い経験でよく感じるところでございます。したがって、法律によつて定められ、しかるべき人選をして選ばれた方々による臨調の意見というものは、仮に一見自分にとつて小さな意味で不利であつても、それはそういう観点からのみ考えるべきものではない、こういうことであらうと思つてございます。

○阿部(未)委員 なぜ私がこういう議論をするかと申しますと、いままでの議論してまいりましたように、この公衆電気通信法の一部改正というものは、こういう一括法案に入れるような性格のものではなかつた。そう考へて、さつき中曾根長官からお話がありましたが、郵政省もなかなか首を縦に振らずに、頑として応じなかつたという言葉を思い出さなければならぬけれども、そういう性格のものだつたらう。それが首を縦に振らざるを得なかつた一つの柱は、これは明らかに第二臨調の答申に基づいてという、この第二臨調の答申があつたからというにしきの御旗が、ある意味では田中政調会長の調整の基準になり、あるいはこれはおかしいと思つても、全体の政府の姿勢として聞かざるを得ない結果になつてきた。そうすると、臨調というものがそういうところでも各省庁間の所管の問題にまで影響を与えてきておる、その判断をしなければならぬから、私は臨調が何か言つたからといつてあつてふためにやうになるいまの政府の姿勢に疑問があるし、臨調もやはりもつと真剣に考へていただかなければならない。とりわけ言論の自由が許されておる日本の社会ですから、中曾根行政管理局長官、新聞に出ておつたことが本当か否かは知りませんが、けれども、何か臨調に対する批判的な意見があつたからといつて敢重に注意をするとかいふようなことはお慎みになつた方がいいのではないかと思いますか、いかがですか。

○中曾根國務大臣 政府及び自民党は、臨調をつくりまして国会の御協賛を得て人選を行い、そして、スタートさせていただきました。そうして、鈴木総理は、臨調の答申は最大限に尊重すると天下に公約をなすつて、われわれ自民党員打つて一丸となつてその政策推進に向かつておるところでございます。そして一次、二次の答申をいただいで、先般、二次の答申をいただきましたら、一次と同じようにこれを最大限に尊重して速やかにこれを実施に移す、そういうことを閣議で決定し、閣議でも決定したところでございます。その線に沿つて先般の努力が行われたのでございまして、これは決して内閣が立法権を侵すとかあるいは政治がゆがめられておるとか、そういう問題ではない。政党政治としてやはりあるべき姿を歩んでいこうと思つております。

○阿部(未)委員 あなたの御趣旨からいいますと、立法政治の精神から、与党が何かお決めになれば公務員はそれを批判することも許されないう、そういう理屈になるわけですか。それでは言論の自由もないわけではございまして、あなたが敢重注意をなさるとかいろいろおっしゃつたということが伝えられておるけれども、それは行き過ぎではございせんか、どうお伺ひしておるのです。

○中曾根國務大臣 私は言論にはよほど注意しているつもりであります。そのおっしゃつたお言葉は、閣議の席だつたと思ひますが、もし、悪質で、そして行革を妨害するやうな官僚がいたら、それは適当に処置してもらふ、そういうことを言つたので、もし、悪質という条件つきでありますから、そういう役人はいないものであると確信しております。

○阿部(未)委員 いや、さすがに行政管理局の長官で、もし、悪質でということであつたら結構でございますけれども、そのまた悪質であるか否かの認定が問題になるのです。それでしよう。これは悪質だとあなたが言へば悪質になつてしまふと困るのです。だから、私はそういう批判はやはりある程度自由に、耳を傾ける。内閣の諮問機

関なんでしょう。その内閣の諮問機関について意見があるなら述べたつていいじゃないですか。悪質であるとかないとかのことが仮に冒頭にあつたとしても、いま申し上げたように、悪質かどうかという判断は一体だれがするのですか。それでしよう。そうなるのでございせんか。ですから、少し行き過ぎではございせんか。行き過ぎだつたと言ひなさい、あなた。

○中曾根國務大臣 悪質であるか悪質でないかは国民が判定してくださると思ひます。

われわれはやはり責任政治でございまして、命がけでこの行革を推進したいと思つておるのではありません。

○阿部(未)委員 あなたが命がけで推進するから、ほかの省には物を言わせないの。そんな行革やつたら大変ですよ。われわれは、国民として物を言う権利を保有していますし、それは私は公務員だつて同じだと思つてます。したがつて、やはり批判といひますか意見といひものは自由に述べられる社会でなければならぬ、私はそう思ふのです。それを押さえつけるやうなあなたの発言はやはり問題がある。そのことを指摘しておるのですから、もう少し素直にこれは反省するなら反省するとおっしゃるのが本當じゃないですか。

○中曾根國務大臣 自由に意見が述べられる社会でなければならぬというのは全く同感でございます。

○阿部(未)委員 ですから、閣議であなたのおつしやつたことは少し行き過ぎだということになりますよ、こう申し上げているのですが、いかがですか。

○中曾根國務大臣 警告として拝聴いたしておきます。

○阿部(未)委員 それはもう拝聴していただきましたから、今後十分気をつけてもらふというように私考へまして、もうあと申し上げません。

さて、これらの問題については、単に郵政省、行管だけの問題でなく、通産の方も非常に深いかわり合いを持って議論されてきた経緯がござい

ます。先ほどもお伺ひしておつたのですけれども、もう少しデータ通信に対する通産のお考へ、これには私が申し上げたいわけのプライバシーの保護の問題からデータの保護の問題、あるいは郵政省の関係から言うならば通信の秘密の保護の關係、これらについて通産と郵政、両当局の方で結構ですから見解を聞かせていただきたいと思ひます。

○豊島政府委員 プライバシー保護あるいはデータ保護の問題についての御質問だと思いますが、先ほど来先生、通信の秘密の問題と、データといひますか、プライバシー保護の問題とは違ふのではないかと申す。プライバシー保護の問題は違ふかと思ひますが、私も情報産業の立場からいひますと、コンピュータを使ひます情報処理といふのは、もちろんオンライン情報処理といひます。通信回線を使うものが今後どんどんふえていくといふことは変わりがないわけではございまして、しかし現在のところ、そうでない、いわゆるパッチ方式でやっておるものもあるわけで、これを総合して考へるべきである、こういうふうな考へております。そして、その中で、通信の保護に關する問題につきましては、私どもの考へ方では、いわゆる伝送中の秘密あるいはコンピュータで処理されている秘密につきましては、それぞれ公衆電気通信法あるいは有線通信法によつて現在規制が行われておる、このように考へております。したがつて、それから外れまして蓄積されておる、データとして別途コンピュータから外されておるものにつきましては、現在法律的な規制はないわけですが、これは通信でございせんからないわけですが、これはパッチシステムをやつておる場合も、あるいは通信回線を使う場合も共通の問題でございまして、情報化が進めば非常に大きな問題がございまして、私も少しもしては、現在までのところ電子計算機システム安全対策基準というのを設けて、その範囲内で、先ほどお答えいたしました、部屋の出入りの問

題あるいは盗難防止の問題あるいはデータ管理の問題等についても一つの行政指導の基準を設けて行政指導しているわけですが、このほかにもいろいろございまして、たとえばデータをコピーして持ち出すということになりますと、これはいわゆる窃盗罪になるというよりはむしろ侵入罪のようなことで、こういうことで果たしていいだろうか。あるいは、技術が発達して、いわゆる先ほどコンピュータ犯罪でいろいろございまして、回線を通じ、あるいはいろいろな方法でそれを抜き出してしまふ、こういうことに關しては、やはりそういうことにならないような一つの技術開発ということも必要かと思ひます。

そういうこともございまして、従来やっていたものに加えて、情報産業の発展に伴い、それに関する総合的なプライバシー保護の問題あるいは秘密保護の問題を取り上げていきたい、こういうふうに考えていま鋭意検討中であるということとでございます。

○中住政府委員 いま御指摘のデータ保護、プライバシー保護でございますが、私どもは通信の秘密という角度からとらえておるわけでございまして、この点につきましては、やはり特にデータ通信の発展等に伴いまして、ソフトウェアの充実あるいは施設管理の強化あるいは従事する職員のモラル等を含めましての資質向上など、人的物的両面からの充実という問題と、この強化策、あるいはその指導という問題と、罰則によりましてこの担保という両面が必要だと考えておる次第でございます。

御承知のとおり、この罰則につきましては、通信回線部分は公衆電気通信法できちっと規制されておるところでございますが、今度は、通信回線契約者が設置しますところの電子計算機の本体あるいは入出力装置の部分につきましては他方無線電気通信法で規定されておるところでございます。ただし、この有線電気通信法というものは、そもそも自社内通信というものを主な対象とするということから、その保護の範囲、あるいは罰則の

レベルと申しますか、その内容も公衆通信を対象とする公衆電気通信に比べまして不十分でございまして、特に今後、いろいろ御議論の出でございすV.A.Nというふうな問題、いろいろな、六千システムあるデータのいわゆるデータ処理のためのシステムでございまして、それを相互間にずつと結び合わせていくような、いわゆる純粋なと申しますか、通信を業とするという分野につきましては、こういう側面について十分な対策、検討がなされなければならぬ。したがって、今後の法的措置に取り込む問題点としては、この点を十分念頭に置いておる、こういうことでございます。

なお、一般的には、先ほど申し上げましたように、データの暗号化あるいは総合安全とか、バックアップシステムとか、いろいろな問題に取り組んでいきたい、このように考えておる次第でございます。

○阿部(末)委員 先ほど電電公社にも質問があったようにございまして、こういうものを決めていくに当たっては電電公社の意見も十分聞くようにということでございまして、総裁、御相談を受けて、契約当事者になるわけですが、一切電電公社としては異議はないとお考えですか。

○西井説明員 ただいま両省の局長から御答弁がございましたとおりでございます。異議は全くございません。

○阿部(末)委員 そこで、電電公社には異議がないということですが、実は今回の改正に当たって、たとえば共同利用の場合には、業務上の関係があればすべて自由に回線が利用できる、その次に、業務上緊密な関係を有する者の間では電信電話の利用もできる、こういうふうになされておる。これは私、よくこの内容は理解しておるところでございますけれども、たとえば緊密な関係については六十六条の規制があるというお話がありましたけれども、いま三井の中のいわゆる二木会のメンバーで、子会社として社名に三井というのをつけておる会社は百社を超えるんです。これ

は子会社ですよ。子会社ですから当然六十六条に該当する内容を持つておる会社が、明らかに三井という名前がついておる子会社だけで百社あるのです。その他三井グループと呼ぶものになってくれば、最近ではトヨタ自工も入っておりますから大変な数になる。トヨタ自工はトヨタ自工でまた企業グループを持つておる。あるいは一働、第一働業銀行グループ、これもまた大変な子会社を持つておるわけです。

そこで、いわゆる事業上緊密な関係を有する者の間ということになりますと、これが電信電話の利用を、コンピュータを使って、特定回線を使ってこれを行うということになりますと、これは明らかに電電公社の収入に大きな影響を与える。しかし、電電公社はもうかつておるからそれは構わぬでしょう。もうからなくなったときに、そういう人たちが特定回線を使って電信電話の利用をしたために電電公社の収入が減り、結果的に一般加入者が大変大きな電話料等の負担をしなければならぬ。しかし、考えてみると、回線というものは一般の加入者の負担によってでき上がったものにほかならないのです。それを特定の者だけに電信電話的な利用をさせるということが、あまねく公平な利用の原則にもとらぬのかどうか。これは郵政省の見解をお伺いしたいと思ひます。

○中住政府委員 一般的に申し上げまして、先生御指摘のような四十六年の改正のときからこの特定通信回線の利用の態様いかによって、いわゆる再販売と申しますか、これによってクリームスキミングが起りこはしないか、その結果コンピュータが使えるような大部分の電線の電話のコストにはね返りはないかというのが一番のポイントであった、現在においてもまたその問題点は変わりはない、このように考えておるところでございます。

しかし、また一方では、このコンピュータの分散処理等々のシステムが普及してまいりました、便利な使い方という要望もあるわけでございます。まして、私どもお尋ねの件に關しましては、現在電話の専用線が、これはまさしく専用線として電話そのものが利用できるという制度が前からあるわけでございます。その電話の共同専用設備という、その業務上緊密というところを、電話の共同設備の現行法の前にできております解釈がきちんとしておりますので、その解釈の範囲内の業務上緊密な関係において共同利用の場合に緊密な関係として電信電話の利用もできる、こういう電話の専用設備の概念、制度というものをそのまま持つてくる、私どもとしてはこういうふうに考えておる次第でございます。

それから、もう一点申し上げますと、業務上必要というものは、業務上いろいろな関係があれば自由に共同利用できると申しますけれども、業務上通信をやる必要がないのに単に名義を共同にいたされましてその回線をうまく利用しますか、クリームスキミング的に使うことがないようにいうことを私どもは一方では念頭に置いておる次第でございます。

○阿部(末)委員 私は、いわゆる専用回線、特定回線の使用が始まったときと今日の資本の形態とでは非常に大きな変革が行われておると思ひます。先ほど申し上げましたように、一つのグループが何百社、たとえば三井という名前がつくものだけだつて百社を超える。こういうふうな資本の形態が広範にわたつて変わつてきておる。それにいまなお業務上緊密な関係とはかくかくであるというふうな十年も前の規定を当てはめていくと大変なことになってくるだろう。もし、いまそういうものを改正する必要があるならば、あまねく公平という原則に立つならば、この改正の中でむしろそのことをもつと規制されなければ大変な事態になるのではないかと、そう思つておるのですけれども、既存の法律については、あるいは既存の省令についてはそのままにしてこの解釈でいきますというけれども、あれをつくつた当時の緊密な関係という定義というものと今日の緊密な関係を律するのには大きな差が生まれてきておるので

はないか、それを見落としておるのではないかという気がするのですが、どうでしょうか。

○守住政府委員 御承知のとおり、現在電話の専用線及びデータ通信の特定通信回線は定額料金制度になっておりまして、公衆回線あるいは電話回線等々は従量制ということになっておるわけでございます。したがって、お尋ねのような点につきましても、この料金体系という問題にも絡んでくる問題ではなからうか。現在まだディジタル化の途中の段階に電話公社の回線はあるというふうに見てはおりますけれども、本当に全部がディジタル化ということになれば、全部従量制料金ということになるので、クリムスキミングは一切起こらない時代が来るのではないかと。しかし、これまでの間、いまのような先生の御指摘もございまして、今後そういう問題につきましても十分公社の実態も聞きながら検討してまいりたい、このように考える次第でございます。

○阿部(末)委員 契約当事者であり経営の責任を負わなければならない電話公社としては、いま私が申し上げましたように、資本の形態が明らかに変わってきておる今日の社会で、緊密な関係にある者の間では電信電話の利用もよろしいのだというこのやり方について、経営上何ら影響はないとお考えですか。

○西井説明員 お答えいたします。

ただいまの業務上緊密関係と申しますのは、ただいま先生のおっしゃいましたように、たまたま三井なら三井という名前を冠しておるだけでは業務上緊密関係ということになりませんのです。ただ、そういういまの基準の業務上緊密な取引を行う範囲が、世の中の経済活動の活発化によってだんだん範囲が広がるだろう、したがって、昔はそういうのは同一人に準ずるという解釈でもよかったけれども、現在のようないくつかの経済社会、さらにこれから発展します経済社会の事情から見ると、範囲が次第次第に広がっていき、非常にその辺のところに問題が生ずるのではないかと、こういう御趣旨かと思っております。

確かに、そういう点はそういう心配も全くないことはございせんが、現在までのところ、この業務上緊密関係ということによりまして、特に公衆業務上支障があるということも出ておるかもしれません。将来にわたってそういう問題が出てくるかどうかという問題がございせんが、これは将来の問題といたしましては、公社は現在電気通信のネットワークというものをディジタル化をいたしまして、そうして一本の線によりまして電話もデータも何でも送れる、こういう総合ディジタル網という方向に向かっております。そうなるまいりまして、ただいま政策局長からお話もございましたように、現在の電信電話あるいは専用線は当然でございせんが、そういうものはもう一度見直さなければならぬだろう、公社といたしましてはそういうディジタル化の進歩によりまして、日本の重立ったところがディジタル化できます昭和六十五年ごろまでには、ただいま先生のお話のございましたような問題も含めまして、現在の公衆電気通信法というのには料金体系も含めまして見直さなければならぬ時期が来るのではないかと、このように考えている次第でございます。ただいま先生のお話の点も含めまして、そういう事態が参りましたら現在の法体系というものは郵政省の御指導を得て見直してまいりたい、こういうふう

に考えているところでございます。

○阿部(末)委員 私が先ほど例で申し上げたのは、いわゆる三井と名のつくものが言ったのは、それが全部条件にかなう、緊密な関係にある、たとえば一〇%以上資本を出しておるとか二〇%の取引があるとか、そういうことを言っておるのではないのです。資本のあり方が変わってきておる。だから、グループの中で子会社というものがふえてきておる。そういう子会社と親会社は明らかに六十六条に該当するものになってきますよ、そういう人は全部専用回線を使つてどんどん電話ができる、きわめて安い料金で電話をするのとがでる、そうすると電話公社の収入はだんだん減ってくる、それは結局は一般の加入者に転嫁

されていくのではないですか、そういうことを私は申し上げたのであって、その心配がないとおっしゃるなら結構ですけども、これから十年と言え、私は電話公社の技術開発も大変進んでくるだろうと思っております、さらに利用者の方も知恵をしぼっていろいろなことをやってくるだろうと思っております。しかも、今回の改正は明らかに、今まで八つの条件にある者の間しかできなかったものが、これはもう業務上緊密な関係があればオープンでしよう。その中で業務上緊密な関係がある者の間では電信電話的な利用ができる、こうなっておりますから、どんな使われ方をしたって、おまえのところは電信電話に使つておるのが多過ぎるのなんの、そんなことは実際問題としては言いつたのではありません。初めから電信電話に使いますと言わぬ限り、結果的に電信電話に使われたつて物の言いがたないでしよう、こうなつたときに、それで電話公社の収入がたつと落ちた、一般の加入者に電話料金の値上げをします、こうなるおそれがありますか。責任を持って、ありませんと言いつた切れますか、これを公社に聞いておるのです。

○西井説明員 ただいま申しましたように、現在までのところは問題がございせんが、将来そういう問題が出てくるおそれがあるというところは、まさに先生の御指摘のとおりかと思っております。

さらに、公社が考えております総合ディジタル網、いわゆるINSと言っておりますが、高度情報通信システムと言っておりますINS化になつてまいりますと、データ通信も電信も電話もだんだん境目がわからなくなつてくる、こういう事態になつてまいります。したがって、公社といたしましては、そういう事態になりましたときに、ただいま先生のおっしゃいましたようないわゆるクリムスキミングによって特定の方々が非常に利益を得られ、一般大衆にそのしわが寄つてくる、こういうことのないような料金体系も含めて、制度化というものは、これは当然のことながら検討していかなければならない、このように考えておるところでございます。

現在その考え方としては、これから検討を進めるところでございまして、具体的な内容が固まつておるわけではございせんが、その一部はしりとしたしましてDDX網でありますとか、それからファクシミリ網といったような料金体系あるいは情報網をベースといたしまして課金方式、こういうものをとつてまいりまして、INS化になりますと、いまのDDX網なりファクシミリ網なりの料金体系あるいは課金の考え方、そういったものの基本的な考え方に沿ひまして、料金あるいは制度、それから、ただいま申されましたような点について、当然のことながらそういうものに合わせたものを考えていかなければならない、こういうふうに思つておるところでござい

〔水野委員長退席、渡辺（紘）委員長代理着席〕

これをまずちよつと簡単に答えてください。

○守住政府委員　有線法十条との関係でございませうけれども、私どもは有線法十条には違反せず、また公衆電気通信法第五十五条の十三の二項におきまして、公共の利益のため特に必要がある場合には、郵政省令で、特定通信回線を使用する者が、他人の通信の媒介を行うことを認めておる、こういうふうな五十五條の十三の二項に規定されておりますので、公衆電気通信法は他人の通信の媒介を行ふことをすべて排除しておるのではない、一定のまことに例外的なものではございますが、すべて排除しているものではない、このように受けとめておる次第でございます。

○阿部(未)委員　これは議論すると長くなりますが、私は、これは明らかに有線通信法の十条に基本的に違反をする。なぜならば、これはデータに限ってのみ許されておるのであって、通信の媒介が許されるわけではない。だから、データに限るなら別ですよ。データに関しない通信の媒介は許されない。

そこで、非常に苦しい言いわけにあなたの方は「公衆電気通信以外について」と、こう書いてありますけれども、公衆電気通信を除いてどういう通信の媒介が考えられるのですか。ほとんどないのでしょうか。たとえばファクシミリみたいなもの、こういうようなものはあるかも知りませんが、しかし、公衆電気通信を除いてあとどういふもののが考えられるか、ほとんど利用価値はないだろう。せつかく中小企業のために通信の媒介が認められるということで、他人使用を認めたけれども、実際にはほとんど効用のない内容だ、こういうのですが、この点はどうですか。

着席

○守住政府委員 お尋ねのように、公衆電気通信  
役務、法定役務等々があるわけでございますが、  
これはできないということでごいまして、私ども

もが考えましたような技術の進歩あるいはまた通信処理等々の発展ということで、メール・ボックス・サービスだとかいろいろなことが言われておりますけれども、そういうものはあり得る、こういうふうにとらえておる次第でございます。

○阿部(未委員) メールサービスとかいろいろお話がありました。が、実質的に電信電話はだめですよ、それ以外のものは通信の媒介をしてもいいですよといったって、ほとんどそんなことはあり得ぬと考えておるのですけれども、理屈をつけられれば新しく技術の開発が出てきて、どうだこうだと言えば、これは別ですけれども。

さて、中曾根行政管理局長官、いままでの議論をしてまいりましたように、まだ省令にゆだねる部分が非常に多いのでございまして、その省令の内容さえ今日明らかにされていない部分が多うございします。したがって、私は、本来ならば拙速をせずにもっと慎重に審議をして、しかも最近郵政省の中には電気通信審議会というものをわざわざ設置法を変えてつくっておるのですから、十月発足ですけれども、そこら辺にかけて十分な議論をすべきだと思ひます。思ひますけれども、そう言つても長官がいまそうしなすと言わぬことも大目に見えてわかつておりますから、そこまでは言ひませんが、いままでの議論を踏まえて、特に通産、郵政両省の間あるいは電電公社との間でいろいろな意見がある点については、公衆の不利にならないように十分な配慮をお願いして、特に省令にゆだねられる部分等については、公衆の不利にならないような十分な配慮をお願いしたいと思ひますので、長官の決意を聞いて終わりたいと思ひます。

○中曾根国務大臣　公衆の利益を守ること  
は、この法律の眼目でもございますから、政省令  
を決めるに当たりましては、やはり各省とも大乗  
的見地に立つてその本旨に沿って協調するように  
努力してまいりたいと思います

○阿部(未)委員　終わります。

○水野委員長　これにて阿部米喜男君の質疑は終

ておりますので、改正法案そのものが何か臨時暫

了いたしました。

次に、竹内勝彦君。

○竹内(勝)委員 今回、電気通信法の一部改正の問題に関して一括法案にしたことに関しましての問題点、るるいまで同僚委員からございました。

その中で、私、率直に尋ねておきたい点は、行政管理庁長官として田中政調会長にどうしてデータ通信自由化問題について調整を依頼したのか、その点がよくわからないのです。どういう理由からですか。

○中曾根国務大臣　調整を当初は行管とそれから二省等で行っておりましたが、最終段階に至りましてもなかなか調整ができませんでした。そこそこで、法案の提出は急ぎますし、政党政治の本則にのっとって、自民党の内部の部会の問題もございまして、これは政調会においてお取り上げ願って党としての御裁断を示していただく、こういう考えに立ちましてお願いしたわけであります。

○竹内勝委員 この問題は、郵政省なりあるいは通産省なり、その問題を管轄しておる最も重要な面におきまして徹底的な論議を時間かけてやっていくべき問題なんです。ところが、そういう形で進んでいったことにこれは問題点が多くあると

いうことを指摘しておきますが、その中で特にこの田中裁定によりますと、いわゆる他人使用の回線利用、この問題で「回線利用全体の新たな在り方につき結論を得るまでの間の臨時暫定」、こういうことを言っておりますね。この臨時暫定とい

定という意味では全くございません。その臨時暫定と申します意味は、他人使用の回線利用全体の自由化のあり方、私どもが新法等でいろいろ構想をしたものにつきまして、通信の秘密や信頼性の確保等、公衆電気通信秩序が維持されるということとを前提としまして、今後継続して鋭意検討を行って、できるだけ早期に合理的な結論を得たいと考えておりますが、それまでの間の臨時暫定である、このような意味でございます。

○竹内勝委員 同じく田中裁定に「政府は、他人使用の回線利用全体の自由化の在り方につき、早急に結論を得るよう努力されたい。」のございます。が、「回線利用全体の自由化の在り方」、このことは郵政省としてどう考えていますか。

○守住政府委員 先ほども御説明いたしましたように、他人の通信の媒介を業として行うというのはまさに通信業の世界でございますので、今後こういう点につきましては通信の公共性と申しますか、いろいろな点、あるいは公衆電気通信秩序とかかわり合い、こういうものを念頭に踏まえまして、今後鋭意検討して取り組んでいきたいということを考えておる次第でございます。

○竹内(勝)委員 いまの説明でよくわかりません。

通産省として、いままでいろいろ練ってきた中で、回線利用全体の自由化のあり方に關してどういう考え方を持っていますか。

○豊島政府委員　今回の自由化の措置は臨調の答申を受けて実施されたものでございまして、換言

すれば不特定多数の者を相手としてもつばらメッセーじスイッチングを行う者以外は自由ということ、その線が進められている。したがって、不特定多数の者を相手方としてもつばらメッセーじスイッチングを行う者については、今回措置がされなかったわけでございます。しかし、通信回線を介したコンピュータの利用というのは技術革新の著しい分野でございまして、今後の情報化社会の基盤を形成する、私どもの言葉で言いますと非常に重要なインフラストラクチュアである、

こういうふうな考えております。したがって、残された部分につきましても、民間の創意工夫を生かした活動が十分に行われるということが望ましいわけでございます。そういう意味でこの点につきましても私どももできるだけ自由によつてほしい、こういうことでございます。

いづれにいたしましても、関係各省と十分相談をして検討をするということにおいては変わりがないということでございます。

○竹内(勝)委員 電電公社と郵政省にあわせてお伺いしておきますが、現行法の中におきましても、データ通信の分野においてはコンピュータの発展に伴って実際に即して具体的に利用していきたい、こういった面からいわゆる許可制という形で各方面から届け出が現在の範囲内で何件か出ていることは何つております。ここ三年間程度で結構でございますが、どれぐらいの届け出件数があった、そのうちどれだけ認可して、いまだにまだ積滞として残っているのはどれぐらいか、数字を示してください。

○信沢説明員 お答えいたします。

ここ数年間個別認可をいたしましてデータ通信に関する特定通信回線の利用をいただいております件数は、共同使用に関するものと、公衆回線と特定通信回線の相互接続に関するものと二種類ございますけれども、共同使用に関する個別認可件数は、五十四年十五件、五十五年二十件、五十六年度が三十一件と年々ふえてきております。それから、相互接続に関する認可件数は、五十四年が百六件、五十五年が百一件、五十六年度は百四十三件ということになっております。五十六年度は、共同使用の認可と合わせて年間百七十四件の認可をいただいております。

積滞と申しますと、現在申請をお願い中のものということがあります。そういう趣旨でございます。と大体二十件程度が現在申請を行う準備をしておるところでございます。

○竹内(勝)委員 そうすると、いまの件でどれだけ申請があつて、認可できない分があるはずで

しょう、それも含めて言ってください。

○信沢説明員 特定通信回線についての認可の申請につきましては、私どもの通信局あるいは本社のユーザーの方が個別に御相談に参ります。そして、公社と御相談の上、大体認可の基準に該当するものについて公社の方で認可の申請をしております。したがって、申請をしたものにつきましても、すべて認可をいただいております。いまの基準から見てこれはちよつとむずかしいというものについては、申請をする事前の段階でユーザーとお話し合いの中で処理されてまいりますので、それがどのくらいの件数あるかということについては正確にはちよつとわかりかねております。

○竹内(勝)委員 これが大事なことです。要するに、この要望が非常に多いということに關して、それにこたえていくために今回これを法案として自由化に持っていくということと論議しておるわけでございます。したがって、いままでのニーズがどれだけのものがあるのかということがわからないうままでの話し合いの中でもうだめならだめですということ、はねている。この人たちが大事なんだ。この意味で、後でもいいですが、その数をぜひ提出していただきたいと思ひます。答えてください。

○信沢説明員 回線の利用の自由化につきましては、いろいろなユーザーの団体、ユーザー協会等があります。とかそのほか各団体がございまして、そういう団体の方々から、こういうケースは自由化してほしいという要望がいろいろ出されております。そのような要望の件数は別途またここで報告させていただきますと思ひますけれども、個別に正確なデータというのにはちよつとむずかしいかと思ひます。

○竹内(勝)委員 じゃ、郵政省。

○守住政府委員 御承知のとおり、この個別認可の制度は、電電公社やKDDが回線を使いたいという企業等と御相談されまして、個別認可の判断が要するという場合に出されるというものでございまして、電電公社から郵政省に出されました段階

では、もう十年の体験を経ておりますので、いままでのルールに従ひまして迅速な処理をやつておるといふことでございまして、いまお尋ねの窓口である電電公社との間の関係につきましては、いま公社の営業局長の方から答弁されたような実態ではないかと思つておる次第でございます。

○竹内(勝)委員 そこで、公社にお伺いしておきますが、電電公社総裁もデータ通信設備サービス、このデータ通信に關しては、データ通信部門には回線サービス部門とそれから設備サービス部門、これがございまして、その中でたとえばDRE S SとかDEMOS、DIALS、こういった面の要望等は非常に多いわけですね。そういう中で、特に総裁も考えておるようですが、非常に設備サービスの方が経営がよくない。数字までいろいろと述べておるようですが、むしろそれを回線サービスでカバーし、なおかつ、それでも足りないから公社のいわゆる電話通信、こういった電話通信部門においてそれをカバーしていくという、こういう実態ですね。

そこで、むしろ設備サービスの面に關してですが、あるいは回線サービスなのかよくわかりませんが、いかにいかに分離をしていった方がいいんじゃないかという考え方を持っておるやに伺つております。また、行政管理局としまして、民間に比べて不効率なので、経営のあり方を再検討すべきだと勧告をしておりますが、そういう面も含めてどのようなお考えをこの分離論に關してお持ちでございましょうか。

○高橋説明員 お答え申し上げます。

公社の提供しておりますデータ通信サービスにつきましては、先生御指摘のとおり、回線サービスと設備サービスとでございます。この二つを含めましてデータ通信事業ということにして収支を計算しているわけでございますが、先生御指摘のように、従来からデータ通信事業としても赤字を計上をしまつておられます。五十六年度、いま決算を集中中でございますけれども、五十六年度におきましては、この回線サービスと設備サービス

を含めまして、一応単年度黒字ということが達成できる見込みでございます。これは先生も御指摘のとおり、回線サービスの利益で設備サービスの赤字を埋めての上のことでございます。

したがって、五十七年度以降におきましては、設備サービスだけにつきましても十分収支の改善を進めていくということに、現在鋭意これを進めているところでございます。もちろんこれを実施してまいります上では、昨年行政管理局からの勧告の中でも具体的な指摘をいただいております。そういう線にも沿ひまして、鋭意今後五十七年、八年、九年の三カ年間で設備サービスについての収支の改善というものを進めているわけでございます。

〔水野委員長退席、石井委員長着席〕

この公社の行います設備サービスにつきましても、従来からいろいろなサービスを提供いたしました。わが国の情報化の進展にお役に立つてきたところでございますが、最近の情勢等にかんがみまして、公社になじまないサービスはこれはやめていくということ、従来からも公社がデータ通信設備サービスを提供いたします際には、公共的なもの、全国的なもの、技術先導的なもの、そういうものが公社にふさわしい役割であるというふうな考え方をやっておりますが、こうした考え方は、昨年の郵政省の電気通信政策懇談会あるいは通商産業省の産業構造審議会情報部会というふうなところでも御承認をいただいているわけでございます。したがって、今後ともこうした公社にふさわしい部門のサービスを実施しながら、設備サービスとしても十分収支の面でペイをする、こういうふうな形で進めていくというふうにしてまいります。さらに今後の電気通信サービスにおきましては、電信電話的な業務のほか、非電話系のサービスというものも多彩になってまいりまして、なかなかこの間の境界は引きにくいという現状にございます。

そういう面から、公社としては高度情報通信サービスの提供の上でも大きな役割があるとい



になってきますが、これの見直し、これは行管庁長官と郵政省と答えてください。

○中曾根国務大臣 この分野は新しい分野でございまして、非常に多様性もあり、また将来発展性も考えておかなければならぬところであります。したがって、各省間において十分検討してもらって、その必要性ありやなしや、必要とした場合どのような規制措置を講ずるか、それらについては慎重に検討してまいりたいと思っております。

○竹内(勝)委員 郵政省、V A Nの問題、新法の問題、これをお答えください。

○守住政府委員 お尋ねの他人の通信の媒介を業として行うといういわゆるメッセージスイッチングを無制限に認めるということは、いわば電電公社以外に民間の小型電電公社と申しますか、高度通信の分野につきましてそういう役割りを果たすものが出てくる、いわば民間の公衆通信サービスと認めることと等しくなる、こういう点になろうかと思えます。したがって、民間にこのメッセージスイッチングを認める、つまり高度通信サービスを認めるに当たりましては、やはり電電公社の電信電話を中心といたします基本的な公衆電気通信業務との調整、切り分けの問題がまず出てまいりますし、さらには通信の秘密を守る体制いかん、あるいは顧客に対するところの信頼性の確保等、やはり通信秩序の維持という観点などから、所要の規律のもとにそういう民間の参入を認めていくべきではないか、このように考えておる次第でございます。したがって、このよう

な条件を確保するための制度創設というものが、大きな電電公社との高度通信サービス分野での競合と申しますか、一方では競合になりますし、民間のいろいろなきめの細かい創意工夫を導入していく道筋にもなってくる、このように考えておる次第でございます。

○竹内(勝)委員 もう一度公社にお伺いしておきます。

今後、この公衆通信回線と特定通信回線、いま

まで公一特の接続を認めてきた、これが公一特公という形になってくれば、メッセージスイッチングではございません、そこに何らかの程度付加価値をつけたならば、これはもうメッセージ交換じゃございせんということ、むしろ、先ほど議論がございましたが、いわゆるメッセージ交換のみのものを、こちらの意図するものはメッセージ交換ではないのですが、ただ、そこに付加価値をつけてこれは公一特公で利用しますよというようになれば、電話と同じようなものをこれによって利用できる形になります。これはいろいろな解釈がありますけれども、形になる。その形になったときには、いままでちゃんとまじめに料金を払って——いまの遠近格差の問題でも相当でございます。こうなってくれば、遠近なんて問題じゃなくなってくるんだ。そうなってくると、料金体系の問題も含めて、そして新法を含めてやってくる、これは相当検討しなければならぬ問題が出てくる。

そこで、お尋ねしますけれども、このV A Nを含めた新法に対する公社としての見解をお伺いしておきたい。

○西井説明員 お答えいたします。

先ほどからいろいろお話のございましたとおりでございます。公社としましては、いわゆるメッセージ交換を主体とします付加価値通信業務というものにつきましては、そのすべてを公社で行うわけには事実問題としてまいらないと思っております。そういう方がいわゆる高度付加価値通信というサービスをおやりになるということについては、基本的には別に反対をする何ものでもございません。

ただ、ただいま政策局長からお話のございましたように、公社が全国的にあまねく公平にサービスを提供すべく義務づけられております電信電話との境目が今後非常に問題になってくるという点がございまして、そういった点を含めまして、全体的な通信秩序の面からいまして何らかのその間に切り分けと申しますか、チェックというものが

が必要であろうということを郵政省にお願いをいたしまして、基本的にはそういうことで御了承をいただいておりますというふうに理解をしておるところでございます。

ただ、この問題は、先ほどからいろいろ話が出ておりましたように、通信の非常に根幹にかかわる問題が多々ございますので、なお慎重に御関係御当局において御検討になっておるといのが実情でございます。

○竹内(勝)委員 行管庁長官にお伺いしておきます。

先ほどの「もっぱらメッセージスイッチングをいうシステムを除き自由にする。」この「もっぱら」の意味もよくわからぬし、同時に、今国会に提出された公衆電気通信法の一部改正では、新しい高度通信サービスのうちの自由化に対して最大限に尊重していくんだと先ほど答弁がございました。これで果たして尊重されているのかどうなのか。そして、この自由化という中には、いま郵政省からもあったとおり、いわゆる付加価値通信、V A Nというものは、これは郵政省が言っている言葉でございますけれども、こういったものも含めて自由化とするのか、そういった面を含めて入っておるか——ある面はです。それは全部は含まれていない、こう答弁するでしょうが、ある面においてはこういったものも自由化と考えていいのかどうか、この辺がこの文章だけでは非常にわかりにくいものがあるのです。行管庁長官としてどう考えておりますか。

○佐倉政府委員 先生のいまのお話でございますが、現在考えておりますのは、主として回線の自由化の問題でございます。これが行く行くといゆるV A N、そういったものにつなげていくというわけでございますけれども、とりあえず考えておりますのは回線の自由化でございます。

それで、先ほど郵政省あるいは電電公社の方からいろいろお話がございましたけれども、この回線のいままでできなかったものをできるようにする、あるいはその規制を緩和していくという

のが今回の法改正の立場でございまして、その先これからのように考えていくかということ、やはり今回の措置の後、十分検討していくべき問題だろうというふうに考えられるわけでございます。

「もっぱらメッセージスイッチングを行うシステムを除き」ということでございまして、メッセージスイッチングというのは、御存じのことと思ひますけれども、情報を伝達の際に、情報を全く変えないでそのままスイッチするということ、そのスイッチするものが電子計算機である場合に多く使われる言葉でございます。「もっぱら」というのは、それを行うことが主たる目的であるというふうなシステムを指しているのだらうというふうに解釈しております。

○竹内(勝)委員 そこで、五十六年七月に、このデータ通信に関する行政監察の結果報告、この問題が出ていますね。この中で行管庁の勧告が出されました。具体的な事例として二十七事例が指摘されておりますけれども、これに対して通産省としてどのような見解を持っているか、同時に、郵政省としてはどんな見解を持っておるか、あわせてお答えください。

○豊島政府委員 現行の通信回線利用制度につきましては、四十六年度当時のコンピュータの利用技術を前提としておるといこととでいろいろな制約があつて、それがそのまま今日続いておりますこととでございます。それで、行政管理局の行政監察で二十七の問題点が指摘されておりますが、いずれもこういう御指摘のようなことでは本当の意味での情報化が進まないということとをわれわれは感じておるわけでございまして、このよう

な事例に指摘されたようなものが自由に行えるようになることが今後の情報化社会のために絶対必要である、われわれとしてはこういうふうな考え

ております。したがって、今回の法律改正でその辺をねらって改正が行われるということとをわれわれは期待しておりますわけでございますが、い

れにいたしましても、詳細につきましては郵政省

も、技術革新の著しい分野で情報化社会の構築のために非常に重要なものであると考えておりました、この部門につきましても、できるだけ民間の創意工夫を生かしていかれる、自由であるということが必要かとわれわれは考えております。アメリカですと、この辺のところは自由でございします。

ただ、私も、誤解のないように申し上げておきますが、いわゆる基本サービス、全国にわたってあまねく公平にやる基本サービス、いまの電電公社がやっておられますものにつきましては、当然のことながら日本の場合には独占であるということとでございまして、通信回線の設置というものは当然そういうものであるかと思ひます。それ以外のものでございましては、どういう処理になるかということとでございしますが、先ほど申しましたような、できるだけ民間の創意工夫を生かすということから考えまして、果たして郵政省が用意されましたような事業許可というものが、秘密その他の関係から要るかどうかということについては、われわれとしては意見があるわけでございします。しかし、いずれにいたしましても、この点については関係各省と十分御相談をして最終的に政府の案が決まるというふうにご考慮をしております。いま細かい私どもの意見は控えさせていただきます。と思ひます。

○竹内(勝)委員 それでは、最後に、郵政大臣に御決意をお伺いしておりますが、この最近の情報通信技術革新、いろいろ目覚ましいものの中で、今後産業のみならず医療、教育、行政、学術、あらゆる分野でこのデータ通信という問題が国民生活の向上にとって非常に重要な役割りを果たしてまいります。そういう意味で、ぜひ今回の問題が、本間に国民のニーズにこたえられるようなものに発展していかなければならない。今後いろいろ省令で細かい点を詰めていくわけですから、その面をぜひ前向きな姿勢で検討をしていただきたいのと同時に、先ほどの話があった、V.A.Nを含めた新法をぜひ新しい形で提出していかねければならぬ、これは重要な問題でございします。そういうものも含めて、郵政大臣の御決意をお伺いして、質問を終わります。

○運輸大臣 いただいた御質問、私も聞いておりまして、大変ごもっともな御意見だと思ひます。国民のニーズにこたえて新法をひとつつくりなさい、こういうお話でございしますが、もちろん

そのつもりで、新法をつくるつもりでおります。ただ、いま御意見が通産の方からもございした。また郵政省の電政局長からも御説明がございましたけれども、やはり通信である限りにおいては通信の秩序というものを守らなければなりません。そういう信頼性の確保とか、あるいは通信の秘密、プライバシーの確保とか、そういうことを念頭に置いて一定の最小限度の基準だけは決まなければならない。

自由な日本でございしますけれども、たとえば一例を挙げて説明しますと、自分は車を持っていて、車を持っていくからタクシー会社を無制限にやらせるというわけにはいかない。また、自分はトラックを持っている、だから運送業を無条件で許可するというわけにはいかない。やはり通信の秩序というものを守らなければならない。そういう限りにおいて、一定の基準というものをつくらなければならない。

そういう考え方で、端末機があるんだ、コンピュータを持っているのだから自由にこれをやらせるんだ、V.A.Nをやらせるんだ、こういうふうには短絡できないわけでありまして、そういう最低限の基準をつくりながらV.A.Nというものをこれからひとつ大いに拡大していく方向で検討させていただきます。もちろん関係の省庁とも相談をいたします。

○竹内(勝)委員 ありがとうございます。

○石井委員 小沢委員。

○小沢(真)委員 私は、データ通信についてはもう各党各派から御質問がありましたので、触れようとはいたしません。しかし、せっかく連合審査でわが敬愛する箕輪郵政大臣がお見えでございしますので、若干御質問を申し上げたいと思ひます。大体私は、いままでやってきたことをいつかの機会には見直さなければいかぬ、こう思うわけですが、電報というものは、郵政省の前は何でしょうが、通信省、明治の初めから電報制度というものがあつたわけですが、いま電話は普及しているわ、情報産業はますます発展していくわという中

で、明治の初めからあつた電報制度というものをこれから続けなければならぬというのか、前から私は大変疑問に思っているわけでありまして。それからまた、昭和五十六年度の決算は出ておりませんが、一千二百億もの赤字を出しながらこれを続けなければいけないというのか、こういうことを絶えず疑問に思つてきたわけでありまして。

そういうことであるという調でいいたら、世にも不思議な、奇妙なことを私は発見した。いままでこれを知らないでいたのは私の勉強不足であつたと思うのですが、大変奇妙なことを発見したわけですが。

そこで、最初に、事務当局にお尋ねをしたい。五十六年度の決算はまだわかつていないでしょうから、五十五年で結構です。この電報の収支、収入幾ら、支出幾ら、収支率幾ら、これをちよつとお知らせいただきたい。

○稲見説明員 お答えいたします。

昭和五十五年の電報事業の収支状況でございますが、収入は三百四十一億円で、前年度に比べますと三億円、一・〇%の増加でございします。一方、支出の方は千四百九十五億円で、前年度に比べまして七億円、〇・四%の減でございまして、この結果、収支の差額は、五十四年度の千六百四十億円の赤字に對しまして千五百四十四億円の赤字、それから収支率で見ますと、前年度が、五十四年度でございしますが、四四四%に對しまして五十五年は四三八%、それぞれわずかながらでございますが、改善をされております。

○小沢(真)委員 続いて、五十六年度のいまの数値の見通しはまだわかりませんか。

○稲見説明員 この段階では、まだ確たる見通しは得られませんが、利用実績の方、通数ベースの方で見ますと、横ばいの実績のように見受けっておりますので、収支面といたしましても大きな変動はないかと考えております。

○小沢(真)委員 そういふ中で、いまお聞きしたように、収入は三百四十一億、支出は千四百九十五億ですから、これは収支は全く合っていない

が、千四百九十五億の支出の内訳、大まかな三、四項目で結構です、事務当局から。

○稲見説明員 お答えいたします。

昭和五十五年の決算に基づきまして大体的にお答え申し上げますと、人件費が八百二十一億円、減価償却費が二十一億円、金融費用が十三億円、次に郵政省への委託費でございしますが、これが四百三十五億円で、それ以外の委託費が五十三億円、物件費等が百五十一億円で、諸税公課が一億円で、總計いたしまして支出は千四百九十五億円であります。

○小沢(真)委員 奇妙なことをいふというのは、そういうことなんです。私が差上げた表の別紙四にありますように、電電公社の職員、昭和五十五年においては一万五千六百六十人、郵政省が五千六百六十人、合計二万一千二百六十人、それに民間の委託まで加えて、それだけの人が働いていて収入が三百四十一億であります。

ところが、その中から郵政への委託が四百三十五億、そのほかの委託五十三億というの、これも郵政ですか、よくはわかりませんが、後でお尋ねしますが、とにかく二万人の人がかかつて総収入三百四十一億だけ得ているのに、郵政省に電話の委託の関係だけで四百三十五億、これだけ納めるといふことは、事務当局はそういうことについてある程度の理屈をくつつけたらうけれども、われわれ常識人が見たのでは、なかなかこれは理解できないわけでありまして。私が子供のときに、一反歩十俵しかとれないのを、地主は五俵も六俵もとつたと言つて小作人は大変おつたわけでありまして。ところが、一反歩十俵しかとれないのを、これは十五俵納めろ、こういう話ですから、こんな悪代官は世の中にはないのじゃないかとと思ひますが、一体それはどういふことでしょうか。総収入が、二万一千人の者が上げて三百四十一億稼いだ、郵政省はその中から、その中から外から合せて四百三十五億、どうもさっきの数字五十何億というのも恐ろしく郵政省に納めてあると思うのだが、五百億も取っていくとは一

体どういふことか。これはだれが答弁をしてくれるのだね。

○稲見説明員 とりあえず私の方からお答えいたします。

いま小作の例でお話が出ましたけれども、私も郵政省へ支払いをしております電報事業関係の委託費四百数十億円、これは決して上納金といったようなものではございませんで、双方の協定に基づきまして委託をし、その協定に基づいて受託側の郵政省の方の費用を完全に償うという考え方で支払っておるものでございます。もちろん今日の現況に即して見直した方が今後郵政省と十分相談したいというふうに考えております。

○小沢(真)委員 先ほど申し上げたように、理屈はいろいろくつつけてきたらうというところは私も推測はできますが、常識で、みんなで稼いだものが、二万人繰らで稼いだ金が三百四十一億、そのうち、うちじやないや、うちも外も合わせて五百億近い金を郵政省だけに納めてしまおうといううなことは、経営として見た場合に、こんなばかことがまかり通ってきたかと思うと、私はその事態に余りにも驚き入っているわけです。

お手元へ差し上げた表の別紙三を見ていただければ、たとえば上から一、二段目、電報取り扱いの現状であります。郵政扱いは五百八十九万通、全部の取り扱いがその下に書いてあります、四百四十四万通。四百四十四万通が、その下に書いてある三百四十一億であります。支出は、その下の一千四百九十五億であります。赤字が、一千五百五十四億であります。収支率は四三・八％、先ほど御答弁があったとおりです。郵政委託費が、いま四百三十五億、いま申し上げたとおりであります、その下の段の民間委託の現状を見ると、委託した、配達しようが、八百七十七万通でたった五十一億、こういうわけで、これはいろいろの関係があるから単純には比較できないでしょうけれど

も、郵政扱いは五百八十九万通、それに四百三十五億、民間委託八百七十七万通、それに五十一億、うんと簡単な数字で言えばそういうことであります。

これは一体経営的な感覚を持ってこの委託なりなんなりをやってきたか、こういうことに私は第一に疑問を持つわけです。

その前の表の別紙二を見ていただきたいが、これはどこで出してくれた表だかわかりませんが、けれども、一番右側の一番下の段に、表の主題が郵政委託費の推移、昭和五十二・五十三年度とありますから、これは郵政委託費だと思えますが、いろいろのものを合わせて六百六十二億四千三百万円。右の一番下であります。その上に括弧して四百三十五億二千九百万円とありますから、いまお聞きしている数字は四百三十五億、ここだと思えます。その下の六百六十二億というのは、これもほかの名目で何だかんだでもって電電公社が郵政省へ納めた金だ、こう見て差し支えありません。電電の事務当局でも何でもいいです。

○西井説明員 ただいま先生のおっしゃいましたとおりでございます、電報以外に電話その他のいろいろなことを委託をしておりますので、それにかかわります経費が、その差の二百二十七億でございます。

○小沢(真)委員 総務理事は前に郵政省にいたので召し上げる方をやってきて、今度は電電公社で出す側の方なのでいろいろ言いわけはあるでしょうけれども、たとえば簡易営業事務費、まん中どころにありますが、六十六億八千二百万円、これは一体何だろうか。

それから、その他のところに過員補償費、減員補償費、こうあるわけです。それが十七億、四十九億、こうあるのだけれども、これは一体どういうことでしょうか。過員補償費、減員補償費。整理資源というのが最近突如として出てきたが、うんと簡単でいいです。

○西井説明員 郵政省に委託をしております経費の中で電報を除きます二百二十七億の大体内訳を

最初に申し上げますと、郵便局にも電話を町の委託電話、赤電話と同じようにお願いしておりますので、電話の委託にかかわります経費が大体四十八億でございます。

それから、ただいまお話しした簡易営業事務と申しますのは、郵便局に委託をしております委託局を改定をいたしまして直営化をいたしましたときに、そこに過員が出てまいりました、現在の公社と郵政省との委託協定でございます、その過員部分はもと委託しております電話にかかわる人間でございますので、基本的にはそのうちの半分は公社が引き取る、それから残りの半分のうちのまた半分、全体の四分の一はそこで退職特別給付金等によってやめていただく。それから、残りの四分の一はそちらの方に過員が残りますので、それに対して一定期間内過員補償費を支払う、こういうものでございます。こういう一般的なルールに乗りまして現実の委託局を改定いたしますときには必ずしもそのとおりにはちっと人間が来たり、あるいはやめたりするわけではございませんので、その実態に応じていろいろな措置をしております。簡易営業事務と申しますのは、そういうことで残りました過員につきまして、端的に申しますと交換手でございまして、余りました交換手がそのままいきますと仕事がございますので、公社の中の簡易な営業事務というものを公社から委託をいたしまして、そして、それにかかわる費用を支払うものでございます。これが六十七億、現在五十五年度でお払いをしておるところでございます。

それから、過員補償費と申しますのは、そういうことで出てまいりました過員は一挙に解消するわけにまいりませんので一定期間、郵政省の定員上は落ちますが、お金としてこれを過員補償費で支払っておるわけでございますが、これが十五億でございます。

それから、整理資源と申しますのは、これは先生御存じのように、かつて通信省時代、もっと詳しく申しますと、国家公務員の恩給法の適用を受

けておられた方でもともと本来的には電電公社の方で恩給とかその他のいろいろなものを負担すべき方がいらつしやるわけでございます。そういう恩給法の適用を受ける方とか、それから恩給法の適用は受けられないけれども、旧国家公務員の共済組合法の適用を受けておられる方、そういうことでもともと電信電話に従事しておりました方の年金とか恩給といったものは、これはもともと電信電話業務でございますので、電電公社がその部分を負担しておるわけでありまして、それがいわゆる非常にわかりにくい言葉でございますが、整理資源、こういう言い方をしておるわけでござい

それからあと、電信電話の料金というものは郵便局にも納めていただいておりますので、それにつきまして一定の割合で収入金取扱費というものをお払いしておりますが、これが五十五年度で五十三億でございます。

そういうものを全部合計いたしますと、先ほどお話しした六百六十二億と四百三十五億の差額の二百二十七億というものが、いわゆる電報以外に電電公社から郵政省に委託費という形で支払いをしておる金額の内訳でございます。

○小沢(真)委員 総務理事は前に郵政省にいて召し上げる方の側だったから、召し上げ方をいままなか詳しく説明したが、今度は電電公社の側に立てば、これはおかしいじゃないか、三百四十一億しか入らないのにいろいろ名目をくつつけて六百六十何億も納めていることはおかしいじゃないか、こういうふうに今度は立場が変わってお気づきになりませんか。私はこれを見て、過員というのは恐らくこれは郵政省に人が余るというその補償かな、減員というのは今度は足りなくなったその補償かな。過員と減員あれば、プラス・マイナス・ゼロでいいはずだが、郵政省の方に人が余っているという計算ができればそれも払って、郵政省の方で人が足りない、零・コンマ何とかいう人だと思ふのですよ、これまたこつちで払って、そん

な話になるものですかね。

それから、整理資源というのは、いま通信省以来の何とかかとかと言ったけれども、ちょっと別紙二を見てもらいたいが、昭和五十四年になつたら突如として六十八億も整理資源が出てきたけれども、率直に言つて、これは何だかんだ理屈をくつつけて郵政省に押し上げられているものじゃないんですか。私は詳しく言ひ出せば、その整理資源のいきさつのことをいま恩給とか何とか言つたけれども、そのほかに、ちょっと読んでみましようか。四番目だ。「郵政省の申し入れ後、申し入れの内容、支払い方法等について検討を行ったが、整理資源は現在の事業運営とは直接かわりをもたない性格のものであるので、何も用がない問題だ、こう言っているのですよ。」電気通信業務に従事していた過去からの累積人員の規模に応じて支払ふこととし、五十五年度予算から委託費準備と切り離して計上することとしたものである。こういうのだから、これは支払ふぬでいいものだと思ふから認定しているが、郵政省から言われたからしうがない、払う、こういうふうにしうか理解できないわけです。

この中をいろいろやり出せば切りがないと思うが、郵政大臣、あなたは取る儲と監督の側なんだが、三百四十一億しか収入が入らないのに四百三十五億、これは直接電報の分、その他合せて何だかんだで六百六十億、倍も押し上げていくような悪代官を一体これから認めていくわけにいくかどうか。何とするか、郵政大臣から。

○箕輪國務大臣 小沢先生のお話、いま聞いておりました、私、きょう初めてこのお話を聞きました。少し事務局に相談をし、また政府委員の方では詳しく知つておられるかもしれないから、一応うちの政府委員から答えさせたいと思います。

○小沢(眞)委員 それは過去からの歴史はあるし、そんなことはわかつておるが、とにかく常識として、これが政治家の大事なところ、常識として、こういうばかなことをまかり通らせている郵政省、あるいはそれに言うことを聞いている電電

公社も私はおかしいと思うのだが、それを直させるか、こう言うのだ。事務局はいい、大臣だ。常識の問題だ。

○箕輪國務大臣 何分初めて聞いた話で、私ちつとも知らなかったのです。だから、一応ひとつ郵務局長の答弁を聞いてやつて下さい。

○小沢(眞)委員 それはいい。事務局から話を聞いたつてしうかいい。

それじゃ、こういうふうに理解していいですが、大臣は、初めて聞いた話でよくわからなかつたが、余りにも悪代官ぶりでないから、これを直すように検討をさせる、こういうふうに理解していいですか。そのぐらゐのことは大臣ともなれば言わなかつた。

○箕輪國務大臣 ただいま申し上げましたように、先生、さういふふうに御解釈されたようですけれども、私はきょう初めて聞いた話なものですから、いろいろ事情があつてこうなつたんだらうと思うのです。ですから、一回答弁を聞いていただいて、その上で私の答弁をひとつやらしていただきたいと思ひます。

○魚津政府委員 先ほど電電公社の方からの回答にもございましたけれども、委託についての金の出入りというのは協定に基づく協議によつて決められていくわけでありまして、

そこで、先生、この電報の収入と私ども受けている電通業務全体の金との間にまず問題があるわけでございます。私ども受け入れている額は、電報の關係の仕事だけでなくて、電話の關係の仕事も一切ひくくするめて収入といふものを持つていくわけでございます。

そこで、私も、この協定による収入と支出といふのは、結果的に、決算で調べてみましても、その年によつて若干のプラスマイナスがあるといふことは事実でございますが、数年間でこの電電公社からいただいているお金と私どもの必要とする経費といふのは大体とんとんになっているわけでございます。したがしまして、電報の経費との問題だけでなくて、私どもは電電公社から委託を

されている一切の業務ということでの経費を考へていただきたいということでございます。

ともあれ、私どもは、長年の歴史的沿革のあるこの電気通信の委託業務と新しい時代に対応するあり方というその調和を求めながら、電電公社と郵政省との間で協定に基づいて協議を進めながら今後改善をしていく。一方では、電通の委託を受けている業務について合理化を積極的にやつていく。こういう姿勢で臨んでいきたい、こういうふうに思ひます。

○小沢(眞)委員 役人はいろいろさういふ言いわけを言つて、いけない。委託とか何とか、ほかのいろいろのことを私は言つていない。電報だけで言ふなら、三百四十一億の収入しかないものを何で四百三十五億も押し上げていくか。その項目についてだけ言つたつて、これは理屈はいくらあるけれども、政治家として見た場合に、さういふばかなことが行われていいか、さう言うのであります。ほかの委託やいろいろなことはまたそれなりの理屈はあるんだらう。電報業務だけで見れば、総収入が三百四十一億です、二万人の者がとつていて、それを郵政省だけで四百三十五億も持つていく、さういふことが政治家としていいかといふことを大臣に言つていくわけなんです。ほかの委託とか、ほかの何とかといふ言ひわけは、私は聞く必要はないと思ひます。大臣、よく考へておいて、後で答弁をお願いしたい。

こんなやうなことがあるので、冒頭に申し上げたように、私は電報をやめたらどうかと思ひます。これは大体慶弔電報が最近の率で言へば八割五分でしう。「結婚式おめでとうございませう。箕輪郵政大臣」なんてみんな打たせているのですよ。さういふものが八割五分で、あと緊急の必要はないと思ひます。よく調べてみて私は幾らも用はないと思ひます。いま電話は全部普及していますし、はどうか。さうすると、さつきから言うように、一千二百億です。電電公社は、財政再建に協力をするといつて、昭和五十六年度から五十七、五

十八、五十九年度四年間、一千二百億押し上げられるように国に協力をさせられていくわけ、もし電報をやめるならば、その上へ持つていって、さらに千二百億御協力を申し上げるか、さういふことができるわけなんです。だから、政治家としてさういふ判断をしなければいけない、さういふ思ひわけ、あんな言ひわけの上で立つていろいろのことを考へる必要はないと思ひます。さらに、その上に立つて、まだ緊急のものが五%か幾らかあるとするならば、少なくとも慶弔電報だけはやめた方がいいのではないかと。

私は、ちよつと恥ずかしがつたけれども、私と一緒にいる国会議員が全部電報を打つていて、そこを去るの六月からことしまで、全部調べてさういふことを言つておきました。御結婚おめでとうございませう。小沢(眞)委員、それから「御母堂様の御逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げま

す。小沢(眞)委員、さう言つて、ほかの者が打つものだから打たざるを得ない。それを累積してみたら、私の松本の事務所三つの電話と東京の二つの電話と、その他合せて毎月十萬圓です。これだけ、十萬圓、私たちは電電公社へ一生懸命払つてやつていく。さうしたら、悪代官がそれを十五萬圓にして押し上げていくのはいまの姿ではないですか。こんな悪代官に十五萬圓も持つていかれるくらいなら、電電公社は打たないやうに制度をやめた方がいいじゃないか、さう思ひます。

どうですか、大臣。役所は返事するな、大臣のことを聞いてるのだ。

○箕輪國務大臣 小沢先生は毎月十萬圓かかつているさうですが、私も十五萬圓いし二十萬圓は毎月かかつておる。ただ、電報事業が、電信電話事業の中にあつて大きな赤字を生じておることは先生御指摘のとおりであります。しかも、その利用通教も総じて減少傾向にあるほか、御指摘のやうに、八〇%を超すやうな、大半が慶弔電報で占められております。しかしながら、なお緊急の際の通信手段としてその役割も若干残つているのであります。

す。したがって、五十六年七月の臨調の第一次答申でも電報部門の合理化が取り上げられております。「電報部門について、夜間受付業務の縮小、配達業務の民間委託、電報受付局の統合等を行い、要員規模の全体的縮減を図る。」これは臨調の答申でございます。こういう答申もございまして、当面は、従来にも増して設備の共用とか、電報受付局の統合とか、電報配達の民間委託の推進などの合理化に努めなければならないと私は考えております。

今後の電報事業のあり方については、これからの利用の動向とか、他の通信手段、これは新しい通信手段がたくさん出てきておりますので、そういう手段の普及動向とか発展状況とか、そういうことも考慮しながら、サービス及び料金水準などの見直しも含めて今後検討してまいりたいと考えております。

○小沢(真)委員 その大臣の答弁、役人の書いた原稿を読み上げたからという答弁にならざるを得ないと思う。私は文書質問でこの件について質問したところが、やっぱりそれと同じことが書かれています。今後の電報事業のあり方については、利用の動向、他の通信手段の普及発展状況等も考慮しながら、サービス水準等の見直しを含めて検討したいと考えています。こういうことで、これは当たりさりのないようなことがあるが、ここで最後に、見直しを含めて検討したい、こういう言葉が、正式な鈴木総理から衆議院議長あての文書質問の答弁にある。だから、これは廃止を含めて検討いたしますか、そのように理解していいですか。

○箕輪国務大臣 見直しも含め、検討したいと思

います。  
○小沢(真)委員 せっかく電電公社真藤総裁もお見えでございますし、行管庁長官もお見えでありますので、この電報についての今後の問題についての御感想をお聞きしたいと思います。私は国鉄の再建については、高木総裁、抵抗ばかりしていて気に食わないし、専売公社もどうもそのよう

あります。ところが、真藤総裁並びに労働組合は、中身はどうか知りませんが、この臨調の電電公社のあり方については積極的に対処をされている、こう聞いて、さすが民間出身の総裁だなど、こう私はたえているわけです。どうぞ御感想をお聞きしたいと思います。

○真藤總裁 答へします。

電報の問題につきましては、私ども、先般よりいろいろ見直しを進めておりますが、この電報の中で、どうしてもいま代替手段のないのが船舶電報と国際電報でございます。あと、慶弔電報とそうでないものをどういうふうに見るかということでございますけれども、これは私ども当事者から、いま先生のおっしゃるような思い切った発想はなかなかやりにくいですので、さしたる私ども、いまの経常費をどうして減らしていくかということをやっています。大体詰まりました。郵政の方といろいろお打ち合わせ願ってこの問題に手をつけようということで、かなり勉強を進めておる状態でございます。いずれ私どもの勉強の結果が表面に出てくると思いますが、しばらくお待ちいただきたいと思ひます。すでに手はつけております。

○中曾根国務大臣 まことにデリケートな場所へ引つ張り出されましたが、考えようによつては、これは評価の問題で、「誕生日おめでとうございませう」というふうな息子から電報が母さんのところへ来たなら、やっぱりお母さんはほのぼのとしたものを感ずる。そういう純風美俗に役立っているところもなきにしもあらず。だがしかし、また一面、それは価値基準の問題ですから、逆に考えてみると、人間を養うために電報を置いておくというのだったら、これは行政簡素化に反する。一体どちらであらうか。これはやはり総合的な判断を要するところだろうと私は思ひます。しかし、大勢としては、見直すと思ひます。しかも、正直に見直していったらどうだろうか。人間の生活に關する部分もあるわけでございますから、一

挙に思い詰めたようなことをばつさりやることは避けなければなりません。しかし世の中というのは漸次進んでいきますし、また、いろいろな文明の利器もできてくる情勢でございますから、できるだけ簡素化の方向へ持っていく、これは生活の刷新にも役立つ、そういう方向でこれを計画的に進めていったらどうか、それが見直しという意味ではないだろうかと思ひます。

○小沢(真)委員 先に言えばよかったんだが、結婚式なんてもう一月も前にわかつていたわけですから、ちょっと私考えてみたんだが、こういうレターをつくれれば、こへ中曾根長官、何を詳しく書こうと、結婚式おめでとう、間違ひなく届くわけですね。お葬式の場合にはこれに黒棒でも入れる。だから、私は慶弔レターと言うんだけれども、これは日本の印刷工業界、喜んでつくりますよ。そういうものをみんなで使おう、こういうことになれば、ちょっと薄い黒棒を入れておいてこれはお葬式のときにやる。こういうのは一月も前にわかつているんだから、それはいかに中身を濃厚に書こうとお祝いのしるしになれば、どうもノスタルジアというか、何か残っているやつは、そういうものによつて幾らでも改善ができるわけですよ。だから、これはそれぞれデリケートなことでありますし、答弁の内容もわかりましたが、ぜひ旧来の陋習とは言わぬが、旧来の習慣を破る、しかも一千二百億年間国家財政に寄与する電電公社は黒字がふえるわけですから、当然検討してしるべきものだ、こういうふうに考えます。

この問題に關しては、箕輪大臣、後ろの方の役人に聞いたって、そういうことはとてもじゃないが、着想が出てこないと思う。やはり行革というものは政治家が判断してやらなきゃいかぬ、こういうふうに思ひます。

そのついでに、どうも聞き捨てならぬことが新聞に出てくるわけでありまして。私は、總体的に見てこの行政改革については役人の抵抗がある。このことについては、行管庁長官、もう一回閣議で

何か申し合わせできちつとしたことを決めない限りは、なかなか役人の行政改革に対する抵抗の壁を破っていきないうわけですね。これは三月六日の日に、電電公社の役人が、せっかくこの経営の効率化について電電公社が三つくらい案をみずからつくって検討の素材を提供しているというのを見て、そういうことは明らかに反対だ、こういうような意思表示を郵政省の役人がやっているわけです。また、きょうの新聞を見ると、民営になると、「民営化は値上げ招く」「郵政省、電電改革に水さす試算」「電電民営化試算でも対立」、こういうようなことで、役人がこういう発言を平気でやることをどうして許しておくか。

私は、電電の改革なり専売公社の改革なり国鉄の改革というものは、今日の時点においてどういような経営形態にするかというのは政治家の判断であつて、役人はそれに対する参考資料だけを出せばいいわけです。にもかかわらず、箕輪大臣のもとにいる一官僚がこういう反対意見を表明するようなことを平気でさして置く、これは重大な問題だと私は思ひます。

大臣、どうですか。

○中曾根国務大臣 大部分の公務員の諸君は、今次行革の真義を体して大いに懸命に協力してくれていると確信しております。臨調に對しまして、資料の提供あるいはヒヤリングの実施等で非常に真摯な態度で来てくれております。しかし、一部の不心得な者は不意な発言をすることはなにも言えない、それは御指摘のとおりであります。しかし、これらは、いま内閣が政治生命をかけてやろうとしておる行革に對しては、全公務員が誠心誠意協力すべきものでありまして、各省大臣も大臣に任命されるときに、総理からの話により任命されたというのを聞いておりますが、それぐらいのことでは、総理も真剣におやりになつては、十分われわれの期待にこたえて部下を統率してやつていけるものであると確信しております。

○小沢(貞)委員 時間ですから、これ以上続けられませんが、これはやっぱり大臣ですよ、賃輪大臣。大臣の下にいる役人にそれは反対だとか何とかという意見を言わしておいて、これをほっといていいかどうかということ。いま長官が言われたように、政治生命をかけて総理がやるというこの行革であります。また、これが国民待望の行革であります。それを、省庁あつて天下を知らざる役人に勝手に言わしておこなうことをさしておいて、どうして行革が実現できるか。私は、これは賃輪大臣の決意も聞きたいし、それからさらに、内閣全体として、これから来月の初めから部会報告等が出てくれば、それは各省必ず役人は後ろへ回って反対運動をして歩くわけです。これは目に見えてくるわけです。それに対して、閣議においてびしっとしたことを決めて、反対しているのは首にするなり左遷するなり、そのくらい決意でなければ、鈴木総理が政治生命をかけて行革を推進できないと私は思う。どうでしょう。

○賃輪國務大臣 私、郵政省の役人が発言したと並びにきょうの朝刊各紙が書いていっているような問題、これは誤解をしていただきたくないのでござい

ますが、臨調も公社からその経営形態の変革についての意見を求めています。同時に、公社の監督官庁である郵政省にも意見を求めています。すし、臨調と郵政省、臨調と公社もときどきというか、しょっちゅうヒヤリングをやっております。そんな関係で、私の省の役人の一人が、オフレコで新聞社とお話のあったときに、郵政省の考えは臨調が理解しているかどうかという質問で、これはオフレコでございしますが、なかなか理解を得られなくて困っているという趣旨のお話をしたこととはあるようであります。そういう事情でござい

ます。さらに、本朝の新聞については、臨調からも資料を求められ、その他からも、行管からも資料を求められておたさうでありますけれども、それ

ら、自民党には、電電公社の基本問題調査会というのがあります。加藤常太郎さんが会長でござい

ます。そこからも資料を求められていたの

です。説明をいたしました。それから、臨調にも資料を出しました。それが、先週土曜日の日だと思

いますが、一部の新聞に、一紙だけでござい

ますが、それが出たわけでありまして。これは臨調に弓を引くという意味ではなしに、各社の人方が

やはり説明をしてくれと求めるので、これは臨調のある人に了解を得まして、漏れてしまったの

で、わが省の郵政記者クラブの方々にも説明をし

なければならぬなりましたという事で了解を得て、すでにもう臨調には出してあります。了解を得てクラブの人に記者会見で申し上げたのでござい

ます。したがって、臨調に弓を引いた

私は、少なくともいまの鈴木内閣の閣僚の一人

でございまして。閣議において、臨調の答申はこれを極力尊重するという事について異議を申し上げたこともないし、そのつもりでこれからの臨調む

りでもあります。事情をお話しすれば御理解いただけるものと私は信じております。

○愛野委員長代理 藤原ひろ子君。

○藤原委員 関係者のすべての皆さんには、おな

かも減っておりますけれども、大変遅くまで御

苦勞さまでございます。なるべく重要な部分以外

は重複を避けて質問させていただきます。

五十七年三月十五日に出されました、先ほど来

討論になっております自民党田中政調会長の回答

につきまして、郵政省にお尋ねしたいと思いま

す。

その文中「業務上緊密な関係にある」云々とい

うふうにあります。まず三点について御答弁を

いただきたいと思います。

その一点は、ここで言っております「通信」と

は、もつと具体的に言うところの通信を指し

ているのかということ。二点目は、「緊密な

関係にある中小企業」とはどのような関係を指し

ているのか、具体的に答えていただきたい。三

つ目は、「一定の条件の下」とはどんなことを指す

のか。先ほど来同僚議員からの質問に対して守

住局長が答弁があつたわけですが、私、

聞いておりましてもよくわからないわけ

です。そういう点、簡単に明確に答えていただ

きたいと思

います。

〔愛野委員長代理退席、石井委員長着席〕

○守住政府委員 第一の点は、この中での「通

信」とは何か、こういう御質問かと思

うございます。通信の機能と入出力装置

あるいは電電公社の特定通信回線等を結び

つけたところのデータ通信、こういうふう

に理解をいた

しておる次第でござい

ます。

それから、二番目は、「業務上緊密な関係」と

いうことと存するわけですが、この議

論が起りましたのが、共同使用の場合の業務上

の緊密な関係は入れているけれども、それと他人

使用の場合の中小企業、コンピューター等を持

たない顧客の場合に実質上アンバランスが出る

のではないかと、こういう御意見を踏まえてお

ります。共同使用の場合の業務上緊密、すなわち電

話の専用線の共同専用線の場合と同じ業務上の緊密、

こういうふうにとらえておる次第でござい

ます。

それから、「一定の条件」と申し上げるは、

まず通信の内容と範囲というものもあるかと思

いますし、また、それを行う際の通信秩序の観点

からの一定の手続、こういうふう

に理解をしてお

る次第でござい

ます。

○藤原委員 第二の点は、密接な関係にある中小

企業とはどのようなものかとお尋ねしたので

す。それで「中小企業」という定義をどのよう

に定めているのでしょうか。現在の中小企業の大

部分は大企業の下請か関連会社であると言

われております。このような下請もしくは関連

会社は、営業上の必要からい

ましても親会社との共同使用とい

うことでその範囲に入ると思

われます。ですから、ここで言う「中小企業」と

いうのはそれ以外の、まさに独立した中小企

業が具体的に

は対象になるのだと思

うわけです。この中小企

業の定義というの

は一体どうする

のか。それ

は、どんな企業が具体的に

に想定されるのか、この

ことをお答えいただきたいと思

うのです。

○守住政府委員 この御意見が出てまい

りました趣旨は、先ほど御答弁

申し上げましたけれども、

共同使用回線を使用できる大企業間あるいは大企

業と関連会社等との間と、自分

でコンピューターを保有できず、他人使用回線に頼らざるを得ない

いわゆる中小企業、こういう者との間に実質的な差

が生じるのは好ましくない

ので両者のバランスを

図るべきである、

こういう御趣旨だと踏まえて

おるわけでござい

ます。

したがって、いわゆる計算セン

ターの顧客にならざるを得ない中小企業、

こういうふう

にこれを理解いたしておりますが、この

裁定の具体化に当たりましては、その中小企

業の範囲や基準を含めまして現在認

める条件につきまして検討中であるという

状況でございまして、さらには三者間の

相談、調整も要する、

こういうことでござい

ますので、公衆法の趣旨あるいは

裁定の意味を十分踏まえて今後研究を

してまい、

こういうふう

に考えておる次第でござい

ます。

○藤原委員 その点がなかなか具体的に

出てこないようですけれども、

それでは、これらの中小企

業が必要とするデータ通信とは

どんなものがあり得るのか。販売とか在庫管理

システムや技術計算システムはもう

すでに電電公社がサービス提供しているわけ

ですからこれ以外のものということ

になると思

うわけですが、それは一体どう

いう使用

方法があるのか、御説明いた

したいと思

います。

○守住政府委員 先生御指摘の

ように、まさしく電電公社はあ

まねく公平に、そういうコン

ピューターを持たないような

中小企業等のものも含めまして、販売在庫管理

等のサービスを

行っておりますわけ

でござい

ます。ただ、いわゆる民間の

利用の場合の共同使用の場合と対

比しての他人使用の中

で、民間の計算センターを相手と

します意味で

いう御議論が出たのだと理解を

いたしてお

るわけ

は

な

で、また実態面その他も詳細には存じておらない、これらもお聞きしてまいるわけでございませうけれども、いわゆる計算センターの顧客となる中小企業という意味でこれを理解しておる次第でございます。

○藤原委員 いろいろ言われておりますが、大企業と関係を持たない中小企業のためにデータ通信を利用する道を開くといいますが、考えてみると、どうも具体的なイメージが出てこないのではないかと思われます。一方、大企業の場合は共同使用の使用形態の枠を広げることによって電話的な通信も可能になるというわけですから、これを比較してみますと、大企業と関係を持たない中小企業の場合は、通信の利用の面で言えば現実には大変差別を受けることになるのではないかと思われます。本当に中小企業のことを考えるのであれば、もっと別のやり方でやらなくてはならない。それはどういふことかといいますが、たとえば電話料金を引き下げるというふうな方法、こういったものなどが中小企業にとって喜ばれるのではないかとこのように思っています。非常にいいまいもこととしていて、さきから幾ら聞いてもよくわからない。中小企業のためですというものをうたうならば、中小企業のための電話料金引き下げというふうなことを考えるのが一番中小企業に喜ばれる道ではないか、こういうふうに思いますが、郵政大臣、その点いかがでしょうか。

○守住政府委員 先ほど、共同使用の場合と他人使用の場合、実質的に差が出るというふうな論点からの御指摘が強かったわけでございますが、もともと共同使用というものと他人使用というものは基本的な性格が違ふというふうにとらえているわけでございます。共同使用の方は二人以上の者が同一の電気通信回線を使用する場合を言います。利用者はそれぞれ公社と直接の契約者でございまして、公社の直接のユーザーとして回線を利用することができ、それが本来の姿でございます。一方、他人使用の方は、回線を公社、会社から借りた者が、その回線を第三者に、いわば他人に又貸しをするという分野のことでございます。この意味から非常に基本的な性格が違ふ、しかし、実態的にはアンバラではないか、こういう御意見、御要望の中からそういう裁定が出たということでございます。

先生御指摘のように、もっと中小企業を全体としてとらえて、本来的にはおっしゃいますような遠近格差正等の、専用線だけではなくて、電話料金全体を含めてのテーマというものが別個にあるというふうな私どもは認識をいたしております。現在も私どもの中に置きました料金問題の調査研究会の中で、料金体系その他遠近格差正等の研究をいたしておるわけでございますが、それは一つの基本的な中小企業等も含めての対応というふうな受けとめておりまして、このデータ通信の問題につきましても一応田中裁定も出たことでございまして、私どもはこの問題にもまた取り組んでいかなければならない、こう考えておる次第でございます。

○藤原委員 大企業と関係を持たない中小企業の場合でも、今回の改正によって利益が受けられるのだというふうにも主張がされるところならば、それは具体的な構想がどのようにして行われるのか、どんな人たちにによってどのように行われるのかというふうなことがここで明らかにならなければならぬと思うのです。その点から見ますと、ずっと三時以降の討論を聞いておりまして非常にいいまいだというふうに感じているわけです。この点は強く指摘をしておきたいというふうに思います。

次に、相互接続という問題についてお尋ねをしていききたいと思います。

従来は個別の認可で認めておりましたデータ処理のための公衆回線と特定回線の接続を自由にするとともに、いままでは認めていなかった公衆回線と特定回線と、そしてもう一つ公衆回線の接続を個別に認可ということですが、これを認めるといふことを考えているわけですね。

そういう場合に、たとえば東京と大阪を結ぶ特定回線を持つという人がこの特定回線を利用して電話的利用を行うというところは絶対にないという保証はあるのでしょうか。先ほどの討論を聞いておりますと、この点の保証については非常にいいまいだ。公一特一公という場合に電話的利用をするようなことはさせない、しない、そういう保証というのはいくらもございまして、今回の公一特一公という問題につきましても同じようなやり方で対処ができる、あるいはまた、一方では利用者自身のシステム自体もPRされるものでもございまして、あるいは他の使用者からの申告等によってもわかるという側面もございまして、過去十年間の公一特の運用実績から見ても実際の使用はなかったわけでございますので、最初申し上げましたように、システムの構成、その使用態様によって区別することができ、このようにとらえておる次第でございます。

○守住政府委員 この公一特一公、従来は公一特一公という認可でございまして、十年間の利用実績から見ても、電話利用というものは、この回線のシステムを見ましたらあるいは公社の方でいろいろな対応、調査等という実態はないという自信ができましたので、公一特一公につきましては個別認可を廃止いたしました行政事務の簡素合理化にも資しよう、こういうことでございまして。さらには、新しく特定回線の両端に公衆回線を結ぶというところでございますが、この問題につきましても、いわゆる料金面でクリムスキミングが非常に起きやすいという面があるわけでございまして。御承知のとおり、特定通信回線は定額制でございますし、公衆回線は従量制だ、したがって、東京・大阪間に特定回線を持ちまして両端を公衆回線で結んだ場合に、利用の仕方次第によりましてはクリムスキミングのおそれがあるわけでございまして、そういう一部のユーザーだけが通信回線、同じ公社の回線を借りながら利益を受けるということになっては問題であるというふうなことで、この点につきましてもチェックという意味で個別認可によりデータ通信に必要なものに限って認めていく、いわゆる電話利用がないうようにしていく、こういうものが個別認可の精神でございます。この点につきましても、従来公一特の場合、個別認可でやっておったわけでございますので、公一特一公についても同じような仕組みで対応できる、このように考えておる次第でございます。

○藤原委員 それじゃ、自信が持てたとか、前にもやっていたからやれるだろうとかというのでは

くて、制度的な保証としてはどんなものを制度としてつくれるのか、いかがでしょうか。

○守住政府委員 従来の公一特の場合も、回線の申込書にシステムの構成、使用態様を記載してもらいまして、それによって判断ができる、こういうことであったわけでございます。今回の公一特一公という問題につきましても同じようなやり方で対処ができる、あるいはまた、一方では利用者自身のシステム自体もPRされるものでもございまして、あるいは他の使用者からの申告等によってもわかるという側面もございまして、過去十年間の公一特の運用実績から見ても実際の使用はなかったわけでございますので、最初申し上げましたように、システムの構成、その使用態様によって区別することができ、このようにとらえておる次第でございます。

○藤原委員 制度的な保証という点でも御答弁いただけませんので、どうも私としてはこの点については余りりっぱな論拠がある有効な手段が余り考えられていないと思うわけですね。

それじゃ、次に全体の問題についてお尋ねをしてまいりたいと思っておりますが、今回の法改正によりまして、全国的には特定回線のネットワークができるといふことになるわけですね。つまりコンピュータを介したネットワークができるということになるのですが、もちろんこれはメッセ交換の部分的な禁止と付加価値業者の禁止というところを含んでいますので、それ以外のことについてはネットワークという意味だと思っております。

そこで、このコンピュータネットワークの中心に巨大なコンピュータセンターが誕生するといふことになるわけですね。このセンターというものは、事実上通信業者に成りかわる可能性が出てまいります。ですから、このセンターを支配する通信業者が日本の情報処理あるいは情報交換、こういうことを支配するということになりかねないわけですね。私は、国民生活に寄与する情報技術の発展のためには、国民的、民主的なコントロール、

民主的なルールを確立することが不可欠と考えるわけですが、この点、郵政省は一体どのようにお考えになっているのでしょうか。

○守住政府委員 先生御指摘のように、このデータ処理と申しますか、通産省ではオンライン情報処理と申されておりますけれども、この分野で一種の計算センターというのは全国的にもネットワークが張れてくるということにも相なります。特に相互接続等を通じて張れてくるということになりますし、もちろん本人使用、共同使用でも同様でございます。ただ、他人の通信の媒介をするということだけは、新法の世界の問題でございますが、これは禁じられておるということで、いわば回線網のネットワークとしては、実はいつでもそういうコンピュータと回線を結合させての、まさしく通信業をできるという下地と申しますか、そういうものは出てくるのではないかと、こういうふうな方々をいたしております。しかし、もちろん法制度上、他人の通信の媒介をするのは電電公社だけで、また今後そういう道を開く場合も一定の通信秩序等の前提条件のもとにということを考えておりますけれども、今回の公衆法改正案ではそういうものは認められていない、こういうことでございます。

○藤原委員 私は、国民的なコントロールを欠落させて野放しにしていると、全国ネットワーク通信の必要性のあります大企業だけが便利に、しかも安く活用していくことになるだろうと思われかねない。その結果、一層大企業の支配力が強化されて、人間そのものをロボット化するというふうな企業主義的な管理社会の武器になっていくのじゃないかという点が大変危惧しているわけなんです。科学技術の発展が国民生活の向上やあるいは人間の幸福の増大につながる、そういう展望と結合させていくことが行政の責任であろうと思われかねない。いま出されておるといふ点に、非常に重大な問題があるというふうに思われかねない。

こういうことに關係をして少し質問を進めていきたいと思うわけですが、今回の規制の緩和によってどのようなところが新しく利用できるようになるのでしょうか。また、多く利用することになるのはどういったところなのでしょう。それは企業なのかあるいは個人なのか、どちらが多いのでしょうか。中小企業や個人の情報処理ということについて言えば、マイクロコンピュータ、パーソナルコンピュータ、そういうもので現在は需要を満たしているわけですから、これらの人たちがネットワークを利用することではないかというふうな想像されるわけですね。そうすると、一体どんな人たちが多く利用するようになるのでしょうか。その点、郵政省は明快に答えていただきたいと思います。

○守住政府委員 御指摘の点、いろいろあったかと思いますが、特に中小企業の問題は、まず共同利用の關係におきまして、すべてのいろいろな中小企業同士あるいは親会社、大企業等の關係で取引先は非常に広範囲にあるわけでございます。いままで八つのグループだけで限定しておったものを、今回、業務上何らかの關係がある、通信をやる必要があるということであれば、この共同利用につきましましては非常に大幅な自由化ができるわけでございますので、中小企業等も含めましていろいろな取引關係、製造業、販売業、運輸業とか、あるいはまた横の系列の同じ製造業同士とか、いろいろなシステムの広範囲な多彩な構構ができるのではないかと、こういうふうにとらえております次第でございます。

また、先生御指摘の個人という問題は、当面はまだなかなかそこまでまいりませんが、もっぱら企業等の流通界その他の広範囲な企業活動の分野で利用されていくのではないかと、このように見ておられるわけでございます。私も、このデータ通信の一種として、これは別でございまして、電話回線とテレビの受像機とコンピュータとを結びつけましたキャプテンというまさしく受け手主導の情報の自由な選択といえますか、そういうものも実験に入っておられるわけでございます。そちらの方面は個人とか末端のいろいろな企業活動の経営者の方も入られると思っておりますけれども、そういうものについても力を入れていきたいと考えておられるわけでございます。

○藤原委員 中小企業は共同利用すればいいんだ、よくなるんだというふうな何か夢があるような話もあります。私は先ほど申しましたように、マイクロコンピュータ、パーソナルコンピュータ、こういうものでいままでやっているわけですから、中小企業が大変喜ばれるような状態はないのじゃないかな。そうすると、どういふことかと、やはり大企業を中心とした特定の人の利用がふえるということだろうというふうな思いをします。

そこで、お尋ねいたしますが、この特定回線の料金ですが、いま幾らに決められているのでしょうか。基準を説明していただきたいと思っております。

○守住政府委員 この特定通信回線、データ通信利用のものでございますが、これにつきましましては定額制で、電話の専用線と同じ考え方をとっております。その定額制は一日百分というふうな利用を前提に置きまして決めておる。それからまた、そのスピード等によりましていろいろな種類がございまして、D1規格と申しますか、電話級広帯域のものが一番多かった、こういうふうな記憶いたしております。

○藤原委員 それでは、電電公社の方に尋ねをいたしますが、専用線と特定回線ですね、これの使用実態というのはどのようにつかないかしらね。よろしく、調査をされたものがありませんか。

○信沢説明員 お答えいたします。データ通信の専用線の利用実態につきましましては、昭和四十六年の公衆法改正以来大体年率二〇%程度の増加を示しております。五十五年度末で約十回線となっておりまして、五十五年度末における回線数は十回線でございます。その内容は、品目別に見ますと、電話の帯域使用として利用されるD1回線というのが最も多く利用されておまして、これが大体全体の半分を占めておまして、伸び率も一番多いというのが実態でございます。

○藤原委員 電気通信ユーザー協議会がまとめたユーザー白書というのが先日新聞にも載りましたけれども、これによりますと、一日当たり五時間二十分というふうな言われております。専用線や特定回線の使用料は、いまの御答弁では一日一時間四十分、百分を基準にして定めるといふことですから、五時間も使えば大変な割り安で使える特定回線がますます使いやすくなる、大企業にとっては大変便利になるだろう。そればかりでなく、料金の面でも大企業は大幅な削減をされるだろうということが想像されるわけですね。この際、このような専用線であるとか特定回線の料金の仕組みを改めることが、あまねく公平にということをお考えならばどうしても必要だと思つたので、郵政大臣いかがでしょうか。定額制を従量制にするなどして、こういう料金の仕組みというものをお検討いただかなければ、この法案を進めるに当たって大変な矛盾があるのではないかと、いうふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○守住政府委員 今回のデータ処理のための回線利用制度の大幅な緩和によりまして、いろいろな利用、使いやすさと申しますか、いろいろなシステムが広範囲に広がっていくものと見ておられるわけでございますが、それがどのような実態になっていくか、今後、電電公社が直接の契約の当事者でございまして、公社も非常にこの問題は関心を持っておりますので、公社も非常にこの問題に関心をもち、また一方、先ほどの御答弁でも申し上げましたけれども、料金問題の調査研究会というのを、学者グループその他専門家の方々にお集まりいただいておりますところでございます。その中で、そういう実態の変化もあわせながらこの問題も研究してまいりたい。なおまた、長期的には、全体がデジタル化ということに向かえば、

すべて情報量課金というふうなことで定額制の問題も解消していくことは踏まえておりますけれども、その間のようなステップでどういうふうな問題を検討していくかを先ほどの調査研究会とも御相談をしてみたい。また、電電公社からの実態を反映した御意見も承っていききたい、このように考えておる次第でございます。

○藤原委員 それでは、行管、電電、それぞれのお考え、それから郵政大臣、先ほどから何遍かお願いしているのですがお立ちいただけませんが、最後に、電話網とは別にこういう格安で使えるデータ通信の特定回線網が併立することになるわけですから、この間のバランスというものをとる必要があるだろう。この点について、いま申しました行管、郵政、電電、それぞれのお考えをいただきたいと思ひます。

○佐倉政府委員 特定回線の問題で、データ通信の特定回線は割安になる、電話との料金のバランスの問題等はどうか、こういう御意見でございます。電話につきましては専用線というのがデータ通信の特定回線と同じようにあるわけでございまして、もちろん先生御指摘のとおり、そういう料金体系とバランスをとっていくという観点、今後こういうものを考えていく場合に非常に基本的な重要な点であろうかと考えております。

○信沢説明員 ただいまの御質問の専用線あるいは特定通信回線の料金の問題につきましては、先ほど電政局長からお話ございましたように、現在、電話の料金体系とリンクをさせながら設定をしているところでございます。電話の料金体系につきましては、御承知のとおり、遠近格差が諸外国に比べて大きい。遠距離は非常に高い、近距離が諸外国に比べて安いという事実もございまして、それとの関連で特定通信回線あるいは専用回線の料金につきましては遠距離と近距離との間の格差というのが生まれてきております。今後の方向といたしましては、御案内のとおり、全体的なネットワークを総合化する、ディジ

タル化する、INS化していくということとで現在公社としては検討を進めておるところでございますけれども、それに伴って総合的な料金体系につきましても、電話の料金あるいは専用線の料金体系等につきましても新しい角度から総合的に見直し、検討していく必要があると考えておりますので、今後その問題につきましては郵政省の御指導を得ながら検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○守住政府委員 特定通信回線及び専用線と同じでございますが、その料金は従来から電話のダイヤル通話料と一定の均衡を維持するという考え方で定められてきておりますので、電話の通話料の改定といえますか、これにつきましては遠近格差の是正あるいはグループ料金制の導入等非常に大きな議論があるところでございますので、それから離れて専用線の料金だけを改定するというのは国民のコンセンサスを得るのがなかなかむずかしいのではないかと、こういうふうに考えておるわけでございます。したがって、電気通信政策懇談会の議論、意見等もあつたわけでございますが、特定通信回線の料金につきましては電話の通話料等の遠近格差の是正の方向を見定めながら、また電電公社の収支状況に及ぼす影響等も見ながら、あるいは利用者の急激な負担変動等も念頭に置いて漸進的に改定していく必要があるというふうな御意見をいただいておりますので、先ほど料金問題調査研究会のことを申し上げましたけれども、その中でも電電公社あるいは通信専門の方々、学者の先生方等の御意見を得ながら、この問題は基本的には電話の遠近格差あるいはグループ料金制の問題と同時にというふうなものはなかろうか、こういうふうに考えておる次第でございます。

○藤原委員 いま三省庁の御答弁で共通しておりますことは、電話の料金体系を今後見直ししていくというふうなことは共通しているわけです。もう一つ突っ込んで、一般国民向けにもいまよりも安くて電話がかけられるという措置をとらないと大

変不公平になる。そのところは三省庁相通じて明快には出ていないと思うのですが、私はこの際、改めて電話料金の引き下げを強く要求しておきたいと思うのです。そこで、電話の料金体系を見直します、今後いろいろ検討いたします、学者の意見もいろいろ入れて。しかし、見直したところ結局は高くなった、料金値上げにつながったというのでは何にもならないわけですから、その点、遠近格差ということもありますが、私はもっと一般国民向けの電話料、これを安くすべきだということを要求したいと思ひます。

ところで、データ通信が高度化してまいりますと、それに伴う問題点の第一は、データの保護、それからプライバシー保護だということに言われております。これは基本的な人権に関する問題だと思ひます。ところが、残念ながらわが国にはまだプライバシーの保護法というものはございせん。したがって、このような中でデータ通信を高度化するということになりますと、それなりの対応策は考えていられなければならないというふうに思ひますが、郵政省はその点どのような対策を考えていらっしゃるでしょうか。

○守住政府委員 全体的なデータ保護あるいは全体的なプライバシー保護の問題の中に、その通信の秘密の問題があるというふうに考えておるところでございます。特に通信の秘密に係る問題につきましては、このデータ通信のハード、ソフトの両面から、あるいは人的な面、物的な面、そういう企業組織の管理体制等々の面から今後検討、対処していかなければならない、このように考えておりました。その新法の問題等につきましても、この前提条件が非常に大切であるというふうにとらえておつたところでございます。

それから一方、データ保護の問題につきましては、標準的なデータ保護仕様の調査研究、いわゆる暗号化と申しますか、その問題につきましても、かねてから技術的な面で研究を進めておりましたけれども、さらには、その問題も含めましたいろいろなデータ全体のシステムのバックアップ化と

申しますか、システムダウンの場合の対応というふうな意味を含めましての総合安全対策システムの開発、調査をいま開始しておるところでございます。

また、プライバシーの問題は、関係省庁、非常に広い問題がございまして、私どもは通信という立場からOECDの動向等々も十分注意を払いながら関係省庁等に御相談をしてみたいと思ひます。このように考えておる次第でございます。

○藤原委員 いまのOECDのこの保護八原則ですね、これがあるわけですが、これらが守られるのは当然だというふうに思ひます。個人情報に関して言いますと、思想、信条、宗教、職業、取引、経歴、犯罪、財産や所得、それから身体的な特徴や健康状態など、個人のプライバシーに関する事項というのは、いかなるシステム設置の場合にもその対象にしてはならないというふうに思ひますし、本人の同意ある個人情報収集、記録、こういうものに当たりまして、それが使われるのは公的機関だけというふうにするとか、個人情報取扱業者の場合には必要最小限に範囲を限定するとか、こういう方策を早く確立すべきだと私は考えております。

そこで、中曽根長官にお尋ねをいたしますが、行政管理局の諮問機関でありますプライバシー保護研究会、これが三月には立法提案を行うというふうに報道されておりましたけれども、これは現在どのようなふうになっているでしょうか。長官としてはこの問題をどのように扱われるおつもりなのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○中曽根国務大臣 三月に立法提案するという情報は間違ひではありません。いま研究会で鋭意詰りをしておりまして、数カ月の間に結論が出される見込みであります。結論を得ましたら慎重に検討いたしまして、取り扱ひを進めてまいりたいと思ひます。

○藤原委員 私はデータ通信の無統制の弊を広げるといふような措置をとる限り、当然ながらこのプライバシーの保護法、これも提案すべきだとい

うふうに思ふのです。むしろプライバシーの保護法を先行させなければならないというふうに思ふのです。欧米諸国ではすでに十年前から立法化が進んでいるわけです。わが国でも総理府が昨年の二月に行いました世論調査、これにまともな答えが返って来ましたが、これによりまして、国民の六割がプライバシーの侵害を心配しております。それからまた、八割の人々が保護策の必要性を感じていて、この結果が出ています。これは、これは昨年の行管庁の調査の場合でも同じような傾向が出ております。私は、まずこのような国民の要求にこたえること、これを先にやるべきだというふうに思ふのです。政府はこの情報処理と蓄積のルールに関しては全く無責任だと言わざるを得ませんし、プライバシー保護法をつくることをデータ通信の自由化の条件にしないというふうな第二臨調の答申も、私は国民に責任を持った主張とは思えないというふうに感じております。

そこで、郵政大臣、いまのままでこの公衆電気通信法が改正をされてしまうと、大変な禍根を残すのではないかとこのように思ふのですが、この法案を見直すというふうなお気持ちはないでしょうか、いかがでしょうか。

○實務局長 公衆法では通信の秘密を規定しておりますし、今度の改正でもその通信の秘密という点から申し上げますと、緩和されるものでも何でもありません。したがって、改正の意思はございません。

○藤原委員 いまの御答弁ですが、一言で言えば、大丈夫だ、緩和されるものでも何でもないとおっしゃっていますが、三時以降の討論は非常な矛盾をはらんでいるということが浮き彫りになった。今日幾つかの問題点を私も指摘をさせていた。だいたいですけれども、今回のこの公衆電気通信法の改正というのは、単に行政事務の簡素化あるいは合理化というふうな単純なものではないと思ふのです。電気通信の今後のあり方という点にも大変大きく影響してくる大問題だというふうに思ふのです。それをこのように一括して処理し

ていこうというふうなやり方は全く不当なやり方だというふうに思ふますし、私は、このような法案は、撤回するべきであるというふうに思ふます。強く要求をして、質問を終わりたいと思ひます。

○石井委員長 以上で本連合審査会は終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。

午後八時八分散会

### 行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律

#### 目次

第一章 許可、認可等行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理（第一条―第三十条）

第二章 適用対象等の消滅及び行政目的達成等による法律の廃止（第三十七条―第四十九条）

#### 附則

第一章 許可、認可等行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項中「国際的契約」の下に「（不当な取引制限又は不正な取引方法に該当する事項をその内容とするおそれがあると認めて公正取引委員会規則で定める種類に属するものに限る。）」を加え、「写」を「写し」に、「添付して」を「添付して」に改め、同条第三項を削る。

第八十八条の三中「政令」の下に「又は公正取引委員会規則」を加える。

（風俗営業等取締法の一部改正）

第二条 風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「六月」を「一年」に改める。

（統計法の一部改正）

第三条 統計法（昭和二十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「指定統計調査に関する事務に従事せしめるため」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

都道府県に、統計主事を置く。

市町村に、統計主事を置くことができる。

第十條第四項中「の事務」を「に関する専門的技術的事務」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十三条 削除

第十三条中「第十条第一項に規定する者、同条第二項に規定する者、同条第三項但書に該当する者及び前条に掲げる者」を「統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者及び統計調査員」に改める。

（旅券法の一部改正）

第四条 旅券法（昭和二十六年法律二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項を次のように改める。

4 第一項の一般旅券の発給の申請に係る書類及び写真の提出は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる者を通じてすることができ

一 申請者の配偶者又は二親等内の親族

二 前号に掲げる者のほか、申請者の指定した者（申請者の出頭がやむを得ない理由により困難であると国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が認める場合に限り）

（たばこ専売法の一部改正）

第五条 たばこ専売法（昭和二十四年法律第一百

一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「三年」を「五年」に改める。

第六十五条の見出し中「器具機械」を「製造用機械」に改め、同条中「製造用器具機械」を「製造用機械」に改める。

第六十六条第一項中「除く外」を「除くほか」に、「製造用器具機械」を「製造用機械」に、「但し」を「ただし」に改める。

第六十八条の見出し中「許可取消」を「許可の取消し」に改め、同条第一項中「製造用器具機械」を「製造用機械」に改め、同条第二項中「取消」を「取消し」に改める。

第六十九条第一項中「左に」を「次に」に、「製造用器具機械」を「製造用機械」に改める。

第七十五条第一項中「製造用器具機械」を「製造用機械」に改める。

（塩専売法の一部改正）

第六条 塩専売法（昭和二十四年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「三年」を「五年」に改める。

（砂糖消費税法の一部改正）

第七条 砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「第十五条第一項若しくは第十六条第一項の規定に該当する砂糖類」を「税務署長又は税関長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第十五条第一項若しくは前条第一項の規定に該当する砂糖類」に、「若しは、政令で定めるところにより」を「若し」に、「第十六条第一項の規定に該当するもの」を「前条第一項の規定に該当するもの」に、「しななければならない」を「すべきことを命ずることができる」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の命令を受けた者は、当該砂糖類の包装の見やすい箇所に大蔵省令で定める印影による表示をしなければならない。



第三条第一項中「第十條」を「第八條」に改める。

第四条第二項中「第七條ニ於テ之ニ同シ」を削る。

第五条中「予防及治療ニ関スル施設ヲ為スベシ」を「予防方法及治療ヲ施行スベシ」に改める。  
第六条及び第七條を削り、第八條を第六條とする。

第九条中「第四項」を「第三項」に改め、同条を第七條とし、第十條から第十二條までを二條ずつ繰り上げる。

(寄生虫病予防法の一部改正)

第十六條 寄生虫病予防法(昭和六年法律第五十九號)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第七條第一項」を「第七條」に改める。

第三条ノ二及び第三条ノ三を削る。

第四条中「前條第二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外」を削り、「予防及治療ニ関スル施設ヲ為スベシ」を「予防方法及治療ヲ施行スベシ」に改める。

第五条第一項中「寄生虫病」を「日本住血吸虫病」に改め、同條第二項を削る。

第七條第一項中「前二條ノ負擔ノ為其ノ他寄生虫病」を「第五條ノ支出、前條ノ補助(日本住血吸虫病ニ係ルモノニ限ル)其ノ他ノ日本住血吸虫病」に、「第三條ノ三第二項及第四條ノ施設」を「第四條ノ予防方法及治療ノ施行」に改め、同條第二項を削る。

(性病予防法の一部改正)

第十七條 性病予防法(昭和二十三年法律第百六十七號)の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「都道府県の下に」又は「市町村(特別区を含む。以下同じ。)」を加え、「設置しなければならぬ」を「設置することができ」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とする。

(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師

等に関する法律の一部改正)

第十八條 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七號)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「都道府県知事の管理に属するあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験委員」を「都道府県にあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員」に改める。

第三条の二及び第三条の三を次のように改める。

第三条の二 都道府県知事は、免許を与えたときは、それぞれ、あん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゆう師免許証(以下「免許証」という。)を交付しなければならぬ。

第三条の三 都道府県にあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿及びきゆう師名簿を備え、それぞれ、あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師(以下「施術者」という。)の免許に関する事項を登録する。

第十一条第一項中「ものの外」を「もののほか」に、「書換交付」を「交付、書換え交付」に、「及び提出」を「返納及び提出並びにあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿及びきゆう師名簿の登録、訂正及び削除」に改める。

第十四條第一号中「第三條の三又は第九條の二第一項若しくは」を「第九條の二第一項又は」に改め、「これらの規定を」を削り、同條第三号中「第十六條第一項」を「第十條第一項」に改める。

(医師法の一部改正)

第十九條 医師法(昭和二十三年法律第二百一十號)の一部を次のように改正する。

第六條第三項中「毎年十二月三十一日現在において、その」を「省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における」に、「翌年一月十五日」を「当該年の翌年一月十五日」に改める。

(診療放射線技師及び診療エックス線技師法の

一部改正)

第二十條 診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六號)の一部を次のように改正する。

第七條中「氏名、本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者についてはその国籍名)、登録年月日その他免許に關し省令で定める」を「診療放射線技師又は診療エックス線技師の免許に關する」に改める。

第八條第三項、第十一條第一項及び第十二條第一項中「住所の」を削る。

第十三條から第十五條までを次のように改める。

第十三條から第十五條まで 削除

第十六條中「返納及び提出、」を「交付、書換え交付、再交付、返納及び提出並びに」に、「並びに氏名、本籍、住所、死亡及び失職の届出」を「の登録、訂正及び削除」に改める。

(柔道整復師法の一部改正)

第二十一條 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九號)の一部を次のように改正する。

第六條及び第七條を次のように改める。

第六條 都道府県に柔道整復師名簿を備え、柔道整復師の免許に関する事項を登録する。

第七條 削除

第九條中「並びに免許証」を「、免許証に、及び返納」を「、返納及び提出並びに柔道整復師名簿の登録、訂正及び削除」に改める。

第十一條を次のように改める。

第十一條 都道府県知事は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員に、試験に関する事務を行わせる。

第二十八條第一号中「第七條又は第十九條第一項若しくは」を「第十九條第一項又は」に改める。

(歯科医師法の一部改正)

第二十二條 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二號)の一部を次のように改正する。

第六條第三項中「毎年十二月三十一日現在において、その」を「省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における」に、「翌年一月十五日」を「当該年の翌年一月十五日」に改める。

(歯科衛生士法の一部改正)

第二十三條 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四十四號)の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「毎年十二月三十一日現在において、その」を「省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における」に、「翌年一月十五日」を「当該年の翌年一月十五日」に改める。

(歯科技工法の一部改正)

第二十四條 歯科技工法(昭和三十年法律第百六十八號)の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「毎年十二月三十一日現在において、その」を「厚生省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における」に、「翌年一月十五日」を「当該年の翌年一月十五日」に改める。

(保健婦助産婦看護婦法の一部改正)

第二十五條 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第三十三條中「毎年十二月三十一日現在において、その」を「省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における」に、「翌年一月十五日」を「当該年の翌年一月十五日」に改める。

(薬剤師法の一部改正)

第二十六條 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六號)の一部を次のように改正する。

第九條中「厚生省令の定めるところにより、毎年十二月三十一日現在において、その」を「厚生省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における」に、「翌年一月十五日」を「当該年の翌年一月十五日」に改める。

(肥料取締法の一部改正)

第二十七條 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七號)の一部を次のように改正する。

第三十條の見出し中「肥料検査吏員」を「肥料

検査員」に改め、同条第一項中「肥料検査吏員」を「都道府県の職員」に改め、同条第三項中「置き、肥料検査吏員は、都道府県に置かれる」を「置く」に改め、同条第五項を第六項とし、同条第四項中「肥料検査吏員」を「肥料検査員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項に規定する職務を行う都道府県の職員を肥料検査員と称する。

(獣医師法の一部改正)

第二十八條 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一條中「毎年十二月三十一日現在におけるその」を「省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における」に、「翌年一月三十一日」を「当該年の翌年一月三十一日」に改める。

(高圧ガス取締法の一部改正)

第二十九條 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項及び第三項に次のただし書を加える。

ただし、製造のための施設の位置、構造又は設備について通商産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

第十四條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第一種製造者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十四條の三第一項に次のただし書を加える。

ただし、販売のための施設の位置、構造又は設備について通商産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

第十四條の三第二項中「前項」を「第一項」に改

め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 販売業者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十九條第一項に次のただし書を加える。

ただし、高圧ガス貯蔵所の位置、構造又は設備について通商産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

第十九條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 高圧ガス貯蔵所の所有者又は占有者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十四條の四第一項に次のただし書を加える。

ただし、消費のための施設の位置、構造又は設備について通商産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

第四十二條に次のただし書を加える。

ただし、製造のための設備について通商産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

第八十三條第一号中「第十四條第三項」を「第十四條第二項若しくは第四項、第十四條の三第二項」に改め、「第十七條第二項」の下に、「第十九條第二項」を加える。

(計量法の一部改正)

第三十條 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第八十一條の八中「三年」を「五年」に、「但し」を「ただし」に改める。

(電気工事士法の一部改正)

第三十一條 電気工事士法(昭和三十五年法律第

百三十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「行なわせる」を「行わせる」に、「都道府県」を「都道府県は、条例で」に、「置く」を「置くことができる」に改め、同条第二項中「政令」を「条例」に改める。

(道路運送法の一部改正)

第三十二條 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第九十九條第一項中「供するもの」の下に「最大積載量が運輸省令で定めるトン数以上であるものに限る」を加え、「家用貨物自動車」を「届出対象家用貨物自動車」に改め、「変更しようとするとき」の下に「(次項の規定により届出をすべきときを除く)」を加え、同条第二項中「家用貨物自動車」を「届出対象家用貨物自動車」に改め、「廃止したとき」の下に「又は前項の届出に係る自動車が改造により届出対象家用貨物自動車でなくなったとき」を加える。

(公衆電気通信法の一部改正)

第三十三條 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五十五條の十一第二項を次のように改める。

2 公社又は会社は、二人以上の者から、これらの者が同一の電気通信回線を使用する特定通信回線使用契約の申込みを受けたときは、その申込みに係る者の業務上の関係又はこれらの者の当該電気通信回線を使用する態様が郵政省令で定める基準に適合する場合に限

り、その申込みを承諾することができる。

第五十五條の十三の次に次の一項を加える。

(他人の設置した電子計算機等の接続)

第五十五條の十三の二 公社又は会社は、特定通信回線使用契約者から、前条第一項の契約に係る電気通信回線に、当該契約に係る使用のために、他人の設置した電子計算機等を接続すべき旨の請求を受けたときは、当該電子計算機等がデータ通信技術基準に適合し、かつ、当該他人が当該電子計算機等につき、第

五十五條の十二に規定する特定通信回線使用契約者に係る義務と同様の義務を負うべき旨の同意書を公社又は会社に提出した場合に限

り、その接続を承諾することができる。

2 公社又は会社は、前項の同意書に係る義務が履行されるときは、同項の接続の承諾を取り消すことができる。

第五十五條の十五第一項を次のように改める。

公社又は会社は、公衆通信回線使用契約の申込みを受けた場合で、その申込みに係る公衆通信回線及び交換設備の状況並びにこれらを使用する態様が、加入電話又は加入電信に係る公衆電気通信業務の提供に支障を及ぼさないようにするため公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に適合する場合に

は、その申込みを承諾しなければならない。

第五十五條の十六を次のように改める。

(相互接続)

第五十五條の十六 公社又は会社は、特定通信回線使用契約者又は公社若しくは会社と公衆通信回線使用契約を締結した者(以下「公衆通信回線使用契約者」という。)から、その契約に係る電気通信回線と郵政省令で定める電気通信回線とを相互に接続すべき旨の請求を受けた場合において、その請求に係る電気通信回線の使用の態様が郵政省令で定める場合に該当するときは、その接続を承諾することができる。

2 公社又は会社は、前項の請求に係る電気通信回線の使用の態様が同項の郵政省令で定める場合に該当しない場合においても、その態様が公衆電気通信業務に支障を及ぼさないことについて公社又は会社が郵政大臣の認可を受けた場合は、その請求を承諾することができる。

第五十五條の十八中「第五十五條の十一第二項の規定は二人以上の者が同一の電子計算機等を使用する公衆通信回線使用契約の申込みの承

諾について、同条第三項を第五十五条の十一第三項に改める。

(建築士法及び建築士法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十四条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項から第十五項までを削り、附則第一項の項番号を削る。

第三十五条 建築士法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項から第七項までを削り、附則第一項の項番号を削る。

(消防法の一部改正)

第三十六条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条の四第一項中「前条第一項を」を「都道府県は、前条第一項に、」を行なわせる」を行なわせるに、「都道府県に」を「条例で」に、「置く」を「置くことができる」に改める。

第二章 適用対象等の消滅及び行政目的達成等による法律の廃止

(総理府関係法律の廃止)

第三十七条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 昭和二十八年法律第九号

二 皇太子明仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律(昭和三十四年法律第十六号)

三 昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する法律(昭和四十八年法律第二百十号)

(法務省関係法律の廃止)

第三十八条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 司法官試験補実地修習期間に関する法律(明治二十九年法律第四号)

二 外国人又は外国法人の物権の登記に関する法律(明治三十二年法律第七十一号)

三 商法施行前に登記のない株式会社登記に

関する法律(明治三十三年法律第四十九号)

四 植林のため設定した地上権登記に関する法律(明治三十三年法律第七十九号)

五 司法官試験補実地修習期間に関する法律(明治三十四年法律第五号)

六 司法官試験補実地修習期間減縮に関する法律(明治三十八年法律第三十二号)

七 判事及び検事の休職並びに判事の転所に関する法律(大正二年法律第七号)

八 司法官試験補及び弁護士試験の資格に関する法律(大正十二年法律第五十二号)

九 判事及び検事の退職並びに判事の転所に関する法律(昭和二十年法律第五十六号)

十 副検事の任命資格の特例に関する法律(昭和二十二年法律第九十九号)

(外務省関係法律の廃止)

第三十九条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 移民保護法(明治二十九年法律第七十号)

二 海外移住組合連合会に対する政府貸付金の出資等に関する法律(昭和十二年法律第四十三号)

(大蔵省関係法律の廃止)

第四十条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 台湾銀行補助法(明治三十二年法律第三十五号)

二 府県監獄費及び府県監獄建築修繕費の国庫支弁に関する法律(明治三十三年法律第四号)

三 沖繩県及び東京府管内伊豆七島における国税徴集に関する法律(明治三十五年法律第二十三号)

四 官庁における印刷局製造の物件買入れに関する法律(明治四十年法律第五号)

五 沖繩県の負担及び国庫補助に関する法律(明治四十一年法律第三号)

六 樺太事業公債法(大正七年法律第二十一号)

七 道路公債法(大正九年法律第五十九号)

八 台湾事業公債法(大正十一年法律第十三号)

九 朝鮮事業公債法(昭和二年法律第十一号)

十 昭和二年及び三年における支那事件に関する一時賜金として交付する公債発行に関する法律(昭和四年法律第四十一号)

十一 国際決済銀行に租税等を課さないことに関する法律(昭和六年法律第六十七号)

十二 満洲事件に関する経費支弁のための公債発行に関する法律(昭和七年法律第一号)

十三 不動産融資及損失補償法(昭和七年法律第二十四号)

十四 昭和八年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律(昭和八年法律第三号)

十五 昭和八年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律(昭和八年法律第二十三号)

十六 昭和九年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律(昭和九年法律第五号)

十七 満洲事件に関する一時賜金として交付する公債発行に関する法律(昭和九年法律第七号)

十八 昭和九年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律(昭和九年法律第二十四号)

十九 昭和九年度一般会計歳出の財源に充てるための公債第二次追加発行に関する法律(昭和九年法律第三十一号)

二十 昭和十年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律(昭和十年法律第十三号)

二十一 昭和十年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律(昭和十年法律第十四号)

二十二 昭和十年度一般会計歳出の財源に充てるための公債第二次追加発行に関する法律(昭和十年法律第二十一号)

二十三 南朝鮮鉄道株式会社所屬鐵道買収のための公債追加発行に関する法律(昭和十年法律第二十七号)

二十四 昭和十一年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律(昭和十一年法律第三号)

二十五 岩手輕便鐵道株式会社所屬鐵道ほか三鐵道及び兼業に屬する資産の買収のための公債発行に関する法律(昭和十一年法律第十八号)

二十六 江当軌道株式会社所屬軌道の経営廃止に対する補償のための公債発行に関する法律(昭和十一年法律第十九号)

二十七 昭和十二年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律(昭和十二年法律第八号)

二十八 昭和十二年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律(昭和十二年法律第二十九号)

二十九 帝國の滿洲國における治外法権の撤廃及び南滿洲鐵道附屬地行政權の調整ないし移譲に伴い退官退職した者等に交付する公債発行に関する法律(昭和十二年法律第三十六号)

三十 横濱鐵道株式會社所屬鐵道ほか三鐵道買収のための公債追加発行に関する法律(昭和十二年法律第三十七号)

三十一 昭和十三年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律(昭和十三年法律第六号)

三十二 昭和十三年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律(昭和十三年法律第二十一号)

三十三 昭和十四年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律(昭和十四年法律第二号)

三十四 朝鮮鐵道株式會社所屬金泉慶北安東間鐵道買収のための公債追加発行に関する法律(昭和十四年法律第二十一号)

三十五 昭和十四年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律(昭和十四年法律第二十九号)

三十六 今次の戦争に関する特別賜金として交付するための公債追加発行に関する法律(昭和十

- 四十七 昭和十五年一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律(昭和十五年法律第六号)
- 三十八 昭和十五年一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律(昭和十五年法律第六十八号)
- 三十九 今次の戦争に関する一時賜金として交付するための公債発行に関する法律(昭和十五年法律第六十九号)
- 四十 金華山軌道株式会社及び朝倉軌道株式会社所屬軌道の経営廃止に対する補償のための公債発行に関する法律(昭和十五年法律第八十四号)
- 四十一 樺太鐵道株式会社所屬鐵道買収のための公債発行に関する法律(昭和十五年法律第八十五号)
- 四十二 朝鮮銀行法及び台灣銀行法の臨時特例に関する法律(昭和十六年法律第十五号)
- 四十三 昭和十六年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律(昭和十六年法律第二十三号)
- 四十四 昭和十六年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律(昭和十六年法律第三十一号)
- 四十五 留萌鐵道株式会社及び新潟臨港開發株式會社所屬鐵道買収のための公債発行に関する法律(昭和十六年法律第八十一号)
- 四十六 田名部運輸軌道株式會社所屬軌道の経営廃止に対する補償のための公債発行に関する法律(昭和十六年法律八十二号)
- 四十七 昭和十七年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律(昭和十七年法律第二号)
- 四十八 昭和十八年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律(昭和十八年法律第九号)
- 四十九 北海道鐵道株式會社所屬鐵道ほか十一鐵道買収のための公債発行に関する法律(昭和十八年法律第二十四号)
- 五十 多額島鐵道株式會社所屬新義州南市間鐵道買収のための公債発行に関する法律(昭和十八年法律第二十五号)
- 五十一 朝鮮における米穀の生産を確保するための補給金及び企業の整備に要する経費の財源に充てるための公債発行に関する法律(昭和十八年法律第九十三号)
- 五十二 台灣における米穀の生産を確保するための補給金の財源に充てるための公債発行に関する法律(昭和十八年法律第九十四号)
- 五十三 昭和十九年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律(昭和十九年法律第八号)
- 五十四 昭和二十年年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律(昭和二十年法律第十八号)
- 五十五 軍人及び軍属以外の者に交付された賜金國庫債券を無効とすることに關する法律(昭和二十一年法律第四号)
- 五十六 復興金融庫及び産業復興當出資扶込金支弁のための公債発行に関する法律(昭和二十一年法律四十七号)
- 五十七 帝國鐵道會計又は通信事業特別會計における昭和二十一年度の経費支弁のための借入金等に関する法律(昭和二十一年法律第五十五号)
- 五十八 昭和二十一年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律(昭和二十一年法律第六十四号)
- 五十九 昭和二十一年度一般会計終戦処理費の財源に充てるための借入金に関する法律(昭和二十二年法律第十号)
- 六十 食糧管理特別會計が農業災害補償法により昭和二十二年年度において負担する水稻共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てるための一般會計からの繰入金に関する法律(昭和二十二年法律第八十六号)
- 六十一 昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律(昭和二十三年法律第十五号)
- 六十二 簡易生命保險事業における戦争危険に因る死亡に基く保險金の支払による損失の補てんに関する法律(昭和二十三年法律第一百号)
- 六十三 造幣局積置運轉資本の増加等に関する法律(昭和二十四年法律第八号)
- 六十四 昭和二十四年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律(昭和二十四年法律第十三号)
- 六十五 大蔵省預金部特別會計外特別會計の昭和二十四年度における繰入不足補てんのための一般會計から繰入金に関する法律(昭和二十四年法律第三十一号)
- 六十六 印刷庁特別會計の固有資本の増加に充てるための一般會計から繰入金に関する法律(昭和二十四年法律第三十二号)
- 六十七 臨時宅地貸賃価格修正法(昭和二十四年法律第八十五号)
- 六十八 昭和二十一年度における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の償還期限の延期等に関する法律(昭和二十五年法律第六号)
- 六十九 大蔵省預金部特別會計の昭和二十五年年度における繰入不足補てんのための一般會計から繰入金に関する法律(昭和二十五年法律第十九号)
- 七十 食糧管理特別會計の繰入不足を補てんするための一般會計から繰入金に関する法律(昭和二十五年法律第二十八号)
- 七十一 農業共済再保險特別會計の繰入不足を補てんするための一般會計から繰入金に関する法律(昭和二十五年法律第二十九号)
- 七十二 昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律(昭和二十五年法律第六十六号)
- 七十三 米國対日援助見返資金特別會計から繰入る電気通信事業特別會計及び国有林野事業特別會計に対する繰入金並びに日本国有鐵道に對する交付金に関する法律(昭和二十五年法律第六十六号)
- 七十四 船舶公団の共有持分の処理等に関する法律(昭和二十五年法律第二百三十七号)
- 七十五 外國為替特別會計の資本の増加に充てるための一般會計から繰入金に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十三号)
- 七十六 農地証券の償還金の一部を一般會計の負担とすることに關する法律(昭和二十六年法律第二十一号)
- 七十七 食糧管理特別會計の繰入不足を補てんするための一般會計から繰入金に関する法律(昭和二十六年法律第六十九号)
- 七十八 食糧配給公団の清算経費の財源に充てるための剰余金の使用に関する法律(昭和二十六年法律第七十号)
- 七十九 一般會計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別會計から繰入金に関する法律(昭和二十六年法律第二百九十三号)
- 八十 農業共済再保險特別會計における家畜再保險金の支払財源に充てるための一般會計から繰入金に関する法律(昭和二十六年法律第二百九十五号)
- 八十一 漁船再保險特別會計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一般會計から繰入金に関する法律(昭和二十七年法律第四十八号)
- 八十二 農業共済再保險特別會計の繰入不足を補てんするための一般會計から繰入金に関する法律(昭和二十七年法律第五十号)
- 八十三 地方公共団体職員給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律(昭和二十七年法律第六十三号)
- 八十四 昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百二十七号)
- 八十五 食糧管理特別會計の繰入不足を補てんするための一般會計から繰入金に関する法律

法律(昭和二十七年法律第三百二十八号)

八十六 日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律(昭和二十七年法律第三百三十六号)

八十七 昭和二十七年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十一号)

八十八 漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に課する法律(昭和二十八年法律第二十九号)

八十九 昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律(昭和二十八年法律第四十号)

九十 昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律(昭和二十八年法律第七十七号)

九十一 特別減税関係法(昭和二十八年法律第七十八号)

九十二 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害たばと耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百二十号)

九十三 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律(昭和二十八年法律第二百二十八号)

九十四 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十二号)

九十五 昭和二十八年年度における特別償還旧特別会計の交付金の支払財源に充ててするための資金運用部から繰入金に課する法律(昭和二十八年法律第二百六十三号)

九十六 食糧管理特別会計の昭和二十八年産米穀に係る供出完遂奨励金の支払財源の一部に充ててための一般会計から繰入金に課する法律(昭和二十八年法律第二百八十号)

九十七 漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に課する法律(昭和二十八年法律第二百八十一号)

九十八 昭和二十八年の風水害及び冷害による被害農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴い食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計から繰入金に課する法律(昭和二十九年法律第四号)

九十九 財政法第四十二条の特例に関する法律(昭和二十九年法律第三十一号)

百 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に課する法律(昭和二十九年法律第三十三号)

百一 北海道における国有の緊急開拓施設等の護身に関する法律(昭和二十九年法律第五十三号)

百二 漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に課する法律(昭和二十九年法律第二百十四号)

百三 昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百二十号)

百四 昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律(昭和三十年法律第十五号)

百五 昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴い食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計から繰入金に課する法律(昭和三十年法律第四十七号)

百六 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に課する法律(昭和三十年法律第四十八号)

百七 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に課する法律(昭和三十年法律第四十九号)

律(昭和三十年法律第四十九号)

百八 農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に関する法律(昭和三十年法律第六十七号)

百九 日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律(昭和三十年法律第三十三号)

百十 昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭和三十年法律第四十九号)

百十一 食糧管理特別会計の昭和三十年年度における損失を補てんするための措置に関する法律(昭和三十一年法律第二十三号)

百十二 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に課する法律(昭和三十一年法律第二十四号)

百十三 昭和三十一年年度の食糧管理特別会計の借入限度等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第六十九号)

百十四 昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭和三十一年法律第二号)

百十五 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に課する法律(昭和三十一年法律第十六号)

百十六 昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭和三十一年法律第四号)

百十七 漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に課する法律(昭和三十三年法律第十四号)

百十八 食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充ててための一般会計から繰入金に課する法律(昭和三十三年法律第二十三号)

百十九 昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に関する法律(昭和三十三年法律第六号)

の提出期限等の特例に関する法律(昭和三十三年法律第六号)

百二十 昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭和三十四年法律第九号)

百二十一 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に課する法律(昭和三十四年法律第二十六号)

百二十二 糸織安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充ててための一般会計から繰入金に課する法律(昭和三十四年法律第六十二号)

百二十三 昭和三十四年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭和三十五年法律第四号)

百二十四 一般会計の歳出の財源に充ててための国有林野事業特別会計から繰入金に課する法律(昭和三十五年法律第八十八号)

百二十五 昭和三十五年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭和三十五年法律第六十六号)

百二十六 昭和三十六年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭和三十七年法律第一号)

百二十七 昭和三十七年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭和三十八年法律第二号)

百二十八 オリヰンピック東京大会の準備等に必要資金に充ててための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律(昭和三十八年法律第二十七号)

百二十九 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に課する法律(昭和三十八年法律第七十一号)

百三十 昭和三十八年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭和三十九年法律第一号)

- 百三十一 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭和三十一年法律第八十三号)
- 百三十二 昭和三十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(昭和四十一年法律第一号)
- 百三十三 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭和四十一年法律第五十五号)
- 百三十四 昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(昭和四十一年法律第五号)
- 百三十五 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)
- 百三十六 昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(昭和四十一年法律第四十八号)
- 百三十七 昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(昭和四十三年法律第一号)
- 百三十八 昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(昭和四十三年法律第一号)
- 百三十九 漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭和四十五年法律第六十六号)
- 百四十 昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(昭和四十六年法律第三号)
- 百四十一 農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からの繰入金等に関する法律(昭和四十六年法律第十四号)
- 百四十二 昭和四十六年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(昭和四十七年法律第四号)
- 百四十三 昭和四十七年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(昭和四十八年法律第一号)
- 百四十四 農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の償還に関する特別措置法(昭和四十八年法律第二十四号)
- (文部省関係法律の廃止)
- 第四十一条 次に掲げる法律は、廃止する。
- 一 公立学校の教育公務員と地方公共団体の職員との兼職についての臨時措置に関する法律(昭和二十六年法律第三号)
- 二 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百四十九号)
- 三 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百五十号)
- 四 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百五十一号)
- 五 昭和三十三年九月の風水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法(昭和三十三年法律第九十一号)
- 六 昭和三十三年八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七十六号)
- 七 昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七十七号)
- 八 昭和三十六年五月の風水害、同年六月及び七月の風水害又は同年九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法(昭和三十六年法律第九十九号)
- 九 昭和三十六年六月及び七月の風水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法(昭和三十六年法律第九十九号)
- (厚生省関係法律の廃止)
- 第四十二条 次に掲げる法律は、廃止する。
- 一 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭和二十四年法律第二百七十二号)
- 二 予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十二号)
- 三 国民健康保険再建整備資金貸付法(昭和二十七年法律第四十四号)
- 四 医師等の免許及び試験の特例に関する法律(昭和二十八年法律第九十二号)
- 五 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百十六号)
- 六 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百十七号)
- 七 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百十八号)
- 八 昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百二十号)
- 九 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による社会福祉事業施設の災害復旧に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百三十一号)
- 十 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域において行う母子福祉資金の貸付に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百三十二号)
- 十一 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十四号)
- 十二 医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭和三十一年法律第六十五号)
- 十三 昭和三十四年七月及び八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法(昭和三十四年法律第八十四号)
- 十四 昭和三十四年八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法(昭和三十四年法律第八十五号)
- 十五 昭和三十四年七月及び八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法(昭和三十四年法律第八十六号)
- 十六 昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧に関する特別措置法(昭和三十四年法律第八十七号)
- 十七 昭和三十四年七月及び八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法(昭和三十四年法律第八十八号)
- 十八 昭和三十四年七月及び八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法(昭和三十四年法律第八十九号)
- 十九 昭和三十四年七月及び八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する福祉年金の支給に関する特別措置法(昭和三十四年法律第九十号)
- 二十 昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法(昭和三十六年法律第二百六十六号)

二十一 昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法（昭和三十六年法律第二百七号）  
二十二 昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律（昭和三十六年法律第二百八号）  
二十三 医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律（昭和三十六年法律第二百三十一号）  
（農林水産省関係法律の廃止）  
第四十三条 次に掲げる法律は、廃止する。  
一 農林中央金庫特別融通及損失補償法（昭和七年法律第三十二号）  
二 農村負債整理資金特別融通及損失補償法（昭和十二年法律第七十七号）  
三 臨時農村負債処理法（昭和十三年法律第六十九号）  
四 森林資源造成法（昭和二十年法律第三十五号）  
五 農林漁業組合再建整備法（昭和二十六年法律第四十号）  
六 閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社及び積立た繭糸価格安定資金の処分に関する法律（昭和二十七年法律第二十号）  
七 小型船舶及び網漁業整理特別措置法（昭和二十七年法律第七十七号）  
八 十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法（昭和二十七年法律第二百三十四号）  
九 農業災害補償法の臨時特例に関する法律（昭和二十八年法律第四十五号）  
十 市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律（昭和二十八年法律第四十六号）  
十一 農林漁業組合連合会整備促進法（昭和二十八年法律第九十号）  
十二 昭和二十八年六月及び七月の大水害並び

に同年八月及び九月の風水害による被害農家に對する米麦の売渡の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百三十五号）  
十三 昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法（昭和二十八年法律第二百七十一号）  
十四 昭和二十八年における冷害等による被害農家に對する米麦の売渡の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百七十五号）  
十五 特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法（昭和二十九年法律第一号）  
十六 北海道における国有林野の風害木等の売却代金の納付に関する特別措置法（昭和二十九年法律第二百十八号）  
十七 昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に對する米麦の売渡の特例に関する法律（昭和二十九年法律第二百二十八号）  
十八 昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に對する米麦の売渡の特例に関する法律（昭和三十年法律第二百二十七号）  
十九 日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律（昭和三十年法律第九十六号）  
二十 農業協同組合整備特別措置法（昭和三十一年法律第四十四号）  
二十一 北海道における国有の魚田開発施設等の譲与等に関する法律（昭和三十二年法律第四号）  
二十二 昭和三十一年の災害による被害農家に對する米穀の売渡の特例に関する法律（昭和三十三年法律第五十七号）  
二十三 農業災害補償法第七十七条第四項の共済掛金標準率の改訂の臨時特例に関する法律（昭和三十三年法律第二百一十一号）  
二十四 昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に對する米穀の売渡の特例に関する法律（昭和三十三年法律

第二百八十五号）  
二十五 農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法（昭和三十四年法律第四十七号）  
二十六 小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す国有てん菜糖の売渡価格の特例に関する法律（昭和三十四年法律第五十七号）  
二十七 臨時てん菜糖製造業者納付金法（昭和三十四年法律第九十三号）  
二十八 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法（昭和三十四年法律第六十九号）  
二十九 昭和三十四年八月及び九月の風水害による任意共済に係る保険金の支払等にあてての資金の融通に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七十号）  
三十 昭和三十四年七月及び八月の豪雨、同年八月及び九月の暴風雨又は同年九月の降ひよによる被害農家に對する米穀の売渡の特例に関する法律（昭和三十四年法律第八十号）  
三十一 昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業に助成に関する特別措置法（昭和三十四年法律第八十一号）  
三十二 昭和三十四年九月の風水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法（昭和三十四年法律第八十二号）  
三十三 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法（昭和三十五年法律第八十八号）  
三十四 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法（昭和三十五年法律第九十号）  
三十五 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小

型の漁船の建造に関する特別措置法（昭和三十五年法律第九十号）  
三十六 漁業権存続期間特例法（昭和三十六年法律第一号）  
三十七 昭和三十六年五月、六月、七月、八月、九月及び十月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律（昭和三十六年法律第九十六号）  
三十八 昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月、九月及び十月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法（昭和三十六年法律第二百二十号）  
三十九 昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法（昭和三十六年法律第二百二十一号）  
四十 昭和三十八年四月から六月までの長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律（昭和三十八年法律第三十二号）  
四十一 昭和三十九年四月から五月上旬までの長雨等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律（昭和三十九年法律第二百二十五号）  
四十二 魚価安定基金の解散に関する法律（昭和四十三年法律第九十三号）  
四十三 飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する法律（昭和四十八年法律第十八号）  
四十四 日本てん菜振興会の解散に関する法律（昭和四十八年法律第三十三号）  
（通商産業省関係法律の廃止）  
第四十四条 次に掲げる法律は、廃止する。  
一 帝國蠶業開発株式会社法（昭和十四年法律第八十二号）

- 二 財団法人理化学研究所に関する措置に関する法律(昭和二十二年法律第三十一号)
  - 三 石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律(昭和二十四年法律第十七号)
  - 四 緊要物資の売払に関する法律(昭和二十六年法律第二百二十九号)
  - 五 昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百二十一号)
  - 六 昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百四十二号)
  - 七 昭和二十八年六月及び七月の大水害地域並びに同年八月及び九月の風水害地域における自転車競技法の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十一号)
  - 八 昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十九年法律第二百七十七号)
  - 九 昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百二十四号)
  - 十 昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法(昭和三十四年法律第九十三号)
  - 十一 昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法(昭和三十四年法律第九十七号)
  - 十二 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和三十五年法律第九十九号)
  - 十三 昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律(昭和三十六年法律第二百十二号)
  - 十四 昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和三十六年法律第二百十三号)
  - (運輸省関係法律の廃止)  
第四十五条 次に掲げる法律は、廃止する。  
一 外国において鉄道を敷設する帝國会社に関する法律(明治三十三年法律第八十七号)
  - 二 富士身延鉄道株式会社及び白根鉄道株式会社所屬鐵道買収に関する法律(昭和十六年法律第五十二号)
  - 三 商船管理委員会の解散及び清算に関する法律(昭和二十七年法律第二十四号)
  - 四 昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法(昭和二十七年法律第六十九号)
  - 五 臨時船賃等改善助成利子補給法(昭和二十八年法律第五十号)
  - 六 昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による地方鐵道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第二百二十二号)
  - 七 昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百七十八号)
  - (郵政省関係法律の廃止)  
第四十六条 次に掲げる法律は、廃止する。  
一 郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大藏省預金部等損失特別処理法第四条の臨時特例等に関する法律(昭和三十四年法律第四十三号)
  - 二 昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法(昭和四十二年法律第七十号)
  - (労働省関係法律の廃止)  
第四十七条 次に掲げる法律は、廃止する。
- 一 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百十九号)
  - 二 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百三十九号)
  - 三 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法(昭和三十四年法律第八十三号)
  - 四 昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法(昭和三十四年法律第九十五号)
  - (建設省関係法律の廃止)  
第四十八条 次に掲げる法律は、廃止する。  
一 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百五十七号)
  - 二 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七十一号)
  - 三 昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢灣等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七十二号)
  - 四 昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び湛水の排除に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七十三号)
  - 五 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律(昭和三十五年法律第六十六号)
  - 六 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法(昭和三十五年法律第七十号)
- 七 昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律(昭和三十六年法律第二百九十九号)
  - 八 昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による湛水の排除に関する特別措置法(昭和三十六年法律第二百十号)
  - 九 昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月、九月及び十月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法(昭和三十六年法律第二百一十一号)
  - 十 昭和五十年年度及び昭和五十一年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律(昭和五十年法律第八十五号)
  - (自治省関係法律の廃止)  
第四十九条 次に掲げる法律は、廃止する。  
一 神奈川県下郡廢置法律(明治二十九年法律第十九号)
  - 二 長崎県下郡廢置法律(明治二十九年法律第二十号)
  - 三 新潟県下郡界変更及び郡廢置法律(明治二十九年法律第二十一号)
  - 四 山口県下郡廢置法律(明治二十九年法律第二十二号)
  - 五 和歌山県下郡廢置法律(明治二十九年法律第二十三号)
  - 六 福岡県下郡廢置法律(明治二十九年法律第二十四号)
  - 七 佐賀県下郡廢置法律(明治二十九年法律第二十五号)
  - 八 宮崎県下郡廢置法律(明治二十九年法律第二十六号)
  - 九 東京府下郡廢置法律(明治二十九年法律第三十七号)
  - 十 大阪府下郡廢置法律(明治二十九年法律第三十八号)

十一 兵庫県下郡廃置及び郡界変更法律（明治二十九年法律第三十九号）  
十二 埼玉県下郡界変更及び郡廃置法律（明治二十九年法律第四十号）  
十三 群馬県下郡廃置及び郡界変更法律（明治二十九年法律第四十一号）  
十四 千葉県下郡廃置法律（明治二十九年法律第四十二号）  
十五 茨城県下郡廃置及び郡界変更法律（明治二十九年法律第四十三号）  
十六 栃木県下郡廃置法律（明治二十九年法律第四十四号）  
十七 奈良県下郡廃置法律（明治二十九年法律第四十五号）  
十八 三重県下郡廃置法律（明治二十九年法律第四十六号）  
十九 静岡県下郡廃置法律（明治二十九年法律第四十七号）  
二十 滋賀県下郡界変更及び郡廃置法律（明治二十九年法律第四十八号）  
二十一 福島県下郡廃置法律（明治二十九年法律第四十九号）  
二十二 岩手県下郡廃置法律（明治二十九年法律第五十号）  
二十三 富山県下郡分離及び郡廃置法律（明治二十九年法律第五十一号）  
二十四 鳥取県下郡廃置法律（明治二十九年法律第五十二号）  
二十五 島根県下郡廃置法律（明治二十九年法律第五十三号）  
二十六 熊本県下郡廃置法律（明治二十九年法律第五十四号）  
二十七 鹿児島県下郡界並びに郡界変更及び郡廃置法律（明治二十九年法律第五十五号）  
二十八 岐阜県下郡廃置及び郡界変更法律（明治二十九年法律第八十六号）  
二十九 愛媛県下郡廃置法律（明治二十九年法律第八十七号）  
三十 広島県下郡廃置法律（明治三十一年法律

第八号）  
三十一 愛媛県下郡界変更法律（明治三十二年法律第二十二号）  
三十二 香川県下郡廃置法律（明治三十二年法律第四十一号）  
三十三 大分県下郡界変更法律（明治三十二年法律第四十二号）  
三十四 岡山県下郡廃置及び郡界変更法律（明治三十三年法律第二十八号）  
三十五 京都府下郡界並びに郡界変更法律（明治三十五年法律第十四号）  
三十六 和歌山県下郡界変更法律（明治四十年法律第三十六号）  
三十七 愛知県下郡廃置法律（大正二年法律第五号）  
三十八 埼玉県下郡界変更に関する法律（大正十年法律第六十五号）  
三十九 昭和二十八年八月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百二十九号）  
四十 昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律（昭和二十九年法律第九十号）  
四十一 昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律（昭和三十一年法律第一号）  
四十二 昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律（昭和三十年法律第七十六号）  
四十三 昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭和三十三年法律第百八十九号）  
四十四 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第七十五号）  
四十五 昭和三十四年七月及び八月の水害又は

同年八月及び九月の風水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する法律（昭和三十四年法律第百七十九号）  
四十六 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律（昭和三十五年法律第一百四十四号）  
四十七 昭和三十六年五月の風水害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月、九月及び十月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭和三十六年法律第二百二十二号）  
四十八 参議院議員の通常選挙に関する臨時特例法（昭和四十九年法律第七十三号）  
附則  
（施行期日等）  
一 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 第十三条中厚生省設置法第二十条の改正規定 昭和五十七年十月一日  
二 第十八条中あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第二条第五項の改正規定及び第二十一条中柔道整復師法第十条の改正規定 昭和五十八年四月一日  
三 第三十一条の規定 昭和五十八年十二月一日  
四 第二十九条及び附則第五項から第八項までの規定 公布の日から起算して一月を経過した日  
五 第十八条の規定（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第二条第五項の改正規定を除く）、第二十条の規定及び第二十一条の規定（柔道整復師法第十一条の改正規定を除く）、公布の日から起算して二月を経過した日  
六 第三十三条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

七 第三条及び第三十六条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日  
八 第十條の規定による改正後の国税徴収法（以下この項において「新法」という。）の規定は、この法律の施行の日以後に新法第九十五条の規定により行ふ公告に係る公売について適用する。（経過措置）  
九 次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める規定にかかわらず、なお従前の例による。  
一 国際的協定又は国際的契約であつてこの法律の施行前にしたものに係る届出 第一条の規定による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六条第二項  
二 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつたトランプ類税 第八条の規定による改正後のトランプ類税法第八条第三項  
三 この法律の施行の際現に計量法第百八十一条の二の指定を受けている者の指定の有効期間 第三十条の規定による改正後の同法第百八十一条の八  
四 附則第一項第五号に定める日前に次の各号に掲げる免許を取得した者の免許は、同日現在においてその者について、それぞれ当該各号に定める名簿を作成している都道府県知事が与えたものとみなす。  
一 あん摩マツサージ指圧師免許 あん摩マツサージ指圧師名簿  
二 はり師免許 はり師名簿  
三 きゆう師免許 きゆう師名簿  
四 柔道整復師免許 柔道整復師名簿  
五 附則第一項第四号に定める日前に着手した軽微変更工事（第二十九条の規定による改正後の高圧ガス取締法（以下この項及び次項において「新高圧ガス法」という。）第十四条第一項ただし書、第十四条の三第一項ただし書又は第十九条第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更の工事に該当する工事）をいう。次項及び附則第七項において同じ。）については、新高圧ガ

ス法第十四条第二項、第十四条の三第二項又は第十九条第二項の規定は、適用しない。

6 附則第一項第四号に定める日前に軽微変更工事について第二十九条の規定による改正前の高圧ガス取締法(次項において「旧高圧ガス法」という)第十四条第一項、第十四条の三第一項又は第十九条第一項の許可を受けていた者がする当該軽微変更工事に係る施設又は貯蔵所については、新高圧ガス法第二十条の規定は、適用しない。

7 前項に規定する許可を受けていた者であつて附則第一項第四号に定める日前に当該軽微変更工事に着手したものは、同日前に当該工事に係る施設又は貯蔵所につき旧高圧ガス法第二十条の完成検査を受け、これらが同条に規定する技術上の基準に適合していると認められた場合を除き、その完成後(附則第一項第四号に定める日前に当該工事を完成した場合には、同日後)遅滞なく、その完成の年月日その他の通商産業省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

8 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

9 この法律(附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により従前の例によることとされる届出に係るこの法律の施行後にした行為及び同項第二号の規定により従前の例によることとされるトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

10 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二号中「第百六条第二項」を「第百四条の二第二項」に、「以下次号」を「次号」に改める。

(文部省設置法の一部改正)

11 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六

号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十九号の四を削る。

第八条第九号の二を削る。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

12 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「道路運送法第九十九条第一項」を「当該届出をすべき事項が道路運送法第九十九条第一項の規定による届出をすべき事項に相当するときは、同項」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

13 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「ものの外」を「もののほか」に、「左の」を「次の」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(地方道路譲与税法の一部改正)

14 地方道路譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項から第五項までを削る。

#### 理由

行政事務の簡素合理化を図るため関係法律を整理するとともに、適用対象が消滅したこと等により法律の廃止を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。